

令和元年第3回定例会

麻績村議会会議録

令和元年 9月3日 開会

令和元年 9月9日 閉会

麻績村議会

令和元年第三回〔九月〕定例会

麻績村議会議録

令和元年第三回〔九月〕定例会

麻績村議会議録

令和元年第3回麻績村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (9月3日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議の宣告	6
○議事日程の説明	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	7
○村長挨拶	7
○諸般の報告	10
○請願・陳情等の委員会付託	10
○議案第1号～議案第12号の一括上程、提案理由の説明	10
○認定第1号～認定第9号の一括上程	14
○決算書会計管理者説明	14
○平成30年度決算審査意見書報告	20
○散会の宣告	23

第 2 号 (9月6日)

○議事日程	25
○出席議員	25
○欠席議員	25
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	25
○事務局職員出席者	25

○開議の宣告	2 6
○議事日程の説明	2 6
○一般質問	2 6
茂 木 泰 男 君	2 6
飯 森 茂 孝 君	3 8
塚 原 利 彦 君	5 5
峯 村 賢 治 君	7 3
宮 川 秀 俊 君	9 0
塚 原 義 昭 君	1 0 7
小 瀬 佳 彦 君	1 1 9
○委員長報告	1 3 6
○散会の宣告	1 3 9

第 3 号 (9月9日)

○議事日程	1 4 1
○出席議員	1 4 2
○欠席議員	1 4 2
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 3
○事務局職員出席者	1 4 3
○開議の宣告	1 4 4
○議事日程の説明	1 4 4
○認定第 1 号の質疑、討論、採決	1 4 4
○認定第 2 号の質疑、討論、採決	1 4 5
○認定第 3 号の質疑、討論、採決	1 4 6
○認定第 4 号の質疑、討論、採決	1 4 7
○認定第 5 号の質疑、討論、採決	1 4 7
○認定第 6 号の質疑、討論、採決	1 4 8
○認定第 7 号の質疑、討論、採決	1 4 9
○認定第 8 号の質疑、討論、採決	1 4 9
○認定第 9 号の質疑、討論、採決	1 5 0

○議案第 1 号の質疑、討論、採決	1 5 0
○議案第 2 号の質疑、討論、採決	1 5 1
○議案第 3 号の質疑、討論、採決	1 5 1
○議案第 4 号の質疑、討論、採決	1 5 2
○議案第 5 号の質疑、討論、採決	1 5 2
○議案第 6 号の質疑、討論、採決	1 5 3
○議案第 7 号の質疑、討論、採決	1 5 4
○議案第 8 号の質疑、討論、採決	1 5 4
○議案第 9 号の質疑、討論、採決	1 5 5
○議案第 1 0 号の質疑、討論、採決	1 5 5
○議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	1 5 6
○議案第 1 2 号の質疑、討論、採決	1 5 6
○同意第 1 号～同意第 3 号の一括上程、提案理由の説明	1 5 7
○同意第 1 号の質疑、討論、採決	1 5 8
○同意第 2 号の質疑、採決	1 6 0
○同意第 3 号の質疑、採決	1 6 1
○発議第 1 号の上程、質疑、討論、採決	1 6 1
○発議第 2 号の上程、質疑、討論、採決	1 6 2
○発議第 3 号の上程、質疑、討論、採決	1 6 2
○発議第 4 号の上程、質疑、採決	1 6 3
○発議第 5 号の上程、質疑、討論、採決	1 6 4
○閉会中の継続審査の申し出について	1 6 5
○村長挨拶	1 6 5
○閉会の宣告	1 6 6
○署名議員	1 6 7

○ 招 集 告 示

麻績村告示第31号

令和元年第3回麻績村議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年8月28日

麻績村長 高野 忠 房

1 日 時 令和元年9月3日（火） 午後 1時30分

2 場 所 麻績村役場 議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番 飯 森 茂 孝 君
3番 峯 村 賢 治 君
5番 塚 原 義 昭 君
7番 茂 木 泰 男 君

2番 塚 原 利 彦 君
4番 宮 川 秀 俊 君
6番 小 瀬 佳 彦 君
8番 小 山 福 績 君

不応招議員（なし）

令和元年第3回麻績村議会定例会（第1日）

議事日程（第1号）

令和元年9月3日（火）午後1時30分開会

開会及び開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長挨拶

日程第 4 諸般の報告（村長報告、議員派遣結果報告）

日程第 5 請願・陳情等の委員会付託について

日程第 6 議案第1号から議案第12号まで一括上程

議案第 1号 麻績村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 2号 麻績村教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 3号 麻績村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 4号 麻績村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 5号 令和元年度麻績村一般会計補正予算（第2号）

議案第 6号 令和元年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第 7号 令和元年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 8号 令和元年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 9号 令和元年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第10号 令和元年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第11号 令和元年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第12号 令和元年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第 7 認定第 1 号から認定第 9 号まで一括上程

認定第 1 号 平成 30 年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号 平成 30 年度麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号 平成 30 年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号 平成 30 年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5 号 平成 30 年度麻績村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6 号 平成 30 年度麻績村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号 平成 30 年度麻績村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8 号 平成 30 年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9 号 平成 30 年度麻績村観光事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 決算書会計管理者説明

日程第 9 決算審査意見書報告

出席議員（8名）

1 番 飯 森 茂 孝 君

2 番 塚 原 利 彦 君

3 番 峯 村 賢 治 君

4 番 宮 川 秀 俊 君

5 番 塚 原 義 昭 君

6 番 小 瀬 佳 彦 君

7 番 茂 木 泰 男 君

8 番 小 山 福 績 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名（11名）

村 長 高 野 忠 房 君

副 村 長 塚 原 勝 幸 君

教 育 長	飯 森 力 君	村づくり推進 課 長	宮 下 和 樹 君
総 務 課 長	宮 下 利 秀 君	振 興 課 長	塚 原 敏 樹 君
水 道 室 長	飯 森 秀 俊 君	住 民 課 長	森 山 正 一 君
観 光 課 長	青 木 秀 典 君	教 育 次 長	臼 井 太 津 男 君
監 査 委 員	飯 森 雄 三 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	塚 原 優 仁	書 記	宮 下 桜
--------	---------	-----	-------

開会 午後 1時30分

◎開会及び開議の宣告

○議長（小山福績君） 皆さん、こんにちは。定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、令和元年第3回麻績村議会9月定例会第1日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、報道関係者より撮影、議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の説明

○議長（小山福績君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、今期定例会の会期中の日程につきましては、さきの議会運営委員会において審議予定表のとおり決定しておりますので、報告いたします。

事務局長より、議案、配付資料等の確認及び今期定例会の日程と本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎会議録署名議員の指名

○議長（小山福績君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第119条の規定により、1番、飯森茂孝議員、4番、宮川秀俊議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小山福績君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

8月8日開催の議会運営委員会において、本日3日から9日までの5日間と決定しております。

お諮りします。

今期定例会の会期を9月3日から9月9日までの5日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日9月3日から9月9日までの5日間と決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（小山福績君） 日程第3、村長挨拶。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに令和元年第3回麻績村議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多様のところ全員ご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

ことしも昨年につき、全国各地で異常気象や台風、豪雨による大きな災害が発生いたしました。被害に遭われた方々には、心からお見舞いを申し上げますとともに、復旧が早期に進むことを祈念するものであります。幸い、麻績村ではこうした災害もなく、ことしも平穏な実りの秋を迎えようとしておりますこと、大変うれしく思っております。

さて、日本経済は、全体では明るい兆しが見え、改善されたと言われておりますが、地方では、多くの分野でいまだ実感できない状況にありますし、来月10月1日からの消費税アップも重なり、厳しさも予想されております。

また、米中の貿易摩擦や日韓関係の陰悪化、中東地域での緊張の高まり、イギリスのEU離脱後の行方など、世界の経済情勢は不透明さを増している状況であります。さらに、北朝

鮮の核ミサイル開発、中国の強硬な海洋進出など、近隣では緊張も高まっております。

そして、地域に目を向けますと、地域の主産業、農業の低迷は長く続き、少子高齢化、過疎化の動き、あらゆる分野での人手不足、こうした現象が一段と速まっているようにも思います。

麻績村を元気にしようという新たな地方創生事業、農業後継者育成など、動いてはおりますが、これらの事業効果があらわれるのはしばらく先になりそうです。地方創生の担い手となる地方が真に創生されるよう、財源の継続的確保や、地方の多様性への配慮、地方の創意工夫が引き出される施策の充実を願っております。

ここで、令和元年度の第1・四半期以降における主な事業事務の進捗状況について申し上げます。

まず、4月から始めました地区行政懇談会につきましては、7月26日まで25会場で実施いたしました。昨年度とほぼ同数の405名のご出席をいただき、村政に対する貴重なご意見を賜りました。今後の行政運営に役立つものと感謝を申し上げます。

次に、若者定住の促進につきまして、本町地区の定住住宅建設が一段落し、新たに小東地区での若者定住とあわせて、都市部からの移住促進を狙った事業が始まりましたが、現在、概要設計、水道、下水道計画、土地買収事務ほか、ほぼ計画に沿って進んでおります。

また、都市部からの移住促進事業につきましては、関係機関のご協力を得て、東京、名古屋での相談会を開催するなど、積極的な事業を展開しております。

次に、子育て・教育環境の整備、充実につきまして、昨年度から進めております夏の猛暑対策は、夏を迎える前に完了し、ことしは保育園、小学校、中学校ともに快適な環境の中で過ごすことができました。ご利用者の数が大きく伸びておりますひだまりについては、ご利用者様のご要望等をお聞きして、さらなる充実を図っております。

いよいよ来年4月から麻績村単独で管理運営を行う筑北中学校については、その取り扱いについて、筑北村と最終的な詰めに入っております。昭和26年4月に旧麻績村、坂井村、日向村で開校、以来69年間の組合立の歴史に幕を閉じ、新たに麻績村立として引き継ぎ、開校する準備を進めております。小・中学校ともに少人数のメリットを生かした教育の実践に努めていただいておりますし、デメリットを補う方策も工夫をいただいております。子育て・教育環境の整備は、今後も優先順位に沿って進めてまいります。

次に、安全・安心の村づくりにつきまして、国等の関係予算が厳しい状況ではありますが、村道、県道、国道の整備はおおむね計画的に進んでおります。本町地区の県道、梶浦地区の

◎諸般の報告

○議長（小山福績君） 日程第4、諸般の報告を行います。

報告第1号 平成30年度社会福祉法人麻績村社会福祉協議会の経営状況に関する書類の報告について、報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告については、既に配付してあるとおり、村長より報告がありました。

次に、議員派遣結果報告についても、お手元に配付してあるとおりです。

その他、報告がありましたら行ってください。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） ないようですので、議事日程に従って会議を進めてまいります。

◎請願・陳情等の委員会付託

○議長（小山福績君） 日程第5、請願・陳情等の委員会付託を行います。

第1-11号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情、第1-12号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願、第1-13号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願については、社会文教委員会に付託いたしますので、委員会で審議をお願いいたします。

また、第1-9号、日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情、第1-10号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情、これについては文書配付のみといたします。

◎議案第1号～議案第12号の一括上程、提案理由の説明

○議長（小山福績君） 日程第6、議案第1号から議案第4号までの条例改正等4件及び令和元年度各会計の補正予算議案8件を一括上程いたします。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、提案理由を申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案12件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず初めに、議案第1号 麻績村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

住民基本台帳法施行令等の一部改正による、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に対応するため、本条例の一部を改正するものです。改正の主な内容は、旧氏の併記を可能とするものです。

次に、議案第2号 麻績村教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について及び議案第3号 麻績村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を一括して申し上げます。

子ども・子育て支援法等の一部改正に対応するため、本条例の一部を改正するものです。改正の主な内容は、幼児教育・保育の無償化などに対応するためのものです。

次に、議案第4号 麻績村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

消防体制充実に向けて麻績村消防団員の加入促進を図っておりますが、加入対象者の減少などにより年々加入者が減少していることから、現状に合った定数に見直しをさせていただくため、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第5号 令和元年度麻績村一般会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

令和元年度も上半期が過ぎようとしていますが、事務事業は順調に進展しております。事務事業を執行していく上で、必要となりました事項について、予算補正を行うものであります。

補正内容の主な点について申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

村税では、平成30年度決算確定により滞納繰越分の減額を、地方特例交付金では本年度確定差額分の増額を、地方交付税では普通交付税において本年度確定差額分の増額を、国庫支出金では総務費国庫補助金の増額を、県支出金では農林水産業費県補助金ほかの増額を、総務費県委託料の減額を、繰入金では特別会計繰入金の増額を、繰越金では前年度の決算確定

に伴う増額を、諸収入では雑入及び貸付金元利収入の増額を、村債では過疎対策事業債、臨時財政対策債の増額を補正計上いたしました。

次に、歳出について主なものを申し上げます。

総務費では、事務用机等更新経費及び施設修繕費、元気づくり支援金事業実施に伴う貸付金ほか不足額の増額を、地域おこし協力隊関係経費、県議会議員選挙費の不用額の減額を補正計上いたしました。

民生費では、プリンター購入費の増額を補正計上いたしました。

衛生費では、前年度国庫補助金精算金の増額を補正計上いたしました。

農林水産業費では、長寿命化防災減災事業測量調査設計委託料、あずまや雨量計改修工事費ほかの増額を補正計上いたしました。

商工費では、観光地環境保全整備事業、麻績村観光協会補助金不足額の増額を補正計上いたしました。

土木費では、水道事業特別会計繰出金、特公賃住宅改修工事費、緑地利用計画作成委託料の増額を、下水道事業特別会計繰出金不用額の減額を、道路新設改良事業費の増減額を補正計上いたしました。

消防費では、防犯灯整備補助金不足額の増額を補正計上いたしました。

教育費では、地区公民館耐震改修事業調査設計委託料、文化財GISシステム作成委託料ほかの増額を、機械借上料不用額の減額を補正計上いたしました。

諸支出金では、今後の財政支出に備えたそれぞれの基金の積み立てを、予備費においては、歳入歳出の調整を行ったものです。

補正額は2億1,600万円の増額で、歳入歳出総額は29億2,460万円となります。

次に、議案第6号 令和元年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、国民健康保険税、繰越金及び諸収入の増額を補正計上いたしました。

歳出では、保険給付費負担金ほかの増額を補正計上いたしました。

補正額は3,100万円の増額であります。

次に、議案第7号 令和元年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

前年度繰越金の確定により、繰越金を予備費に計上するものであります。

補正額は2万円の増額であります。

次に、議案第8号 令和元年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

前年度繰越金の確定により、繰越金を予備費に計上するものであります。

補正額は10万円の増額であります。

次に、議案第9号 令和元年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、前年度繰越金確定による一般会計繰入金の減額及び繰越金の増額を補正計上いたしました。

歳出では、電算処理委託料、施設修繕費ほか不足額の増額を補正計上いたしました。

補正額は200万円の増額であります。

次に、議案第10号 令和元年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、一般会計繰入金、確定した前年度繰越金の増額を補正計上いたしました。

歳出では、電算処理委託料、施設修繕費、村単工事請負費ほか不足額の増額を補正計上いたしました。

補正額は320万円の増額であります。

次に、議案第11号 令和元年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、介護保険料、国庫補助金、繰越金ほかの増額を補正計上いたしました。

歳出では、電算処理委託料、保険給付費、地域支援事業費、諸支出金ほかの増額を補正計上いたしました。

補正額は4,558万1,000円の増額であります。

次に、議案第12号 令和元年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、後期高齢者医療保険料、繰越金の増額を補正計上いたしました。

歳出では、前年度事業確定による一般会計繰出金の増額を補正計上いたしました。

補正額は44万円の増額であります。

以上、12議案、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上であります。

○議長（小山福績君） 提出者より提案理由の説明が終わりました。

本日は上程のみとし、審議、採決については9月9日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認め、議案第1号から議案第12号は上程のみとすることに決定いたしました。

◎認定第1号～認定第9号の一括上程

○議長（小山福績君） 日程第7、認定第1号から認定第9号まで、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定議案9件を一括上程いたします。

認定議案名の朗読は省略いたします。

本日は上程のみとし、9月4日に各会計の決算状況について担当課より説明を受け、認定については9月9日に審議、採決を予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認め、本日は上程のみと決定いたしました。

◎決算書会計管理者説明

○議長（小山福績君） 日程第8、決算書会計管理者の説明を議題といたします。

本日は、会計管理者から一般会計及び特別会計について一括して説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認め、平成30年度決算について会計管理者の説明を求めます。

宮下利秀会計管理者。

○会計管理者兼総務課長（宮下利秀君） それでは、平成30年度麻績村一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の概要についてご説明いたします。

着座にて説明させていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、説明につきましては、一般会計決算書、特別会計決算書並びに一般会計及び各会計別表の資料に基づいて行います。

なお、主な項目、歳入歳出決算額を中心に説明させていただきますのでご了承ください。

まず初めに、認定第1号 平成30年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は26億3,762万958円となっており、対前年2億5,307万570円の減額です。

なお、収入未済額のうち5,231万7,000円は、翌年度繰越事業分となっております。

歳出決算額は25億3,437万7,096円となっており、前年対比2億7,252万250円の減額です。

差引額は1億324万3,862円ですが、翌年度へ繰り越すべき財源として2,288万2,000円ありますので、実質収支額は8,036万1,882円です。

また、繰越明許費として翌年度に繰り越す事業費は7,519万9,000円であります。

それではまず、歳入について説明をさせていただきます。

決算書の1ページをごらんください。

まず、款1村税であります。収入済額2億4,939万1,718円でございます。収納率99.5%であり、前年より0.4%向上してございます。不納欠損額は合計で38万2,425円であります。収入未済額であります。87万7,019円で、前年より108万21円の減額となっております。

続きまして、款9地方交付税につきましては、収入済額13億4,303万8,000円となっており、前年度より172万5,000円の減額であります。内訳は普通交付税が12億746万円で、前年度比62万8,000円の増額であります。特別交付税につきましては、1億3,557万8,000円で、前年度比235万3,000円の減額となっております。

続きまして2ページをごらんください。

2ページ、款12使用料及び手数料につきましては、収入済額3,186万8,661円で、前年比29万7,252円の増額となっております。公営住宅等使用料の増でございます。

款13国庫支出金でございます。収入済額8,501万706円となっており、対前年比1億3,589万8,992円の減額であります。地方拠点整備事業交付金などの減でございます。

款14県支出金は、収入済額1億4,467万1,003円となっており、収入未済額671万7,000円は繰越事業となっております。収入済額前年比1,302万3,863円の増額であります。主な内容は農林水産業費県補助金の増であります。

款15財産収入は、収入済額2,135万2,782円で収納率46.1%であります。不納欠損額は135万7,530円で、別荘地貸付収入でございます。収入未済額であります。2,364万2,075円で

あります。

款16寄付金でございます。収入済額1,865万2,000円で、前年比762万7,000円の増額であります。ふるさと麻績村応援寄附金の増額であります。

款20村債は、収入済額2億9,620万円あります。前年比7,470万円の減額であります。収入未済額4,560万円は繰越事業となっております。引き続き大型事業が続いております。大きな借入事業となっております。普通交付税から振りかえられた臨時財政対策債は6,300万円で、対前年160万円の減額となっております。

次に、歳出について申し上げます。

3ページをごらんください。

款2総務費につきましては、4億83万6,552円であります。前年と比較しまして1億7,400万4,923円の減額となりました。企画費などが減額となっております。また、本年度は庁舎整備事業費1,310万円が翌年度繰越事業となっております。

次に、款3民生費につきましては、5億1,082万3,138円あります。前年度と比較しまして1,113万1,638円の増額であります。保育園運営経費などが増額となっております。

款4衛生費につきましては、1億74万834円あります。前年度と比較しまして2,282万2,396円の増額となっており、保健衛生費などが増額となっております。

款5農林水産業費につきましては、1億6,273万6,280円あります。前年とほぼ同額となっております。また、本年度は担い手確保経営強化支援事業費としまして671万7,000円が翌年度繰越事業となっております。

款6商工費につきましては、1億5,310万2,917円あります。前年度と比較しまして4,520万244円の増額となっております。公園管理費などが増額となっております。また、本年度は公園整備事業費2,700万円が翌年度繰越事業となっております。

款7土木費につきましては、3億7,822万4,279円あります。前年度と比較して1億4,271万9,909円の減額であります。道路橋梁費などが減額となっております。また、本年度は道路橋梁費及び住宅費において2,838万2,000円が翌年度繰越事業となっております。

款8消防費につきましては、9,110万529円あります。前年度と比較して315万8,827円の減額となっております。非常備消防費が減額となっております。

款9教育費につきましては、1億9,343万2,955円あります。前年度と比較して1,866万7,836円の増額となっております。内訳は小学校費などが増額となっております。

4ページをごらんください。

款10公債費につきましては、2億9,388万1,246円であり、前年度より1,295万2,044円の減額となっております。公債費につきましては、ここ数年の大型事業により令和2年度より償還額増加が見込まれるため、本年度7,683万5,007円の繰上償還を実施しております。

款11諸支出金につきましては、2億305万3,000円であり、今後の財政支出に備え、それぞれ基金の積み立てを行っております。前年度と比較して3,083万円の減額であります。

以上、一般会計歳入歳出決算の概略説明といたします。

次に、認定第2号 麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

歳入決算額は3億6,087万8,871円であります。

歳出決算額は3億3,244万2,907円となっており、差引額は2,843万5,964円であります。

歳入についての主な概要について申し上げます。

1ページをごらんください。

款1国民健康保険税であります。収入済額5,788万7,528円となっております。収入未済額134万53円で、前年と比較して102万3,628円の減額となっております。収納率は97.74%で、前年度より1.18%改善をしております。

次に、歳出であります。2ページをごらんください。

款2保険給付費であります。2億1,882万352円であり、前年度と比較しまして4,950万7,593円の減額であります。

款3国民健康保険事業納付金であります。平成30年度より財政運営主体が長野県に変更になったため、後期高齢者支援金、共同事業拠出金が廃止となり、新たに国民健康保険事業給付金が7,860万9,508円あります。

款7諸支出金であります。3,070万2,293円であり、前年度と比較しまして2,055万597円の増額であります。

続いて、認定第3号 麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計について申し上げます。

まず、1ページをごらんください。

本年度は地上権設定がございませんでした。

歳入であります。款2繰越金、款3諸収入で歳入合計56万588円。

2ページをごらんください。

歳出であります。款1商工費4万1,480円あります。歳入歳出の差引額51万9,108円は翌年度繰越金となります。

続いて、認定第4号 麻績村住宅団地分譲事業特別会計について申し上げます。

1 ページをごらんください。

本年度分議実績はございませんでした。

歳入であります。款 2 繰越金、款 3 諸収入で歳入合計914万7,071円、歳出はございませんので、歳入歳出差引額914万7,071円は翌年度繰越金となります。

続いて、認定第 5 号 麻績村下水道事業特別会計について申し上げます。

歳入決算額は 1 億4,407万9,030円となっており、前年対比9,517万665円の減額です。

歳出決算額は 1 億3,883万1,345円となっており、前年比9,490万6,284円の減額です。差引額は524万7,685円であります。

歳入の概要について主なものを申し上げます。

1 ページをごらんください。

款 2 使用料及び手数料であります。4,457万9,850円であり、前年度と比較して61万162円の増額であります。なお、収入未済額は60万9,464円となっております。

款 4 繰入金であります。9,170万円であり、一般会計からの繰入金でございます。前年度と比較しまして825万5,000円の減額となっております。

次に、歳出であります。2 ページをごらんください。

款 1 経営管理費であります。4,912万5,385円であり、前年度と比較しまして121万3,929円の減額であります。

款 2 建設改良費であります。626万6,160円であり、前年度と比較しまして8,860万2,440円の減額となっております。麻績アクアセンター施設整備事業などが減額となっております。

款 3 公債費であります。8,343万9,800円であり、前年度と比較しまして508万9,915円の減額であります。返済額は減額傾向となっております。

続いて、認定第 6 号 麻績村水道事業特別会計について申し上げます。

歳入決算額は 1 億6,311万675円となっており、923万2,730円の増額です。

歳出決算額は 1 億5,798万7,389円となっており、879万8,094円の増額です。差引額は512万3,286円であります。

歳入についての概要について主なものを申し上げます。

1 ページをごらんください。

款 2 使用料及び手数料であります。6,602万9,281円であり、前年度と比較しまして80万5,809円の減額であります。収入未済額は169万7,480円であります。

款4繰入金は6,090万円であり、一般会計からの繰入金であります。前年度と比較して573万6,000円の減額となっております。

款7村債は2,800万円で、事業実施に伴い、簡水債、過疎債の借り入れを行いました。前年度より1,460万円の増額であります。

次に、歳出であります。2ページをごらんください。

款1経営管理費であります。3,533万3,571円であり、前年度と比較して602万4,256円の減額となっております。備品購入費、委託料などが減額となっております。

款2建設事業費ですが、3,525万2,280円であり、前年対比1,653万8,040円の増額となりました。水道管布設事業費などが増額となっております。

款3公債費は8,740万1,538円であり、前年度と比較して171万5,690円の減額となっております。今後は減額傾向となります。

続いて、認定第7号 麻績村介護保険特別会計について申し上げます。

歳入決算額は4億9,370万1,586円となっております。前年比1,679万6,227円の増額です。

歳出決算額は4億5,061万2,666円となっております。前年対比308万835円の増額です。差引額は4,308万8,920円であります。

歳入についての概要について主なものを申し上げます。

1ページをごらんください。

款1保険料であります。8,505万5,140円であり、前年度と比較して959万8,020円の増額であります。なお、収入未済額は19万4,500円となっております。

次に、歳出であります。2ページをごらんください。

款2保険給付費であります。3億7,496万2,759円であり、前年度と比較しまして2,114万1,666円の減額であります。

款3地域支援事業費であります。4,267万5,058円、前年度と比較して1,274万9,884円の増額であります。

款5諸支出金であります。2,768万2,164円であり、前年度と比較しまして1,825万8,516円の増額となっております。

次に、認定第8号 後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

歳入決算額は4,742万4,747円となっております。歳出決算額は4,699万759円です。差引額は43万3,995円であります。

最後になりましたが、認定第9号 麻績村観光事業特別会計について申し上げます。

歳入歳出額は同額の5,044万1,310円となっており、差引額はゼロ円であります。平成30年度をもって本会計を廃止し、令和元年度より一般会計に編入となります。

歳入の概要について主なものを申し上げます。

1 ページをごらんください。

款1 繰入金であります。4,986万2,000円であり、前年度と比較して318万8,000円の減額となっております。

次に、歳出であります。2 ページをごらんください。

款1 観光事業費であります。4,908万7,462円であり、昨年度と比較して42万6,999円の増額であります。

款2 公債費であります。135万3,848円であり、前年度と比較して299万5,116円の減額となっております。

以上、一般会計、特別会計の決算の概要を終わらせていただきます。

○議長（小山福績君） 平成30年度一般会計及び特別会計の決算について、会計管理者からの説明が終わりました。

◎平成30年度決算審査意見書報告

○議長（小山福績君） 日程第9、平成30年度決算審査意見書報告を議題といたします。

決算審査については監査委員の意見を求めます。

飯森雄三代表監査委員。

○監査委員（飯森雄三君） それでは、私のほうから決算審査について申し上げたいと思います。

平成30年度の決算審査は、7月11日から実施いたしました。その結果につきましては、お手元の意見書のとおりでございますが、概略を申し上げます。

なお、着座にて申し上げますので、よろしく願いいたします。

まず、各会計とも計数に誤りがなく、関係書類につきましても適正に処理されていることを認めました。

なお、財産及び物品についても適正に管理され、台帳等の整備、また各機器についても適正に管理され、正確であることを認めました。

それでは、一般会計について申し上げます。

歳入は前年度比8.8%減、歳出も前年度比9.7%の減となっております。収納率は97.1%、繰越事業があるため、歳出の執行率は94.6%となっております。単年度収支は717万8,000円の黒字、実質単年度収支につきましては、8,401万3,000円の黒字となっております。財政力を判断する財政力指数は0.191、財政の弾力性を判断する経常収支比率は、前年度より2.1ポイント上昇し、81.6となりました。実質公債費比率は5.2で健全化判断基準を大きく下回り、また、基金の状況等を含め、総合的に見て、引き続き健全財政を維持しているものと考えられます。

次に、未収金でございます。村税は前年度より100万8,000円減の87万7,000円となり、徴収努力の成果により徴収率は99.5%になりました。財産収入の別荘貸付収入では、前年度微減の2,364万2,000円となりました。依然多額に推移しており、一層の徴収努力を望むところでございます。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。

歳入は前年度の23.7%減、歳出も20.4%の減となりました。単年度収支は2,672万円の赤字、実質単年度収支も872万円の赤字となっております。保険税収入は5,788万8,000円で前年度比12.9%減となりました。未収金は前年度より102万4,000円減の134万円となり、大きな減少となりました。

歳出は保険給付費が主たるもので、前年度より18.5%減の2億1,882万円となりました。支払準備基金は1,800万円が積み立てられ、4,300万4,000円となりました。

次に、聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計について申し上げます。

昨年同様に販売件数はございませんでした。村持ち分が平成30年度に21区画ふえ、1,165区画となり、全体の60.7%を占めております。今後、この事業について検討する必要があると考えます。

次に、住宅団地分譲事業特別会計について申し上げます。

販売件数はなく、未販売区画は平成25年度に1区画となり、その後動きがないので、有効な取り扱いを検討する必要があると考えます。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。

歳入は前年度の39.8%減、歳出も前年度の40.6%の減となりました。歳入の主たるものは使用料及び手数料で、歳入比31%の4,458万円と、一般会計繰入金金が63.7%の9,170万円であります。

歳出では、公債費が60.0%の8,344万円、建設改良費が626万6,000円でした。

次に、水道事業特別会計について申し上げます。

歳入は前年度の6%の増、歳出も5.9%の増となりました。歳入の主たるものは、使用料及び手数料が歳入比40.5%の6,602万9,000円と、一般会計繰入金が37.3%の6,090万円で、歳出では公債費が55.3%の8,740万2,000円、建設事業費が22.3%の3,525万2,000円となっております。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

歳入は前年度の3.5%増、歳出は0.7%増となりました。介護認定者は前年度より15名少ない237名となっております。支払準備基金を500万円積み立て、1,109万4,000円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

歳入は前年度の5.4%増、歳出も5.2%増となりました。歳入は、歳入比61.7%の保険料と歳入比37.6%の一般会計繰入金の主たるものでございます。歳出は広域連合への納付金主たるものでございます。

次に、観光事業特別会計について申し上げます。

歳入の98.9%は、一般会計からの繰入金でございます。歳出は観光施設の指定管理料とリフト関係工事が主たるものでございます。

なお、本観光事業特別会計は平成31年3月31日をもって廃止のため、剰余金を一般会計に繰り出し、歳入歳出差引金額は零円となっております。

次に、高等学校生徒奨学基金について申し上げます。

新たな貸し付けはなく、正確に処理されていることを認めます。

次に、土地開発基金について申し上げます。

土地の異動はなく、運用益の積立金のみでございます。

以上でございますが、本意見書では詳細については省略させていただいております。

なお、健全化法における実質公債費比率等、基準を大きく下回り、健全財政を維持しておりますが、今後、実質公債費比率は上昇に転ずる予測がされております。今後とも健全な財政運営に配慮していただくことをお願い申し上げまして、報告といたします。

○議長（小山福績君） 監査委員からの決算審査意見書の報告が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（小山福績君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

令和元年第3回9月定例会第1日目を散会といたします。

この後、全員協議会にて、条例制改正及び補正予算等の提出議案について、提出者より説明がありますので、委員会室にご移動願います。

また、全員協議会終了後、社会文教委員会において付託案件の審議をお願いいたします。

ご苦勞さまでした。

散会 午後 2時27分

令和元年第3回麻績村議会定例会（第2日）

議事日程（第2号）

令和元年年9月6日（金）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員長報告

出席議員（8名）

1番 飯森茂孝君

2番 塚原利彦君

3番 峯村賢治君

4番 宮川秀俊君

5番 塚原義昭君

6番 小瀬佳彦君

7番 茂木泰男君

8番 小山福績君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（11名）

村長 高野忠房君

副村長 塚原勝幸君

教育長 飯森力君

村づくり推進課長 宮下和樹君

総務課長 宮下利秀君

振興課長 塚原敏樹君

水道室長 飯森秀俊君

住民課長 森山正一君

観光課長 青木秀典君

教育次長 白井太津男君

監査員 飯森雄三君

事務局職員出席者

議会事務局長 塚原優仁

書記 宮下桜

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（小山福績君） 皆さん、おはようございます。定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、令和元年第3回麻績村議会9月定例会第2日目を開会いたします。

なお、報道関係者より写真撮影、議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の説明

○議長（小山福績君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

◎一般質問

○議長（小山福績君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問者は7名です。

質問の順序は、配付してあります一般質問通告事項のとおりです。

順番に発言を許可いたします。

◇ 茂 木 泰 男 君

○議長（小山福績君） 初めに、7番、茂木泰男議員の一般質問を許可します。

7番、茂木議員。

〔7番 茂木泰男君 登壇〕

○7番（茂木泰男君） 7番、茂木です。

本日は3項目について質問をさせていただきます。

1として、ホテル聖跡地の有効活用について。2、お仙の茶屋の跡利用について。3、企業センターの環境改善について、自席にて一問一答で質問しますのでよろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 7番、茂木議員は身体に障害がありますので、着座のままの質問を許可します。

○7番（茂木泰男君） それでは、着座のまま失礼ですが、質問をさせていただきます。

質問事項1、ホテル聖の跡地の有効活用について。

先月、村よりホテル聖の跡地利用について、ヘリポート及び休憩場所としてあずまやも新設するという説明を受けました。そこで質問要旨1、聖高原の玄関口としてヘリポートや休憩場所を新設とあるが、聖高原の顔としてふさわしいか。また、ほかに村の考えはあるのかお聞きしたい。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） それでは、最初に私のほうから少しお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、茂木議員さんにおかれましては、麻績村消防団副団長までお務めいただき、消防防災等危機管理につきましては、多大なご理解・ご協力を賜ってまいりました。御礼を申し上げます。

ご質問の趣旨でございますが、聖高原の、まずヘリポートについてでございますが、この必要性の説明等不足しているのではないかとご指摘ととれますので、そうしたことを含めて、今回の事業について細かに説明をさせていただきたいと思っております。

この聖高原の大型の廃屋の撤去につきましては、これは長年の懸案でありました。本当に多くの方々のご理解・ご協力をいただきまして、6年ほどの歳月を要したわけでございますが、撤去ということになりました。関係された多くの皆様に深く感謝を申し上げます。

ここで、今日の聖高原の実態について、少しお話をさせていただきます。

まず、観光ニーズ、それから形態の変化でございますが、本当に多様化をしております。そして以前のように団体客ということはほとんどなく、個人、グループ、こういった皆様が主でございます、いわゆる自然志向、これは聖山の登山、自転車、キャンプ、釣り、ドライブ、山野草、いわゆるこういった本当にそれぞれ新たな方向が見えてきております。それから、小さなお子様から高齢の方まで、さまざまなお客さんがお越しいただいております。

それと、聖高原といいますと別荘であるわけでございますが、この別荘につきましては、実は大変高齢化をしております。そういった中で、別荘の皆様の新たな別荘の活用ということでございますが、避暑の滞在、夏の滞在、これが非常に多くなっている。それから、一部には冬のスキーのためにこちらに滞在すると、こういった方も見られます。それから、さらに中古物件を活用していきたいと、こんな方も今いるわけでございます。

そして、別荘の在住者でございますが、7月、8月、ここには永住者、長期滞在者、これはほぼ60名ほどいらっしゃるわけでございますが、そのほかに100から150人ぐらい、これは1日でございますが、こういった方が滞在、宿泊をされているというような状況でございます。本当に多くの方が、夏には聖高原に泊まっていられると、このような状況でございます。

そして、こういった聖高原でございますが、今、観光地に求められているもの、これはやはり質の高い施設、サービス、そして安心・安全というものが、今求められているわけでございます。特に、安心・安全ということにつきましては、聖高原ではほとんどの観光の施設が屋外ということでございまして、常に危険と隣り合わせというようにことであるわけがあります。そして、観光施設運営は、聖高原リゾート株式会社、こちらのほうへ指定管理をして運営をしていただいているわけでございますが、事故対応等については、常に万全を期しているというような状況でございます。

このことは、観光地の新たな安心・安全が求められるというのは、御嶽山噴火後、事業主とか地元自治体にも求められているということをご承知のことかと、そのように思っております。

それと、聖高原は大規模災害がいつ発生しても不思議ではないというようなところにあるわけでございます。議員もご承知だと思うんですけども、聖高原を走る麻績断層、これは長野盆地の西に位置する断層帯の南の部分でございますが、千曲市から聖湖北側、市野川、筑北村、本城までの約15キロ、ここに麻績断層があるわけございまして、長期確率は不明

でございますが、推定震度はマグニチュード6.8と、こういうことがされているわけです。

近年はゲリラ豪雨等が発生しております。聖高原にも気象庁の雨量計が設置されているわけでございますが、この雨量計によって観測しているわけでございますが、時間降雨量70ミリを超すというような降雨も、今、発生しているわけでございます。それから、平成28年9月の台風16号の豪雨では、国道の寸断もあったと、一時交通どめになったというようなこともあるわけでございます。

そして、今、ヘリポートという話になるわけでございますが、安全に使える緊急時のヘリの発着地、これを正式なヘリポートでなくても、ヘリの発着できる、いわゆる仮設ヘリを含めてでございますが、これはどうしても必要だということでございます。

現在、テニスコート等が活用するという事になっているわけですが、現実にはあそこは実際には使えない場所であるわけでございます。そして、急患・急病人、これらについては、救急車とセットで対応しなければいけないということ。それから、医療行為は早くできる環境を整備しなきゃいけないというのは、私どもの責務であると、そのように考えているわけです。

それで、着陸地にはいろんな条件があるわけでありまして。舗装がされていなきゃならないとか、冬の除雪であるとか、それから周囲に障害物がない、特に聖高原には高圧線が走っておりますので、いわゆるこういったことを考えた場所でなければいけないということになります。そうした中で、今、聖高原には、今申し上げているこの場所以外に、現段階としては、今の段階としては非常に難しいのではないかとということでございます。

そして、もしここにこういった施設ができるということになりますと、聖高原を訪れる観光客、それから別荘の皆様、それから既に住んでいらっしゃる滞在者等、それから市野川地区の皆様の安心・安全が確保できると、そう思っているわけです。

今、医療行為がいかに早くできるかということが救命につながるということでございますので、こういったことも考えなければいけないと思っている状況であります。

今、この近くにはご承知のとおり、みずきの北、筑北村坂井等にあるわけでございますが、北部についてはここまでだと30分近いロスになるということで、この救命医療については、この20分、30分というのが大変重要になってくるわけございまして、あと、ここに整備できれば、村内ほとんど、日向地区、それから麻績地区、それから北部、いわゆるこういったところが全てカバーできてくるというふうに思っているわけでありまして。

今、筑北地域でもこういった緊急の際に対しまして、ヘリポートの整備が進んでいるわけ

でございます。今、今日最優先で行うということで進めているわけでございますので、ご理解いただければと、こう思っているわけです。

それから、計画値には、建物等の建設のご提案もあるわけでございますが、これらはこの場所以外でもできること、それから緊急時のヘリの発着時というのは、現時点ここ以外にはちょっと無理ではないのかなと、こう理解しているわけでございます。また、他に適地が今後出たとすれば、移転もできるわけでございます。特に構造物をつくるわけでないわけでございますので、ぜひそんなこともご理解いただきたいと思います。

それと、聖高原の玄関口にふさわしい景観かということでございますが、建造物をつくるということになりますと、大きな建造物等をつくるということになりますと、いろんな多くのご意見があるかと思えます。聖高原、下から林に囲まれた曲がった道を通り抜けてきましたら、大きく開けた爽やかな、開放感のある空間が広がったということでも、いい景観になるのではないのかなと、こう思っているわけでございます。ヘリポートは建造物ではございませんので、将来適地があれば移転も可能ということでございます。

また、今、山岳観光地では進みつつあるわけでございますが、災害時の救助ヘリ、いわゆるこういったことも考えなきゃいけない時代となっているわけでございますが、この地であれば、そういったことも可能になるのではないのかなと、こう予測しているわけでございます。

玄関口にふさわしいかというご質問でございますが、決して相応しくはないと言えない施設であると、そういうふうを考えているわけでございます。

また、あわせて、景観についてのご提案もでございます。私のほうから答えさせていただきますけれども、聖高原の大規模整備、これにつきましては過去2回大きなものがございます。

まず、第1回目でございますが、これは昭和30年代後半から聖高原の別荘開発、このときに聖高原を新たにつくりかえたわけでございますね。このときのデザインがあるわけでありまして。そして2回目は、昭和期から平成期にかけてのふるさとづくり事業、森と湖のハイランドゾーン、この整備のときでございます。

現在の景観は、この2回目の大規模整備のときの聖高原の総合的な景観デザイン、これに沿って今日まできているわけでございます。そして当時、いろんなご意見がありました。いろんなご意見がございましたが、最終的には現在のデザインに落ちついているということでございます。次の大きな、大規模整備ということもあろうかと思えますが、それまでは今定着している、今の景観にマッチするようなことでいきたいと、こう考えているわけござい

ます。

また、今、計画している土地につきましては、建造物は極力避けた開放感のある空間としていきたいと考えています。また当面、ご承知のとおりあそこは盛り土が大分多いということでございまして、建造物を避けたいというのは、地盤が落ち着かないということもございまして、そういったこともあるわけでございますので、ご理解いただきたいと思います。

私のほうからは以上、ご説明申し上げました。以上でございます。

○議長（小山福績君） 7番、茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 今、村長の説明にもありましたように、私は決してふさわしいとは思っておりません。それから、やっぱりこの間の説明で、善光寺街道整備工事跡地利用案というものがあるんですが、この計画にも私は余り賛同できません。

それから、やっぱり善光寺街道整備工事とうたった限り、将来的な、来年建てるとか云々じゃなくて、やっぱり地盤の関係があると思いますけれども、お仙の茶屋ふうに、後でまた質問しますけれど、ぜひ何らかの形でそれを残してもらいたい。

やっぱり、こういう一番大事なことは、村民の声もちゃんと聞く耳を立てて、アンケートをとったりして、いいとこどりでみんなで聖高原をよくする、こんなような計画で進めていただきたいと思います。

ほかには、このヘリポートがないというのが、聖高原は本当にはないですかね。いっぱい広いところがあるんですが、何でこの場所じゃなきゃいけないのか。20メートル規格の舗装を打って、公園には相応しくない、舗装なんていうことは大変すばらしくないとは思っています。やっぱり芝生を植えて、この周りには麻績にある草花でも、オミナエシとかリンドウとか、今、いろいろ私のところにありますけれども、そういうあれをして客のおもてなしをするという考えが、私持っているんですので、ぜひそのようなのを。

ほかにはないですかね。今、公社の事務所の裏の駐車場はどうですか。あそこは何か障害物がありますか。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） ほかに今の段階であるかというのと、今の段階ではないと答えさせていただきます。現段階ではですね。

ご指摘の体育館の裏につきましては、既にあそこには携帯電話のアンテナ、ご承知のとおりでございます。それから、あそこだといわゆる進入角度が確保できないということでございます。

それか、今、芝生というご提案でございますが、芝生というのは維持管理が非常に費用がかさむということでありまして、常に夏等につきましては、草とかごみが舞い上がらないように、常に管理をしなきゃいけないということ、それから地盤が固く仕上げなければいけない。すなわち冬の除雪等については重機でないと除雪できませんので、重機が入るということになると、その対応をどうするかということになるわけですね。

それと、ヘリのおりるところは20メートルということですが、その周辺が、入っていく、ヘリに入る角度等があるわけですね。それから、ヘリポートというのは必ず救急車とセットでなきゃいけない。救急車がけが人あるいは病人、そういった方を運んでいくわけです。それで、ヘリコプターというのはドクターヘリのことでございますので、ドクターに状況を引き継いでいける、そういった場所でなきゃいけないということですね。

現在、ぎりぎり可能だと言われているテニスコートがあるわけですが、テニスコートは夏になりますと、あそこにネットを張ってしまいます。それからお客もいるわけです。ネットを外すというような作業、それから今度はそこに救急車が上がっていく際の通行ということ、それからさらにあその上には高圧線が走っているわけです。ですから、現実的には不可能だということが言えるのではないかと、そう思っています。

ですから、現時点では、例えば上のグラウンドがありますが、そういったところが活用できればいいんですが、そういったわけにはいきませんので、現時点では新たなところを造成しない限りは、現時点ではここが最適地というふうに思っているわけです。

以上であります。

○議長（小山福績君） 7番、茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 今、村長さんの説明をお聞きしましたけれども、将来的にはここはヘリポートでなくても、違う活用法というか、そういうのもお考えになっていると思いますけれども、私は本当にご賛同はできません。

それでは、次の問題にいきます。

要旨2、私はホテル聖の跡地利用として、お仙の茶屋や茶屋ふうの古民家を基調としたものを建設したらどうかと思うが、その考えは村ではありますか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） それでは、質問要旨2についてお答えいたします。

現在、旧ホテル聖の跡地でございますが、先ほど村長も申し上げましたとおり、盛り土を

した場所でございます。ですので、地盤自体がまだ落ち着いていない状態でもございます。ですので、今年度事業は、まずは平らに整地をしっかりとしまして、建造物につきましては、今現在は最小限にとめるという計画のみで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） ヘリポートのここに駐車場もいろいろありますね。あずまや、公園いろいろありますけれども、観光客が例えば駐車場にとめて、どこか観光に行くという、聖高原の周りを回るとか、そういうところの安全面の管理はちゃんとできているんですね、これ、計画で。

○議長（小山福績君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） お答えいたします。

現時点での案としましては、周りをフェンスで囲みまして、国道側と県道側ですが、それでお客様の安全対策ということで考えております。また、あずまやのほうは芝生の広場のほうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 今の説明、納得するところもあるけれども、麻績村にはこれといったお土産品とかないので、この間、8月の盆過ぎにレイクサイドに行って、観光客にちょっと聞いたんですよ、どうですかと。聞いたら、やっぱり非常に景色もいいし、空気もいいし、ただここへ来て、麻績のお土産品も何もないという、そういうことをおっしゃっていました。

私の考えだと、峠の茶屋まんじゅうとか、将来的にやっぱり聖高原には峠がある、茶屋をつくって、そこで峠まんじゅうとか、私が大好きなかしわ餅、これはうちのおふくろがよく春先につくってくれました。長野県は5月はかしわの葉っぱできないから6月でした。麻績村独自のお土産品をつくる、村としての考えはあるのか、ないのか。

○議長（小山福績君） 村長。

○村長（高野忠房君） 今、売店についてということでございますが、過去におきまして、売店ということもやった経緯もあるわけですが、なかなかこの手は商売になるかならないかということになるわけですね。もし聖高原でそういった特産物をつくり、そして販売をしたいという方があれば、ご協力をさせていただければと、このように、今、考えております。

以上です。

○議長（小山福績君） 議員に申し上げます。

質問要旨にそれないような質問に変えてください。

○7番（茂木泰男君） わかりました。

それでは、次に移ります。

次、質問要旨2です。私はホテル聖の跡地利用として、お仙の茶屋ふうの古民家を基調としたものを建設してはどうかと思うが、そのような考えはないのか。

○議長（小山福績君） この質問と茂木議員の質問と同じだと思いますが、確認ください。

○7番（茂木泰男君） 同じだね。

次にいきます。

質問事項2、お仙の茶屋の跡地利用についてです。先月、村民の皆さんに親しまれてきたお仙の茶屋が閉店しました。

そこで、質問要旨1、村として今後の活用方法はどう考えているのか。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まず、私から経過とそれから大峠を世に出す会皆様へのお礼の言葉を述べさせていただきたいと思います。

平成14年11月、聖高原に近い玄関口とも言えます大峠地区の景観整備、荒廃化した農地の再生・活用などを目指して、地元有志によります大峠を世に出す会が発足、そして、数々の地域活性化に向けた活動を始められたわけでございます。

さらに、平成17年には、地域の人々と村内の人々の交流の場を目指し、地元食材そばを活用したお仙の茶屋事業を開始されました。美しい地そばで多くのお客様を喜ばせてまいりました。建屋は村が建造した麻績村大峠農村公園活性化センター、その管理運営を村から指定管理を受けるという形でございました。

今日まで14年余にわたりまして、多くの皆様に支えられながら営業を続けてこられました。土日の営業を基本とした内容でございましたが、その他に感謝祭など、機会を捉えて特別営業をするなど、そのご労苦は麻績の活性化、観光事業に大きく貢献されてきたと、こう思っております。

地産地消、遊休・荒廃農地の解消に向けた取り組み、観光地聖高原の玄関口を大峠公園として整備をしていただきました。地域住民の交流の場としてもはかり知れない効果があったと、こう思うものであります。

また、あわせて、こちらに地そばを提供されてこられました、かたくりを愛する会の

皆様の高齢化等によりまして、活動を継続することが困難ということで解散されました。地域一丸となっておいしいソバ栽培に励まれるなど、また、群生するカタクリの開花時にはかたくり祭りを開催、また、ハナモモを植えて、美しい景観づくり、このようなこともされました。数多くの活動をされてこられました皆様方、大峠を世に出す会の皆様、そしてかたくりを愛する会も皆様に、心より村を代表して感謝申し上げたいと、こう思っています。

ご質問の大峠農村公園活性化センター、いわゆるお仙の茶屋ということでございますが、この施設の今後についてのご質問でございますが、現時点では、具体的な方向は出ておりません。今後、詰めていきたいと思うわけでございますが、現状につきまして、担当課長から少し加えさせていただきます。お願いします。

○議長（小山福績君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 私のほうから補足説明をさせていただきます。

大峠を世に出す会の皆様には、村長の紹介のありましたほか、シイタケのこま打ち体験、それから保育園児の田植え、稲刈り等、さまざまなイベントを企画していただきまして、推進課につきましても頼りにしていた団体であり、今までのご苦勞に対しまして、感謝の気持ちでいっぱいでございます。

ご質問についてでございます。現在の契約状況からお答えをさせていただきます。

現在の契約、平成27年3月定例議会におきまして、令和2年3月31日までの指定管理契約を議会で議決をいただき履行中となっております。今後、この施設の片づけ等、整理があるものと思われます。期日までいくのか、満期の途中で戻されるのか、まだその辺の打ち合わせについてはできておりません。

いずれにしても、契約の更新希望がなければ村に戻ってくることとなります。その際には、改めて指定管理をしていただく方の募集をしてまいりたいというふうに考えております。

まず、この施設をつくった目的を達成に向けて、村の個人の方、または団体、企業の方を優先しまして、次に、村内の個人、団体、または企業の方に指定管理をしていただく方向で進めていきたいと考えております。それでもない場合につきましては、考え方を振り出しに戻して、改めて見当してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山福績君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 今お聞きした村の考えは、まだ個人への賃貸、企業への委託営業も視

野に、活用方法もまだ考えていないと。まだそういう申込者もないというようなことでございますけれども、番場節にもあるお仙の茶屋は、やっぱり名称は残して、例えば誰か、麻績にもやっぱりそば打ち人がいます、私の友達も。他村へ行って打っている人もございます。そんなわけで、どうか村としては建物を有効に、善光寺街道また聖にふさわしい街道として残していただければ、私はいいんじゃないかと、こんなように思います。

それでは、質問要旨3に移ります。企業センターの環境改善について。

ことしの猛暑で企業センターで働いている作業員の体調面を考えると、屋内の温度が35度以上で、作業は劣悪な状況にあったと思われれます。私も8月に3回ほど午前と午後お邪魔してきましたけれども、午前中でも30度以上、午後2時ちょっと過ぎ、その辺でやっぱり35度は達していました。

現在、冷風機5台で暑さ対策を行っているが、暑さによる体調不良や作業効率の低下が見受けられたとのこと。冷風機はリースもので、リース代は年間25から30万円ぐらいかかっておるんじゃないかと、現場の方が言っていましたけれども、現在冷風機で暑さ対策をしています、エアコンの設置を見当できないものか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

福祉企業センターにつきましては、昭和49年に建設され、老朽化により早急に建てかえが必要な施設であると考えております。これにより、大きな二重投資を避けるため、今年度につきまして冷風機をリースして、暑さ対策を対応してまいりました。

現在、施設の建てかえについて活用する制度、また施設の規模、山ぼうしの関係など、事務者レベルで検討しているところでありますけれども、福祉企業センターの利用者も急激に減少している状況にありまして、判断苦慮しているところであります。このような状況であります、施設の建てかえ予定が先に延びるようであれば、設置について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 保育園、小学校も山ぼうしも冷房が入った。ここの場所で汗だくでやっている作業員を見ると、やっぱりどうしても来年度にはね、建てかえは無理としても、網戸もない、網戸は30万ぐらいかかるようですが、これ決して応急処置でやればそんなにかからないと思います。私の知っている業者にちょっと聞いたら、半分ぐらいで済むんじゃない

かと、こんなように言っていましたけれども、どうか人の健康状態を、私みたいな弱者というか、体の弱い人たちが働いているんで、ぜひともその辺を考えていただきたいと思います。

春先に、飯森兄弟の兄さんが、あそこへ朝、勤めにきて、朝は何ともなかったそうです。途中から何かおかしくなって、病院に行って、帰らぬ人になってしまったわけですが、このせいかわからないけれども、やっぱりそういう面も考えてやったほうがいいかなと、こんなように思います。

あと、来年度には必ず冷房装置をつけていただきたいと思いますが。住民課長どうですか。

○議長（小山福績君） 茂木議員に申し上げます。個人名を出した質問、それは控えるように。

○7番（茂木泰男君） わかりました。

○議長（小山福績君） 住民課長。

○住民課長（森山正一君） ありがとうございます。

新年度の予算に向けまして、方向を決めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○7番（茂木泰男君） 予算をつけてやっていただきたいと思います。

最後になりますけれども、最初の質問ですが、聖高原をよくするために、やっぱり善光寺街道、また聖高原、峠、私、兄弟会に行ったときに、ちょっと峠の名前は忘れたんですが、6月に女子プロゴルフがやっているところを通して、峠なんです、長い峠でした。そこに峠の茶屋がございました。おそば、地元でとれている野菜、全て置いてあったんですが、非常に混んでいました。そこは観光地でも何でもないところです。やっぱりそういうことを考えて、これから村の計画、いろんな面もありますけれども、ぜひとも考えてやっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小山福績君） 茂木議員にお諮りします。

質問事項にお仙の茶屋の後利用についての用地について、茂木議員の質問と村づくりの宮下課長の答弁とかみ合っていない部分がありますので、再度村づくりの宮下課長のほうから説明します。

村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 先ほどの中で、施設の跡利用について、村では考えていないというようなお話を、今いただきましたけれども、指定管理という新たに個人の方、企業の方、団体の方を含めて、施設を運営していただく方を募集しますということでご

ざいます。

以上です。

○議長（小山福績君） 茂木議員にもう1点お諮りします。

ホテル跡地利用の有効活用についての、要旨2のお仙の茶屋ふうの古民家という部分で、お土産品の研究、または開発等というご意見がありました。要旨にありませんので、議事録から削除したいと思います。よろしいですか。

○7番（茂木泰男君） はい、結構です。

◇ 飯 森 茂 孝 君

○議長（小山福績君） 1番、飯森茂孝議員の一般質問を許可します。

1番、飯森議員。

〔1番 飯森茂孝君 登壇〕

○1番（飯森茂孝君） 議席番号1番、飯森茂孝です。

令和元年9月定例議会での質問事項は、1番、本町地区若者住宅地、人口99人の公園設置と交通安全について。2つ目、麻績村はなぜ防災対策のための住民参加による総合防災訓練を実施しないのか。3つ目、村主催の敬老会についてです。一問一答においてお願いいたします。自席にて質問いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（小山福績君） 1番、飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） それでは、早速ですけれども、私のほうから、先ほど質問事項1番の、本町地区若者住宅地、人口99人の公園設置と交通安全についての質問をさせていただきます。

若者定住促進住宅の目的は、麻績村の過疎化、そして少子化に歯どめをかけて、子育て世代である若い方々のために、良好な移住環境を整え人口増を図り、地域活性化になるべく政策によって今日まで本町地区に30棟が完成し、99人という大変大勢の方たちが住む場所となりました。最近では、大変にぎやかで若さあふれる、また、しかも働き盛りで子育て真っ最中の住宅地となりました。元気な子供さんの声が響く若者住宅ですが、その中で素晴らしい、私はベッドタウンになったと、そんなふうに感じております。

それでは、質問要旨のほうに移りたいと思いますけれども、前回は引き続き一般質問しま

したけれども、公園設置についてです。この公園設置について、本町地区の皆さんの意見を聞き具体的な検討に入ると明言されておりました。

そこで、質問要旨の1です。若者定住促進住宅地の公園設置に向けての進捗状況を答弁願います。お願いします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

その後の経過でございますけれども、6月の議会終了後において、担当のほうから本町の区長へ若者定住住宅への公園施設について、地域住民のご意見・ご要望をまとめていただくように働きかけを行いました。その後7月6日に若者定住の皆様の話し合いが開催され、7月16日付でご要望をいただいております。ご要望の事項については、いろいろと多岐にわたっているところでございます。

そこで、住民説明を行う際に必要となる図面等の使用作成費用として、今定例の中で、補正をさせていただきますして、若者定住住宅緑地利用計画作成委託料ということで、補正計上させていただきますして、この予算が通れば、今後その部分で資料を作成し、それをもとに地区のほうへ説明をするということにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 1番、飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 今、課長のほうから説明がありました。

それで、子供たちが安心して遊べる憩いの場所としての公園設置の説明は、地区へお話しされたかどうか、ここのところを確認したいと思います。

○議長（小山福績君） ご答弁。

塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 担当のほうから区長のほうへは説明させていただいております。

○議長（小山福績君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 区長さんのほうですね。わかりました。

今、区長さんのほうには話されたということです。それで、実は昨年、これ確認していただきたいんですけども、私の記憶では、昨年の4月23日に麻績村農業振興地域整備促進協議会長である村長と、それに振興課長、3人おります若者定住促進住宅地に関する公園設置設定経過と結果に関する説明というものを、農業委員長、そして議会、総務経済委員長、そ

して、私も入って説明していただきました。この説明の経過において、この場所の設定がされているというふうに、私は耳に入っているんですけども、この設定場所は、説明の今年の4月23日に行われた設定場所で間違いないでしょうか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 今、急にその話をされましたので、そのときの答弁の資料がございませんので、後ほど確認させていただきますけれども、公園の場所設置については、そのときにも明言した覚えはないと思います。まだ未確定な部分でございますので、今後検討してまいりますという話をさせていただいたかと思いますが。

○議長（小山福績君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） さて、それでは私のほうからちょっと説明内容を、今、その資料も私ここに持ってあります。それで、説明内容というものは、若者定住促進住宅の入居者にとって利便性の高いもの、また住宅に接近している土地、憩いの場の公園として過ごせる1,000から1,500平方程度の広さの確保ができるエリア。そして公園を使用する上で、不安のない土地を想定した、好条件な土地を紹介されたと。そういうことで、公園としての要件が満たされ、近隣の皆さんからも好意を示していただいたと。

そういう選定の経過説明と、そこにまたつけ加えて、ほかに要件を満たす候補地はないとの資料と、土地の選定結果まで私は渡されたんですよ。ここに実際持っていますし、これ見てもらえばわかるんですけども。そうすると、この麻績村農業振興地域整備促進協議会で、それを私は資料もいただいてあります、しっかりとした。

そして、そこの申請する場所、これは申請者は麻績村、申請区分というのが公園、そういうことまでしっかりと示された書類を、私はこれ持っているんですけども、この書類というものは、公文書にはならないんでしょうか。お聞きします。

○議長（小山福績君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 答弁内容でございますので、公文書にはならないかと思えます。

それから、先ほどの説明の資料内容でございますけれども、村が新たに土地を取得するに当たって、取得する理由等が必要だということの中で、当面は公園というような部分を検討するということの中で、答弁させていただいたものでありまして、若者定住住宅の公園を設置するというような話はしてはいないかと思えます。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） それでは、この中で私資料をもらってあります。やはりこれは、私は議員としてチェックする役割ですので、この資料に位置の選定仮定書ということで、ずっと書かれているんですけども、若者定住促進住宅地の入居者にとって利便性の高いものとする。若者定住促進住宅地に近接している土地、憩いの場の公園として過ごせるための1,000から1,500平米くらいの広さを確保できる土地、公園を使用する上で安心・安全に不安がない土地、こういうことを1、選定経過書というものもある。こう出ている地図も載っけていただいて、そしてその周り全部でその土地、地図番号まで全て書かれている。全部で11あります。

その中の11のところ、選定結果として、検討されて、ほかに要件を満たす候補はありませんとまで、これ資料を見ますとそうになっています。それであるならば、去年の4月24日に農業振興地域整備促進協議会の中で話されたというものは、これどういうものであったかということになってしまうんですよ。ですので、これしっかりまた、私これ以上追及はしませんけれども、しっかりその経過というものをもらってありますし、この経過書から全て、私だけじゃなくてほかの方も持っていますので、その辺ちょっと頭に入れておいていただいて、あのときの説明は、私にとってみれば何であったのかということにもなりますので、そこをしっかりと精査していただきたいと思います。お願いします。

それでは、先ほど課長のほうからも言われましたけれども、これは公文書ではないと。これははっきり言われました。ですので、その辺も、私のほうでも確認をしたいし、しますけれども、その辺だけはしっかり頭に入れておいていただきたいと思います。これは議員としては、やはり確定したというところまで述べられた、要するに書類ですので、その辺はやはり、ただあの会議は何で集めて、皆さん集めてそこでお話しされたかということは、やっぱり問題になってきます。このことだけちょっと頭のほうに入れておいていただきたいと思います。

それでは、最終的にはこの問題は、若者定住促進住宅地の保護者とか子供さんの意見というものも、しっかりと受けとめていただいて、あれだけ大勢の方が麻績村に移住してきて、子育てまだしているという、その現状を考えますと、ものすごく村の行政のほうとしては、非常に成功した例だと思えます。若者住宅に関しては。ですので、その環境整備というものもしっかりと行政として受け取っていかなければならないんじゃないかなというふうに、私は思っていますので、今後、またこのこと検討していただきたいと思います。

それでは、次の要旨のほうに移っていきたく思いますけれども、若者住宅地に通り抜け

の道路ができました。これによって、交通量も随分ふえまして、本当によちよち歩きの子供さんたちが非常に多い、そういう場所です。そんなところで交通量も先ほど言いましたけれども、ふえまして、危険度も随分増してきました。この危険度を取り除くには、交通安全対策というものもしっかり考えていかなければならないんだらうかと、私はそういうふうに思っています。

そこで、質問要旨3番目になりますけれども、目を離せない子供が非常に多い住宅地の交通安全対策、今後のことをどのように考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 公園の施設の要望等の本町から要望事項をいただいておりますけれども、公園の設置について等の中に、公園の看板とか、それから道路標識等の設置要望についても、ご要望をいただいたことから、今、庁内で規制看板等の設置について検討しております。

先の議会で申し上げましたとおり、注意看板や自粛看板については、村での設置可能でございますけれども、あくまでも運転手に対して協力を請うものでありまして、強制力等はございません。

なお、徐行等速度規制とか、とまれの道路標識につきましては、長野県の公安委員会に申請し、許可を得た上、現地を確認してもらった上で設置のほうになります。こうなりますと、規制ということになりますと、全ての通行者が規制の対象ということになりますので、地区外を問わず規制対象、取り締まり対象となるということでございますので、その辺についても、今後地区と協議をして、慎重に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山福績君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 今、大変いい答弁をしていただきました。

私も近くに住んでいる住民として、事故が起きてからじゃやっぱ遅い。そんなことで、交通安全対策に対しても、子供の飛び出しが非常に多いという現状にあります。そういうところで、先ほど言いました、課長さんのほうからも言われましたけれども、注意、飛び出し注意とか、徐行とか、横断歩道等の道路標識設置というものを、また、現場検証というものもしていただいて、村独自できるものとできないものがあります。これも私のほうでは承知しております。関係機関に要請をしていただいて、少しでも事故が起きないような、そんな

前提をぜひ図っていただきたいと、そんなふうに思います。ありがとうございました。

それでは、次の質問事項に移ります。

皆さんもご存じのとおり、北海道胆振地震ですか、これで1年です。これは深夜3時7分ごろ起きたということで、よく皆さんもテレビを見ながらブラックアウトのことを真夜中に起こった地震であるということで、非常に話題になっております。また、この二日、三日でもそういうような、テレビをつけるとそんなようなことが常に耳に入ってきたり、目に入ってきたりしております。

そんな中で、私は村の防災体制、私も何回も何回もこの一般質問を通じて防災に関しては苦言を行政のほうに言っております。その中で、麻績村は本当に防災体制というものを本格的に建て直すときと、私は思っています。

それで、麻績村はなぜ防災対策のために、住民参加による総合防災訓練を実施しないかと。これを私は今回質問事項の2番目といたしました。それで、実は私9月1日に筑北村で大がかりな防災訓練がされたわけです。それで、私その前に麻績村の消防署に行って、どんな程度にやるのかとか、そういうようなことを聞いてきました。麻績村にあるんですよ、消防署は。広域の消防署は。

そうしたら、そこの署長さんがぜひ飯森さん、筑北村で大がかりな訓練をするんで、見に来てくださいと。やっぱり議員やっているんだったら、自分で行動を起こして、実際に目で見てきなさいと。そんなふうに言われましたので、9月1日の日に私は行ってきました。

そんなことを経験しまして、その防災訓練を見学し、非常に痛感したわけです。それで、これは行政の方々は災害対策基本法で、大規模な広域的な災害に対する即応力、住民への円滑で安全な避難確保、そして災害保護対策の改善、平時からの防災への取り組みに努め、災害リスクを少しでも取り除くための避難行動、そして、ハザードマップを生かした避難場所を周知すべく、マップの作成と住民への配布が必要とされている。そんなふうに基本法ではうたわれております。

それで、どうしても私が村の防災対策の体制、その強化策がどうしても私には見えないんです。そこで、私はことしも東筑5村あるうちの4村では防災訓練も行われました。安曇野市も池田町も松川村でも震災や洪水、土砂災害を想定しての住民参加による総合防災訓練が防災の日を中心にして実施されました。それで、麻績村はなぜ実施しないのでしょうか。

池田町では消防防災係を置いて、神城断層地震、これは皆さんもご存じのとおり、白馬の奇跡とまで言われました。これを教訓にした災害時の支え合いマップを作成しまして、池田

町では全戸に配付。防災意識の向上と災害救援制度の充実を目指しております。

そして、松川村では災害時に本部となる役場の本庁舎は本格的に修理も行われています。そして、筑北村では、防災グッズを全戸に配付。そして、先ほど行われた9月1日には、ドクターヘリや松本広域消防士の皆さん多数があそこへ行って、そして住民参加のもとで訓練が行われました。

そして、あとは安曇野市ですけれども、ここでも災害対策本部を防災訓練のために、その事前に設置訓練までされております。また、私は足を運びましたけれども、生坂村では地域発元気づくり支援金を活用して、いいでしょうか、ここは総務課が災害リスクマネジメント事業というものを立ち上げて、自主防災役員や区長との防災懇談会、1年間を通じてやっています。そして、住民の意見を反映した防災マニュアル、ハザードマップを作成し、全戸に配付。防災力の向上につなげる作成費を元気づくり支援金を利用して計上しております。

麻績村の災害時支え合いマップづくりや防災訓練実施に関しては、私から考えてみますと、各地区に私は丸投げ状態ではないかと感じられます。麻績村では、災害弱者がふえる中、地区からの要望や要請があれば、担当者が説明に行く。このような町の姿勢であり、事業を本格的に推進しようとする積極性が、私には見えません。感じません。

水害や土砂災害の防災事情も早期避難へと見直されまして、情報伝達も警戒レベル1から2は気象庁から、レベル3から5は、これ皆さん、麻績村から発信しなきゃいけない、発令しなければいけない、そういう状態になりました。そして、レベル4で村民の皆さんが全員避難、このような現状を踏まえて、行政側の危機管理体制の重要性をしっかりと認識し、役割を果たしていただきたいと、私は思います。

災害時における災害対策本部の構成、業務内容は地域防災計画に定められていますが、災害時には災害対策本部長としての役割、責務を担う高野村長に質問をさせていただきたいと、思います。

質問要旨1です。この麻績村という小さな村の行政では、選別をつけろとまでは言いませんが、世の中で常識とされている住民向けの総合防災訓練を毎年実施しないのは、私はおかしいと思います。村長は住民参加の総合防災訓練を実施する意思があるのかどうか、非常に表現をしっかりと、その辺させていただければ、私は心がすっきりします。ぜひ、この意思があるのかないのかをお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 災害に対する思い、本当に私どもと同じ気持ちであるということ、

本当にうれしく思いました。ありがとうございました。

少し、今、村の考えております災害に対する考え方、ちょっとずれがありますので、その辺から少し話をさせていただきます。

村で今考えておる総合訓練でございますが、以前には総合訓練以外にもそうでございますが、命を救う、そして命をつなぐ訓練にならなきゃいけないということでもあります。先ほど総合訓練、近隣の市村のお話をされたわけでございますが、恐らく住民の何分の1、どのくらい参加されているかということがございますが、恐らく議員が見られたのは何千人という単位で参加されていたのか、その辺がちょっとわかりませんが、麻績村として今一番怖いといえますか、想定している災害でございますが、対応しなきゃいけないというものでございますが、糸魚川静岡構造線断層における地震ということであるわけであります。

実は、この地震でございますが、マグニチュード8クラスと言われております。これは県のほうでも正式にこの通知が出ている、内容のお知らせが出ているわけでございますが、麻績村でも震度7ということでもあります。それでもし、この震度7という地震が起きたとすれば、村内の70%でございますから、2,440棟の家屋が倒壊ということになるんです。それから、犠牲者でございますが、死者が130から160名。

この想定につきましては、まず冬の深夜に起きた場合、それから、夏の12時という、それぞれ条件の最悪のときと、それから条件のよいときというときで起きたときでも、これだけの多くの差があるわけでございますが、それにしても死者が150名前後、それから負傷者の推定でございますが、これも490から520名という数字が出ているわけですから、公共施設ですね。これも鉄道、国道、県道、高速道、いわゆるこういったものについては、ほとんど不通になってしまうというような状況であります。

それで発生直後のための訓練をどうするかということでもあります。今、村で想定しております必要だとする総合訓練というのは、この大地震発生直後の訓練をしていかなきゃいけないというふうに今思っているわけであります。

先ほど、具体的な避難だとか、いろんなお話をされました。これらにつきましては、議員も区長さんとき大変ご苦労いただいたと思うんですが、それぞれの地区で避難訓練とか支え合いマップとか、そういうことをそれぞれの地域でやっていただきまして、本当にそういったことについては感謝申し上げるわけです。

そういった個々の積み上げがどうかということを、今現在検証しているわけでございますが、幸い防災組織、これ全地区でほとんど、ことしででき上がりそうなのかなというような

状況でございます。まだ一部で組織が立ち上がらないところもございますが、これは村のほうから働きかけて早急に組織を立ち上げていただくということに、今なっております。

それで、総合訓練をやるには、どんなことが必要かということでございます。これは麻績村としての考え方です。それぞれ市村の状況、それから考え方によって総合訓練というのは変わるわけでございますが、今、麻績村としては実践といいますか、実際に地震が起きたときにどうするかといった訓練を想定しているわけです。ですから、地震が起きたということになりますと、まず本部をどうやって立ち上げるかということがあります。これは役場と関係者で、まず本部を立ち上げます。これにつきましては、訓練をやっておりますので、これは大丈夫だということになっていきます。

それからあとは、それぞれの地区における本部ですね。これはそれぞれ地区の区長さん方中心になって立てると思うんですが、一番この場合通信網の確保だとか、それから連絡網をどうするかということです。これにつきましては、今、一部施設が整備しなきゃいけないというようなこともございますが、これにつきましても、それぞれ今進めているところであります。

それから、あとはやらなきゃいけないというのは救出、瓦れきからの救出ですね。こういったことはそれぞれの地域で現実にはやっていかなきゃいけないわけですが、こういったことがそれぞれできる態勢に地元があるかどうかということです。

それから、発生火災、初期消火ですね。これにつきましては、それぞれの地区でも訓練をされておりますので、この辺は大分できてくるのではないのかなと、こう思っています。

それから、あとは避難ですね。第一次避難所への避難。これは地区によってそれぞれお考え違うかと思えます。それから各家庭によっても違うかと思えますし、それから中には歩行困難者だとか、病床人がいらっしゃいますので、こういった方をそれぞれ地域でどうやってご近所で助け合いながら第一次避難所へ移送できるか。いわゆるこういったことはこれから訓練をしていかなきゃいけないと、こう思っています。

それから、さらに今全くできていないのが、避難所開設、避難所運営の訓練ができていないわけです。これが全地区25地区、これをやっていかなきゃいけないだろう、こう思っております。

それから、医療救護ですね。当然、これは本部の医療介護施設、これは筑北中学校でもう既に数回やっています。先ほど議員おっしゃった9月1日も、全区長さん方集まっていたいて、訓練をやったわけでございます。ぜひこんな訓練もごらんいただければありがたかつ

たわけでございますが、こういった訓練をやっているわけです。

実は、この訓練というのは各地区でもやっていただかなきゃいけないんですよということなんです。それぞれの公民館で。各公民館にいろいろなけが人、あるいは病床の方、あるいはもう危ないという方も運ばれてくる。そういった方をどうするかと言うことを、それぞれの避難所でやっていただかなきゃいけないということで、区長さん方にもこの訓練をしていただくということで、今回やったわけです。いわゆるトリアージのようなことですね。こういったことをやるわけです。これにつきましては、とりあえず今回訓練はやったということです。

それから、あとそれぞれの第一次避難所から本部の医療救護所へ病床人をどう運ぶかというような訓練も、これやらなきゃいけないわけです。これがまだできていないということになります。それから、食料の確保、炊き出し、これらについてはそれぞれの地区でもう済まされている地区もございますので、この辺はいいだろうということなんです。

少なくともこれらの訓練ができていの中で、今こういった大きな災害が来ましたと。それぞれ住民命をつなぐ、命を確保する、そして命を救うことをやってくださいとあって、全村民が参加するのが、今、総合訓練だというふうに理解をしているわけです。そして、よく一会場に集まって何かをやろうという訓練がありますが、これは初歩的な訓練ではいいかと思えます。しかし、本番では、その行く道路も確保できないという状況の中で、それからそれぞれの家屋が、先ほど申し上げたように70%が倒壊して、この瓦れきの下にいるというような中での、こういったことを想定して訓練をやらなきゃいけないというふうに思っているわけでございます。

そしてこれが、先ほど申し上げたように、冬の深夜、あるいは夏の昼間によって大きく違うわけですね、内容が。でございますから、最悪の訓練ということは、今の段階で不可能であるが、できるだけこままでいかないようなことを想定した訓練をやらなきゃいけないと、こう思っているわけです。

いずれにしても、命をつなぐ、命を救う、いわゆるこういった訓練を村挙げてやらなきゃいけない。これが総合訓練だというふうに理解しています。

ですから、先ほど申し上げました、まだやらなきゃいけないことが、地区の各支え合いマップとかこの辺はもう既にできております。できていない地区もありますが、おおむねできております。

それからあとは、マップですね、ハザードマップですね。これにつきましても、それぞれ

配られているはずでございます。

それから、今、麻績村では次のステップのハザードマップの更新について、今始めております。それで、今申し上げたように、幾つかのまだできていないそれぞれの避難所解決避難所運営訓練、それからあとは瓦れきからの救出とか、それからあと通信網の確保、いわゆるこういった訓練、それからあと道路が寸断された中で、この本部とどうやってつなぐかと。こういった訓練を、今まだ手がついていないということでもあります。

ですから、こういう訓練には少なくとも一、二年はかかるだろうと。今年度は医療救護の関係がとりあえずやりましたので、あとは避難所開設、これらについては一部もう既に始めております。始めておきまして、地区を指導していただく民生児童委員さんとか、それからそのほかの方ですね、日赤関係の方、こういった方での訓練は進んでおりますけれども、まだ、それぞれの区へは区長さんがその訓練をとという段階にはいっておりませんので、そんな訓練もしなきゃいけないということでございます。そういったことで、訓練をしていきたいと、そう思っております。

ということで、あと一、二年はかかるんじゃないのかなと、今申し上げたようにですね。今申し上げたような医療の関係だとか、まだ救急医療、これらにつきましては、何回も常に日赤等の講習会をやっておりますので、そういうのに参加していただければいいんですが、なかなか参加していただけないというのが状況でございますので、そういったことも含めてやっていきたいと、こう思っているわけです。

あとは、一番の課題は住民の意識改革であると、そう思っております。先ほど議員からも白馬の奇跡というような言葉も出たわけでありますが、やはり大規模地震が起きたときには、誰も助けに来ないんですよと、来られないんですよと、こうした中で自分が生き残るためには、自分自身で対処しなきゃいけないんです。これがいわゆる自助ですね。それからあと生き延びるために近隣住民で力を合わせていかなければいけない。いわゆる共助。これが必要だということを理解していただくこと。

それからあとは、災害が起きたときに数日間生き延びる、少なくとも3日ぐらいは生き延びられるために必要なものは自分で準備し、自分で管理していく。そこまでやらなければ、防災意識は上がらないということだろうと思うんです。

そんなことをこれから住民にもいろんな機会を捉えて話をしていきたいと、こう思っているわけです。

今回、ここで私がこんな細かい話までさせていただいたわけですが、実は今、そ

それぞれ市町村長等を集めた防災危機管理という研修会が何回もあるわけでありまして。これは、やはり自治体それぞれトップが先頭を切って、先頭に立って指揮できるような形にならなきゃいけないというようなことが求められている中で、私ども研修を重ねているわけでありまして。

村民の命が、先ほど申し上げたような何百人も亡くなるというようなことのないように、そのために備えた訓練をしていきたいと、こう思っておりますので、いろんな面でご指導いただければとありがたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 高野村長のほうから、今るる説明がありました。私からしますと、やはり村からの、行政からの働きがどうしても見えてこないんですよね、村民にとっては。このところはほかの市町村とは全然私は違うように思います。

それで、これは補足の要するに質問になります。

きょう、副村長もそこにおります。副村長は村長が不在のときには、やはり本部長となるわけですけれども、同じ質問ですけれども、副村長の立場として村を挙げての住民参加による総合防災訓練は、いざという前にやっぱり年に1回ぐらいはやっておかなきゃいけないんじゃないかなと、私は思うんですけれども、その辺、村長と同じような質問になりますけれども、お答えいただけますでしょうか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

塚原副村長。

○副村長（塚原勝幸君） 今、防災に対する考え方、それから総合防災訓練等の考え方については、村長さんのほうからるるご説明を申し上げたとおりでございますし、また、課内でも村長さんを筆頭として、課長さん方、危機管理について常に協議をしているというのが事実でございます。

そういった中で、本当に村民の皆さん方が生き残るためには何が必要なのかという部分で、やはり基本的な部分を重点的に行い、そして最終的には総合防災訓練という形で進んでいくというのが一番いいんじゃないかということで、協議はさせていただいています。

今、議員さんがおっしゃるとおり、村を挙げて村民の意識改革、そして意識の向上を図るという上においては、そういった全体的な防災訓練も必要だと思いますので、今後については、そういう基本ベースをしっかりとした中であるものへ取り組んでいきたいと思っております。

ところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小山福績君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 明解な答えありがとうございます。ぜひお願ひいたします。

さて、それでは、ちょっと時間も随分少なくなってきました。そこで、質問の要旨の2に移りますけれど、本当のところ実際問題として、例えば洪水による川の水位が上がったと、そういうようなとき、誰が確認に行つて、緊急時の避難指示とか、避難場所などを誰が的確で迅速な行動パターン、指示命令が誰が出すかということが、本当に村民には見えてきていないんです。ここの辺をやはり行政のほうとしてどのように取り組んでいるか、指示をする命令系統、これを簡単にしっかりと教えていただけますでしょうか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、麻績村の防災体制につきまして、避難系統について説明をさせていただきます。

麻績村の防災体制につきましては、防災計画に定められておりまして、職員災害対応マニュアルにも定められております。

また、避難勧告等に係る発令判断基準というものを、平成22年に定めておりますが、国の基準改定に伴いまして、本年6月に新たに改定をしております。これについては、ちょっとまだ広報附則かもしれませんけれども、ホームページ、広報紙等でお知らせをしておりますが、また機会を捉えて広報してまいりたいと、こういうところでございます。

避難情報の発令者ということですが、発令者につきましては、本部長である村長が発令をしまして、村長不在の場合は職務代理順位によって行うというところでございます。警戒レベル3からの指揮命令系統ということでございますが、一応村の態勢としましては、警戒レベル2から一次配備、二次配備、その段階で必要であれば、防災対策本部というのを立ち上げている状況でございます。

理事者との連絡協議は二次配備の段階で行っておりますし、災害対策本部も立ち上げてございます。警戒レベル3からの指示命令系統でございますけれども、村長が発令をしまして、本部員に連絡します。本部員は、分員に指示しまして、住民、関係機関に連絡をするというようなことでございます。

時間内についてはそうですけれども、時間外については宿直者から、あとこのような態勢で配備、周知するというような状況でございます。

情報発信の方法でございます。情報発信の方法につきましては、同報無線、ホームページ、またエリアメールですとか、県のLアラートシステムというものがございまして、そちらで指示を行います。Lアラートシステムというものが、避難準備情報ですとか、避難情報については県のこのシステムに入れますと、県の全機関と報道機関もまた気象庁にも一括して流れるというようなシステムでございますので、そのようなシステムを使いながら、より多くの皆さんに周知できるような形で周知をしておるところでございますのでよろしくお願いたします。

○1番（飯森茂孝君） 現実問題として、麻績村の中には、宮川のほうから桂川まであります。広範囲ですよ。そうすると、これは本当に誰がその部分で、水位が上がったよとか、完璧にその辺まで行政のほうでは把握できるでしょうか。誰がというところで、誰が見に行くとか、そこ一番大事です。

○議長（小山福績君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 警戒レベル3以前の一次配備、二次配備がございまして。その段階で配備人員が、一次配備は防災担当係長と担当と土木担当という係長担当となっております。二次配備については、各防災担当課の職員が出るような形になっておりますので、一人態勢ではなくて複数人で現地を確認するというところでございます。

この8月も警戒レベルではないんですが、気象庁のほうから気象情報ということで、レベル3が流れました。そのときには、防災担当と土木担当で現地を確認しましたけれども、まだ水位には3メートルぐらい余裕があるということで、発令には、招集には至ってございせんけれども、そんな形で、できるだけ現地を確認してということで進めておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小山福績君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 非常に細かく話していただいたんですけども、私は、やはり桂川から宮川まで幾つもの河川が下のほうに、麻績川に続いております。そんな中で、ひとつの提案なんですけれども、やはり水位をはかるセンサーとか、そういうものも備えたほうがいいんじゃないかなと思ったりいたします。北山のほうを見ますと、幾つため池があつたりいろいろする。あそこが決壊すると大変なことになると。そういうようなことを考えますと、どうしても私は心配になってくるわけです。

さて、時間も随分たってきましたので、質問要旨の3のほうに移ります。

市長村長は防災マップの作成等に努めることとなっております。これは私も住民課のほうへ

出向いて、この支え合いマップとか、そんなようなのも参考にしました。この支え合いマップとか、作成マニュアルというものは、各地区の担当者、区長さんたちにはある程度お渡ししてあるのでしょうか。その辺を確認したいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を願います。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 支え合いマップについて、私どもからお答えをさせていただきます。

現在、25地区中17地区、村内における約7割の地区で支え合い台帳、こちらそれぞれのご家庭の状況などの整備が進んでいます。この台帳につきましては毎年内容の更新をお願いしまして、更新した新たな情報を区長さんのほうへお渡ししております。

支え合いマップについても、この変更があった場合に、その内容を確認して更新していただくよう、区長さんのほうにはお願いしているところでございます。

○議長（小山福績君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 随分時間も迫ってきましたけれども、私今回、この防災に関してると皆さんに質問したわけですけれども、実は私、皆さんもご存じのとおり、麻績村村内には松本広域消防局の麻績消防署があります。その皆さんのところへ行って、私もお聞きしました。そして、職員の皆さんは、住民参加の防災訓練はほかでもどこでもやっていることだから、麻績村でやるということならば、喜んでお手伝いをしますよと。それが私たち消防士としての責任ある仕事ですからとまで言っていておられます。ぜひ、消防署の方たちともコンタクトをとって、行政とは、やはりこれからし防災訓練というものをぜひ進めていっていただきたいと思います。

それで、私一番最後になるわけですけれども、まだ中でもいろいろお話ししたいことがあります。総務課長が前々回の、要するに一般質問の中での筑北村とは災害時の協定が結ばれていると。これは平成17年に結ばれているということを聞きました。これは、総務課長さん、実際に災害時の協定が明文化されていますでしょうか。お尋ねします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 協定書として明文化されております。

○1番（飯森茂孝君） わかました。

それで、私はそういうふうにも明文化されているんだったら、やっぱり防災訓練、筑北村で

やっていて、麻績村でやらないというのは、これどうしても不自然です。ですので、麻績村と筑北村は左右に、筑北村があるんですから、いっそのこと合同でやったらどうかと、私はそれが一番理想じゃないかと考えています。

そのことは、次の一般質問でしてみたいと思いますけれど、4番目の防災グッズ、これはほかの市町村でも防災グッズは配られております。麻績村では防災グッズを全戸に配付するような推進運動というものは、行政のほうでは考えておりませんか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 時間もないので簡単に説明させていただきますけれども、非常持ち出し袋につきましては、それぞれのご家庭でニーズが違くと。大きさとか、例えば肩かけがいいのか、背負うのがいいとか、いろんなものがございまして、今現在は戸別に配付というよりは、個々で使いやすいものを用意していただくほうがいいんじゃないかというふうを考えております。

○議長（小山福績君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） わかりました。何か余り積極性がない。

それは、筑北村でもみんな家庭状況は同じだと思いますよ、それは。しかしながらことしは、行政の皆さんもご存じのとおり、筑北村では全戸に配付しているんですよ、グッズ。それで中にも、やはりいろんな中身に関しては用意してください。統一するというのも一つのね、やっぱり防災意識につながるわけですよ。ぜひそういうのをもう早急に考えていただきたいと思います。ぜひお願いいたします。

さて、時間もあと3分ばかりですので、質問事項の3番、麻績村主催の敬老会について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

長寿を願う村主催の敬老会が、また、数日してから行われるわけですが、村の体育館で行われます。さまざまな事情によって参加できない方もいます。そこで、ここ数年における対象者数と参加人数の推移を簡単に答えていただけますでしょうか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 時間もありませんので、お答えをさせていただきますが、状況があります。平成26年度の対象者は666人、参加者161人、平成27年度663人が対象、参加者が157人、平成28年度は対象者が669人、参加者139人、平成29年度が対象者が658人、参加者

143人、平成30年度は対象者が666人、参加者が138人という状況であります。

参加者につきましては、年々減少傾向にあますけれども、ここ数年、3年ほどはおおむね2割程度の参加となっております。

以上です。

○議長（小山福績君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） それでは、急ぎたいと思います。

今、住民課の森山課長のほうからお話がありましたけれども、やはり、私実はこれ個人的なことになりますけれども、昨年母が亡くなりました。もう長寿を全うして99まであれしたんですけれども、その中のものを整理しているときに、意外なものが出てきました。それは、母が亡くなった折に、麻績村のシンボルマークと、その下に、いつまでもお元気だという、そういうふうにかかれたタオルが出てきたんですよ。

ああいうのを見ますと、私は参加できない方、いろんな事情で参加できない方も中にはいるだろうと、そういうようなことで、先ほどの森山課長のほうから言われましたけれども、平成30年に対象者が660人、参加した人が138人と、これ全体的の比率からいうと非常に少ないです。それで、いろんな事情があって参加できないような方たちにも、やはり村としての気持ち、そういうようなものを、少しでもやっていただければ、随分参加できない人たちの気持ちも、安らぐんじゃないかと、そんなふうに思いましたもので、ぜひ、今後の敬老会のことも考えなきゃいけないと思うんですけれども、ぜひ、行政のほうとしても参加できない人たちの思いを、酌んでいただきたいなと思ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小山福績君） 飯森茂孝議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩を取ります。

再開は10時45分とします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

○議長（小山福績君） それでは、休憩を閉じ、質問を再開します。

その前に、先ほどの1番、飯森議員から質問のあった公文書に関する件で説明があります。

塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 私のほうから訂正をさせていただきたいと思います。

議員のほうから話のありました平成30年4月の会議において出された資料につきましては、資料でございますので公文書でございます。

私は、発言についてはということと理解して、そうではないという発言させていただきましたけれども、会議資料については公文書ということとございますので、訂正をさせていただきたいと思います。

○議長（小山福績君） 飯森議員、確認できましたか。

○1番（飯森茂孝君） わかりました。

◇ 塚 原 利 彦 君

○議長（小山福績君） それでは、2番、塚原利彦議員の一般質問を許可します。

2番、塚原利彦議員。

〔2番 塚原利彦君 登壇〕

○2番（塚原利彦君） 2番、塚原利彦です。

さきに通告いたしました内容について、お聞きをしたいと思います。

質問事項1としては、子育て支援事業の課題や進め方等について、それから質問事項2として、職員の人事評価、労務管理についてお聞きをしたいと思います。

いずれも自席にて一問一答で進めたいと思いますのでお願いします。

それではお願いします。

まず、子育て支援の関係ですけれども、質問要旨1ということですが、放課後児童クラブへのエアコンの設置についてお聞きをしたいと思います。

これにつきましては、昨年9月の議会で質問をいたしました。その際の回答では、来年度に向けて、建物調査等をしなければならないと。そのため、夏休み等は交流センター等を利用していきたいというご答弁でした。本年度も昨年同様に、交流センターを行き来する形での対応というふうになったと思いますが、この1年間に調査を行うわけなわなければいけないということでしたけれども、どんな調査をされたか。

それから、今後の設置に向けての計画はどうなっているかお聞きをしたいと思います。お

願います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 放課後児童クラブへのエアコンの関係ということでございますが、調査も、建物自体は一応重要文化財の登録という部分もありますが、利用の方法等、いろいろ見てまいりましたが、本年度におきましても、交流センターを使用しながら行ってまいりました。指導員の方々の管理がちょっと大変だというふうには思いますが、現状では、その必要が今のところまだないかなという結論を出しております。よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今、今後の設置に向けての計画と申しますか、それはどうなっているのかなということでお聞きをしたんですが、どうなんですか。

○議長（小山福績君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 現段階では、今のところ設置は考えておりません。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 昨年9月の質問の冒頭の答弁で、これは高野村長からだと思いますが、福祉施設等もあるけれども、小・中学校を優先的に進めると、エアコンの設置について優先的に小・中学校等を進めるといふように言われておりますけれども、放課後児童クラブについては同じような位置づけと申しますか、そういうふうには考えられないわけですか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 確かに、子供を育てる中では、学校等の施設と同じような考え方もあるかと思えます。

しかしながら、放課後児童クラブにつきましては、利用の大半が、学校の授業終了後でございます。温度が下がってきている部分から夕方までと、夜までというような形でございます。

多く、どうしてもエアコンが必要かなと思うような部分につきましては、夏休みの利用かと思えます。夏休みの利用もしっかり交流センターのほうを確保する中で、大会議室、大会議室ができない場合には下の部屋というような確保する中で行っております。そういう中で、備品等の移動ができない部分もあります。また、遊び道具等の移動にも若干支障はあろうかと思えますが、子供たちにもご理解をいただく中で、利用をしていただいているという状況

でございますので、実際には、学校との部分とは若干変わるのかなというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） そうしますと、特に一番は夏休みですけれども、今後もずっと夏は交流センターに行って、また戻ってきたりと、行ったり来たりということをこれからずっと続けていくと、そういうことかなと思うんですが、この後質問する子育て支援の拠点施設とか、そういった関係も絡んで何とかそういったことのないように、行ったり来たりすることのないようなふうに検討も考えていくということは、当然考えておられますか、今後のこととして。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 研究は必要かと思いますが、児童クラブにつきましては、一日中部屋の中にいるということはないと、外でも遊んだりしていますので。実際の移動にはほんの数分でございます。それほど支障はないというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） そういう考えはないということを確認させていただきました。

それでは、質問要旨の2、子育て支援の拠点施設のあり方ということで、これがどうあるべきか、その役割とか機能とか、そういったことについてもお聞きをしたいというふうに思いますが、最初に、麻績村の教育方針の研究検討部会、子育て支援部会の検討で、現在のひだまりが子育て支援の拠点施設、いわゆる子育て支援センターということですか、それになったということの理解でよろしいですか。

○議長（小山福績君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 子育て支援拠点施設でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） その文章なんですけれども、そんなにそれにこだわるわけではないんですが、区長会のときに配られたのには子育て支援センターというふうになっていますけれども、拠点施設ということなんです、わかりました。

それで、拠点の施設ということなんです、拠点施設というもののあり方、役割というよりもあり方ですね、例えば利用者のニーズに応えるような建物を一つに、いろんな子育て関

連のものを1カ所に集めるのがいいのか、分離していてもいいのか。それから利便性だとか、使い勝手だとか、いろんな業務があると思います。協議会等の会議やなんかもあるかと思いますが、そういうものも含めて子育て支援拠点施設というものに今求められる役割とか、あり方というものは、どのような機能とか、そういうものがあるべきだということを考えておられるか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 拠点施設としましては、先ほど議員さんもおっしゃられましたが、センターという考え方もございますが、全部含めると非常に大きなものになるかと思えます。

麻績村におきましては、一応、子ども・子育て支援法の第2条の基本理念に基づき設置をさせていただいております。家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、というようなことで、おのおのの役割を果たし、協力していかなきゃいけないということになっております。そして、第3条では市町村の責務等が限定されておりますが、子供の健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子供及びその保護者に必要な子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされております。

当麻績村におきましても、それらの部分をできるだけ保護者等のニーズに合わせるようにしてはおりますが、他市町村と規模の大小や支援施策の種別に違いはあろうかと思えます。できる範囲内でそれぞれの施設の運営を行っております。

そして、ひだまりのニーズでもそうですが、毎日お聞きする中で、必要なものは必要ということで整備というか、用意をさせていただいて、今行っているのが現状かと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 端的な部分で言いますと、場所——場所といいますか、場所ではなくて、施設がいろんな、例えば今保育園にしても、それから子供の遊び場にしてもいろんなものがあります。それから相談ができる場所とか、そういった部分もありますけれども、他村の場合は1カ所にセンターというものを設けてやっている、東筑の関係でも、そういう形になっているのが多いんですが、山形村等も視察に行ってきたという中で、麻績村としてはどうなのがいいのかということを検討した中でやっていきたいということなんですが、

厚生労働省の示している子育て支援の拠点の形式というのが3つあるようなんですが、ひろば型とか、センター型とか、児童館型とかあるようなんですが、こういう3つの中でどれかに当たるといふか、どれでやっていくとか、そういう方針になっていくんですか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 私の記憶の中では、多分、そこまでは考えてはやっていないというふうに思いますが、強いて言えば、ひろば型かなというふうに考えますが、よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） ひだまり、これが一番今拠点になるということで、私もたまに見に行けばいいんですけども、余り見に行かなくて、いろいろどんなようなのかなというのをお聞きしておりますけれども、一つ気になったというか、前から思っていたのは、大事な子育ての拠点施設ということなんですが、建物には何の表示も、掲示もないわけですね。これは何か理由があるということのようなんですが、これはそういったものを掲示したりしちゃいけないということなんですか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） ちょっと確認しないとお答えできないかなと思いますので、大至急確認をさせていただきます。多分、でも、表示をしちゃいけないということはないと思いますが、よろしく願いします。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） ここに、子育て支援のひだまりがここだということが、見てもわかりませんし、そういう点ではちょっとどうなのかなと。

それから、ホームページについてもそうなんですけれども、「子育て・教育」という画面が麻績村のところにありますけれども、そこから入っていても、子育ての窓口とか、相談の関係のコーディネーターさんとか、そういったことについてもさっとそこからわかんない。それで、子育ての部分をつたっていくと、相談は住民課へというふうになっているというようなこともあって、ホームページもやっぱり——ホームページだけのことではないんですが、子育てのその拠点施設でいろんなそういうといったこともできますよというような案内とか、そういうものも載っていないということで、これはすぐに対応すべきじゃないかと

いうふうに思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（小山福績君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） ひだまり等の利用の部分につきましては、これは住民課のほうとの連携をする中で、保健師等の連携をする中で、母子手帳の発行、いろいろな部分で、こういうものがありますよ、場所はここですよ、ぜひお越しく下さいということでやっております。また、夏等の帰省の中でもしっかり、皆さん麻績から出た方はご存じで、ことしも利用をさせていただいております。

ですので、一応、ひだまりとしての部分の広報につきましては、直接行っているのが実情かなというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今パソコンとか、こういうネットとか、そういった時代ですので、若い皆さんはやっぱりそういうところを見ますので、ほかの村なんかのを見ても、それぞれ違いはありますけれども、今、子ども・子育てということを、どこの市町村でも計画書も立てなきゃいけないというようなことも含めて、重要視されている部分がありますんで、これはやっぱり麻績の子育ての関係もホームページからすぐにそういったことが表示できたり、つながったり、移住者の方への案内というところはあって、リーフレットの中身は載っているんですけども、あそこに子育てとかいろんなことが載っていますけれども、子育ての画面からはちょっとそこには行かないというふうになっていたりしますので、これはやっぱり考えてもらったほうが良いというふうに思っております。

ちょっと前後してしまいますけれども、今、ひだまりが拠点の施設というようなことだと、それにしてもいろんな諸会議とか、それから放課後児童クラブも夏休みには移動したりとかいうことで、私は、今建物といってもなかなか難しいのかもしれませんが、保育園等も含めたところに拠点となる施設があったほうが良いんじゃないかなというふうに、私はそういうふうに思うわけですけども、今利用されている方は、そういったようなことを、他村とも比較したり、そんなような声は余り出ないですか。

○議長（小山福績君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） いかがなんですかね、ひだまりの中では、やはりお母さん方はこじんまりしていて非常にいいなという部分はお聞きしております。

ただ、基本的には村の財政が裕福でしっかりして、そういう場所等があったり、いろいろあれば、それも理想かなということは感じますけれども、現段階ではいろいろなそういう部

分での要望等は、私のほうへは聞こえてはこないです。

以上です。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今回の質問の一番最後のものに関連しますが、今子育ての住宅があればたくさん建って、今後どうしていくかということ、これは後でお聞きするんですが、そういう部分も含めて子供さんたちが、これから今よりふえていく、ふえていかないと本来じゃないもんですから、ふえていく、それに伴ってやっぱりこういう拠点の施設もずっと今のところでいいということにはならないというふうに思いますので、長期的な部分で、いろいろ機能的な部分や、それから利用者の要望も変わってくるかと思えます。今の交流センターだといろんなイベントがあれば、駐車場もないですから、共同で使うような感じですので、そういうところも含めて、やっぱりこれは考えていってもらわなきゃいけないかなと私は思っています。

利用者の方は全然問題ないとか、今のままでいいという、そういうことなら、それはまた、いろんなことを検討してもらえばいいかと思えますが、本来はそうじゃないほうがいいんじゃないかなと、私は思うんですけども、いいです。

要旨3のほうにまいります。

子育て関連業務、いろんな部分があります。今の子育ての協議会ですか、そういうのもあったり、いろんな相談の関係だとか、それから保育園についてもそうですけれども、そういう部分で、子育ての関連の業務に携わる人の人的な配置体制というのは、やっぱり小さい子供さんたちもいますんで責任もありますし、過重な負担になるようなことではまずいというふうに思っているんですけども、子育て関連の業務の人的な体制、これについては臨時の職員の方なんかもいたりしますが、責任ある配置や任用というふうにはなっておりますか、その辺についてはどうでしょうか。資格者とか、それからそういった正職員を置かなきゃいけないとか、そういう部署もあるかと思えますが、ちゃんとその辺は行われていますか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 現在の職員配置に関しましては、それぞれ兼務の箇所もございますが、連携をとり合いながら行っておりますので、大きな支障はないかと思えます。例を挙げますと、ひだまりの相談等につきましては保健師が月2回ほど来てくれていますし、児童クラブ等につきましては正職員が必ず確認をしたり、聞き取りをしたりしている状況でございます。

ますのでよろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） そうすれば、今、特別、仕事の面で責任が重くなっているとか、そういったことでの偏りやそういうものはなくて、適正に行われているということだというふう
に受けとめますけれども、子育てのコーディネーターが今公民館においでになって、兼務さ
れていらっしゃるけれども、ウエートのどのなんですか、コーディネーターの仕事と
一般の業務と、どちらのほうが大変かというか、そういうような部分とか、1人で全部やっ
ているということなんですか、それでできるということなのかと思いますが、業務の部分の
分野とか、それから請け負っている任務とか、そういう点で兼務というようなことについ
ては、現状で大丈夫なんでしょうか。

○議長（小山福績君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） コーディネーターにつきましては、日ごろ声がけをする中で状況を
聞いて、負担にならないよう行っております。また、公民館の事業もありますが、主として
は体育施設のほうの関係を持ってるわけでございますが、そちらのほうも、公民館職員また
協力隊もいますので、草刈り等、負担になるところは全部カバーしてやっておりますので、
一応、今のところ問題はないかなというふうに思っております。

また、コーディネーターの仕事としては、特別支援関係もありますので、それぞれの部分
でやっております。ただ、その中の割合はどうかというと、簡単に口で申し上げられない状
況がありますが、それぞれの部分で任務を果たしているというふうに感じておりますのでよ
ろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 子育てということで、施設の現場とそれから管轄している担当の部署
との間での連絡だとか、それから相談とか、協議とか、そういうことがあると思えますけれ
ども、そういう部分で緊密に行われたり、それから把握をされているということならいいん
ですが、その関係で一つ、これは放課後の関係で、子育て支援の部会の議事録、これは去年
10月30日開催の子育て支援の部会の議事録に、放課後児童クラブでは特別に配慮の必要な
子供さんに対しての対応がなかなか難しい、苦慮しているという報告が載っております。

その前の9月議会で、私がちょっとお聞きした際のご答弁では、支援員さんも研修を受け
ていると、それで対応しているということで、支援の必要のある利用者の方の制限はしてい
ないと、受け入れているということで、おおむね運営はできているというような回答でした

けれども、今申し上げた報告が載っている子育て支援部会は10月末なんですね、去年の。私、9月のときにお聞きしたんですが、こういう状況で対応が難しくて苦慮しているというような報告があるというようなことで、問題の解決というか、私もこのことについては前にお聞きしましたがけれども、支援員さんが2人だけで対応に大変じゃないかなとか、特別に目を常に見てなきゃいけないというか、そういう子供さんについての対応なんかで、ちょっと大変になっちゃしないかということもお聞きをしたんですけれども、おおむね運営はできているというようなことだったんですが、そこら辺について十分把握されていたのかどうか、そうじゃないみたいに思うんですが、どうですか。

○議長（小山福績君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 支援の必要な子に対しましての部分でございますが、やはりコーディネーターもしっかりその辺は把握してございます。ですので、事あるごとに、そこら辺の、要するに接し方等も講習したり、また本人の支援員もしっかり研修に出たりして行っております。ここ最近におきましては、そこら辺の部分でのえらいトラブル等は、一応、起きておりません。子供もしっかりクールダウンのやり方がわかってきているという状況もありますので、今のところ、私のほうへは、苦慮しているというところまではございません。

それと、学校の先生方とのお話し合いもしておりますので、そういう状況を把握しながらやっていきたいと。

特に、支援を要する子供たちについては、接し方も一つのトラブルのもとになりますので、そこら辺も注意しながら、研修を受けながら行っているという状況でございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） そうすれば、現場の支援員さんたちがいらっしゃいますが、皆さんもそこら辺については大丈夫というか、ちゃんとできますと、そういうふうなことというか、そういうふうに関心があるというか、そういうふうにご本人さんたちも大丈夫だというふうに思っていらっしゃることですね。

○議長（小山福績君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 私がそういうふうに関心しているという部分でございますので、当事者がしっかりその部分をしているという確認はとれておりませんが、しっかり懇談等は行っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 人的な配置ということにつきましては、これから子供さんが今後もふえていく——ふえていかなくは麻績にとってはいけないものですから、やっぱりしっかりと人的体制、責任ある人的体制はとっていただけないといけないと思います。

質問要旨4のほうにまいりますけれども、質問要旨4として伺いますけれども、今後の子育て支援の展開といいますか、計画について伺いたいんですが、2点についてお聞きをしたいと思います。

一つは、若者定住住宅の今後の建設、それから今ある住宅を子育て後にどんなふうにしていくというか、そこら辺が、振興計画なんか見ても、需要を見て、今後建設のことも進めていかなきゃいけないというような書き方になっていますが、住宅だけじゃなくて、あわせて、先ほど来から出ています公園のこととか、附属するいろんな子育てに関連する部分についても、保育園とか、そういった部分も関連してきますけれども、ひとつ若者定住住宅の今後の建設や、それから今の住宅の関係についての考え方とかあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） それでは、住宅、若者定住等の子育て支援の部分について、私のほうからご答弁させていただきたいと思います。

若者定住住宅につきましては、今、本町が35戸終了し、ひと段落というところでございまして、現在、住宅の建設計画につきましては、小東地区に若者定住促進住宅ということで建設をするべく、それを優先させて進めているわけでございます。都市からの移住・定住を図っていくということで、今現在は考えております。

議員のおっしゃられるように、若者定住、若者に限ってというか、特定をして住宅の建設というところにつきましては、小東地区に建設をしていく住宅の需要動向等も踏まえながら、今後判断させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） もう一点、今お聞きをした部分はどうなんですか。今の現存の住宅が、子育て終わった場合の今の住宅をどういうふうにしていくかということについて。

○議長（小山福績君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 現在、若者定住として建設をさせていただきました天王及び本町

の住宅につきましては、あくまでも若者定住ということで、若者の子育てのための住宅ということでございます。子育てが終わる、高校卒業を過ぎた段階で、これは条例等でうたっておりますとおり、新たな方に入居していただいて、その場で子育てをしていただくということで、現在は考えております。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 一番、今後の動向といいますか、需要があって、いいところだから、住んで子育てをしたいという要望があれば、建設も必要だと思います。ただ、なかなか土地の確保が大変だということはあるかと思えますけれども、今住んでいて、高校を過ぎたら立ち退いてくださいという、今の条例でいけばそういうふうになっているというのは、これは月日のたつのは早いものですから、そういうことに直面をしてくると思えますので、今からやっぱり考えてくべきじゃないかなというふうに思いますね。

もう一点、2つ目として、これは子育て支援の部分の組織的な部分についてお聞きをしたいんですけれども、先ほどホームページのことでも言いましたけれども、相談窓口とか、子育てのところをクリックしていくと、住民課へ行くわけです。それで、今現在のいろんな部分の、行政の部分の担当というのは教育委員会と、それから住民課になっているかと思うんですけれども、県や国でもそうなんですけれども、子育てということについてはもう重要な事業といいますか、地方の主要な業務というふうに捉えられている中では、これから新しい課の新設だとか、それから行政組織の改編とか、そういうことが当然必要になってくると思えます。担当業務や何かにちゃんとした区分をつけないと、今のままで、これは住民課、これは教育委員会と、こうやっているんじゃないかと、ほかでも子育て支援に関する専門の課を設けたりしておりますけれども、こういうことについての展望や考え方をお聞きしたいと思えます。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

塚原副村長。

○副村長（塚原勝幸君） 今のご質問については、子育ての充実という面から、それぞれ専門的な課を充実させて振興していくかというようなご意見でございますけれども、現状の中では、今役場全体の職員数についてもそれほど多くない、小さな村でございますので、それぞれの課の今の現状を充実する中で、今後は子育て支援に対する対応は図っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） しっかりした方針という感じではないなという感じがしますけれども、やっぱりこれは主要な事業ということの捉え方でいけば、検討は必要だというふうに思います。どういった形がいいか。本当に課をまたがっていろいろ対応していくというようなことじゃなくて、子育てに関するちゃんとした課なり、そういった行政の部署というものをちゃんとつくっていかないと、何かこう中途半端のように私は感じてしまいますので、これはぜひ今後検討していただきたいというふうに申し上げて、またその経過というか、そういった展望についてもまた伺っていきたいというふうに思います。

それから、次の質問事項にまいります。

職員の人事評価、それから労務管理についてということで伺いたいと思いますけれども、平成26年の地方公務員法の改正によりまして、公務員の皆さんは従来行われていた勤務評定という制度から人事制度、評価制度に変わったということで、この目的というのは職員の主体的な職務遂行や自己啓発を促し、職員の人材育成と組織の活性化を図る。それから適材適所の人事配置や給与等への反映など、能力、実績に基づく人事管理を推進する。それからこれらを通じて、主体的・自律的な職員を育成し、行政サービスの向上を図るとというのが目的ということで導入されておりますけれども、この制度の運用の実情といいますか、どうなのかなということでお答えをいただきたいと思っているんですが、質問要旨1としてですけれども、勤務評定という制度から人事評価に変わったわけですけれども、これについて職員の皆さんの受けとめとか、業務へ影響じゃないけれども、効果とか、そういったものについてはどんなふう感じておられますか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、人事評価についてご答弁をさせていただきたいと思いますが、まず、経過から説明をさせていただきますけれども、人事評価制度につきましては、議員おっしゃるとおり地方公務員法で始まっております。麻績村で正式に始まりましたのは、平成29年度より規程を整備して、本格運用を進めております。その間、事前の研修会、また外部の研修会ですとか、庁内の研修会を開いたり、平成23年から自己評価、24年から試行という形で、29年から本格実施というような形になっております。

まだ、29年度から始まったというような中で、評価者の統一のための打ち合わせですとか、評価項目の検討を毎年実施するなど、現状ではその都度内容を精査し、検討しながら進めて

おるといような状況でございます。

職員の受けとめ方ということでございますが、人事評価制度導入に当たりまして、先ほど申し上げましたが、事前に複数回の研修を実施しまして、試行期間も設けましたので、比較的スムーズに移行できたのではないかなというようなところでございます。

業務への効果ということでございます。評価につきましては、業績評価シートというようなもので、自分で目標を立てて行うものと、職務遂行力評価ということでその役職に合った規範みたいなものを実際どんな形でできたかというようなところで評価をしております。

個人で目標設定、振り返りをしておりますので、自主的に業務目標を管理しながら責任を持って努力できる体制ができたのではないかなというようなところでございます。

また、上司につきましては、部下の主要目標や、部下からの要望などが明確になり、機会を捉えた助言なども見受けられておるといような状況で現在進んでおるところでございます。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 私がどうかと思っているのは、制度自体が重荷になっているというようなことはないかどうか。評価をされる側は自己目標を立てて、それから評価も行い、面接を受けると。それから評価する側も研修を受けたり、それから指導援助のコミュニケーションとったりというようなことで、評価で悩んだりとか、日常業務もいろんな人によってやっていることが違ったりしますので、何か大変だというようなことで、この制度が入ったことで、通常の日常業務のほかに、こうしたことを、職員の皆さんは自己目標を立てたりいろんなことをやらなきゃいけない、評価する側は評価もしなきゃいけないということで、負担だとか、そういうものがかってくると思うんですね。

それでもやっぱり公平にこれに基づいて評価がされて、任用や何かに反映されているということで、職員の皆さんが納得をされているのかどうか、ちょっとその辺が負担になっている部分はないのかとか、それからこの制度になってよかったと、ちゃんと評価してもらっていると、そういう認識を受けているか、そこら辺をどんなふう感じておられるかわかりますか。

○議長（小山福績君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 人事評価制度につきましては、先ほど申しましたけれども、地方公務員法でやらなければならないというようなことで定められておるわけでありませう。

職員については、今、人事評価制度がなくても、年度当初にはこの事業をこういうふうに

やらないという、自分で担当としての目標なりスケジュール管理がありますけれども、それを明文化して上司と共有をするという部分では、人事評価はそれほど負担ではないんじゃないかなと。上司とのコミュニケーションというのも、若干、昔に比べると少なくなっているというような、コミュニケーションの機会、昔ですと色々な行事があったわけですがけれども、行事等も少なくなっているという中では、適度な回数ではないかなというふうに考えております。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 職員の皆さん、その評価の結果について、納得をされているのかというのか、納得をしなくて不服がある場合というか、そういう場合はどんなふうになるんですか。

○議長（小山福績君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） すみません、先ほどのご答弁でちょっと漏れましたけれども、任用について活用されているかというようなことですが、任用につきましては、まだ年々試行錯誤しながら進めている段階ですので、基礎資料としては活用されておりますが、人事評価制度をもって全てということではないので了解いただきたいと思います。

また、職員の関係でございますけれども、苦情等につきましては規程の中で申し出規程とかございますけれども、今のところ出ていないというような状況でございますのでよろしくお願ひします。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 苦情は今のところないというようなことで、皆さんが納得していらっしゃるということの反映になるのか、苦情が出ていないということだけなのか、そこら辺までは私のほうで聞くことではないんですが、いずれにしても結果について納得できるというならいいのですが、例えば納得しにくいと言えないとか、そういう雰囲気とか、それからいわば圧力みたいなようなものがあるとしたら、そうしたらこの制度は役割を果たせないというふうに思います。そうすれば、職員の気持ちも沈んだり、職場は暗くなっていってしまいます。

そこで、最終評価者であられる村長にお聞きをしたいと思いますが、お聞きしますといいですか、決意を確認させていただきたいということなんですが、人事評価とそれに基づく任用とか処遇、これに当たっては、個人的な思惑だとか私情を挟まずに、公正に、そして被評価者の納得を得られるように誠意を持って当たると、そして職員には気兼ねなく自由に自分

の意見や考えを言ってもらって、管理者側はそれを受けとめて、酌み取ることを通じて人材育成や、明るく活気のある職場づくりをしていただく。こういうことについては、本来、当然なことなんですけれども、改めてその気持ち、決意を確認させていただきたい。村長、お願いします。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今、幾つかご質問ございましたんですが、まず基本的には、この制度はやらなければならなくなったということをまずご理解いただきたいと思うんです。

これを実際に施行するまでには、相当の年月を要するという事で、過去においても、年月を要してきたわけでありまして。最終的にはこれが給料等にも響いていくということになっているわけですが、それまでにはまだ検討しなきゃいけない点が幾つかあるわけがございます。

実は、この制度につきましては、決して職員を抑えたりということではなくて、それぞれ職員は非常に優秀な面、それぞれ個人によってすぐれた部分を持っているわけでありまして、そういったその能力をどうやって引き出していくか、そして職場で活躍していただけるか、こういったことであるんですね。それとあわせて、その働きやすい職場、こんなことのためにいうことに持っていきたいと、こう考えているわけでありまして。

そんなことで、明るい職場、それから働きやすい職場、そんなものを目指す中で進めていきたいと、こう考えておりますのでよろしくお願いします。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 私も勤めていたときは評価制度がありまして、なかなか結果についてちょっとこう思っても言えないんですよ。評価が本当にそういうことかということ納得をして、それで仕事に、それをもとにしていってもらおうということであればいいんですが、なかなかこういうのというのは評価をする側の思惑だとか、それからそういったものが挟まる部分が多いです。特に、民間の会社の場合はいっぱいやっていますけれども、なかなか公平な制度にならないというところがありますので、ぜひ、行政のほうでもそういうことは絶対にないように公平に評価をしていただいて、任用等に生かしてもらわなきゃいけないということを、ぜひ、改めて私のほうからもお願いしておきます。

では、質問要旨2のほうにまいります。

職員の皆さんは毎日多忙で、夜遅くまで仕事されるときもありますし、それからのイベントや行事などで休日出勤もたびたびされています。そこで、時間外労働とか、休日労働、休

暇の取得、労務管理などについて、その実情を聞きたいんですが、まず、3点についてお聞きしたいんですが、勤務時間の把握というのは、私もわかりませんが、タイムカードとかそういうで行っているのか、それから時間外労働は、多い人で月何時間ぐらいなのか、それからあと、休日労働の振りかえとか代休の状況、この辺の3点についてどんな状況かをお聞かせいただけますか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 勤務時間のまず1点目の管理につきましてですが、勤務時間については出勤簿等で管理をしております。

時間外勤務とか休日勤務につきましては、「時間外勤務伺」によりまして管理をされているというような状況です。2点目の関係はそんなところでございますが、月ごとの1人当たりというところまでは調査をしてございませんので、今手持ちの資料がございません。

3点目の振替休日の関係でございます。休日勤務につきましては手当または振替休日により手当をされているわけでございます。振替休日につきましては、担当課長の管理によりまして取得するような形で今進めております。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 時間外労働は、そうすると何か記帳をするというか、自分で自主申告というか、そういったことでの管理というか、そういうことになるわけですか。

○議長（小山福績君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） そうです。時間外手当、振替休日にかかわらず「時間外勤務伺」を出していただいて勤務というところでございます。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 正確な時間とか、そういうものの管理ができていればいいんですけども、もしちょっと曖昧な部分があるとすれば、それはちゃんと正してもらわなきゃいけないと思いますけれども、それから、年休、これはどうですか、平均取得日数とか、そういうのはわかりますか。

○議長（小山福績君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 年次有給休暇につきましては、平成30年の数字でございますけれども、約7日というような形で出ております。

以上です。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 残業だとか休日労働とか、取得の関係、これは部署だとか、課によってばらつきというか、そういうものはありますか。

○議長（小山福績君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 時間外につきましては、現在、コンピューターやデータ通信の技術の発展など、さまざま環境ですとか、住民のさまざまな要望によりまして、個々によって忙しい時期というのは分かれてくるというところでございますのでよろしく申し上げます。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今、勤務の実態等についてお聞きをしてきたんですけれども、職員の皆さんはちゃんと納得しておられるのか、ちゃんと休日労働とか、それから残業の関係についても何か曖昧な状況で過ぎていくということになっているとすれば、これはまずいものですから、そこは本当にきちんとやっていただくべきだというふうに思いますけれども、村長にお伺いしますが、おおむねそういったことで勤務の状況については、実態とそれからそれに対する対応等については、ある程度きちんと行われているというふうに思っていますか。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 議員もご承知のことだと思いますが、具体的に申し上げますと、民間の工場のラインのようなところにつく従業員といいますか、そういった方の勤務時間というもの、それから役場職員の勤務時間というのが、どうしても多少考え方に違いが出てくるということをご承知かと思えます。具体的に申し上げますと、昼休み時間に村民の方が窓口に来られたと、今昼休みですからできません、昼過ぎまで待ってくださいということとはできないわけですね。そのときに5分対応した、15分対応したというようなことまで正確にということ、これは職場としてできない部門、難しいのではないのかなと、こう思っているわけです。

そうした中で、私ども村民の福祉向上、村民サービスの向上ということでやっているわけですが、よく報道される、いわゆるブラックだと言われる、そういったその職場ではないというふうには理解しております。

それで、それぞれ常に私からも申し上げているんですけれども、健康に留意するように適切に休暇をとるなりということではやっておりますし、例えば東筑等でも役場職員は大変厳

しいということで、夏季休暇等についても、ずっと歴代、とらしておりますし、それからそこへさらに有給をとるようというところで、1日追加したような形をとらせるとか、そういったことには努めているわけであります。

職員も健康な体で、それから心もすっきりした中で仕事についてもらいたいと、こんな思いでございますので、これからも職員といろんな面でも話をしていきたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（小山福績君） 宮下総務課長から、数字の訂正がありますので。

○総務課長（宮下利秀君） 大変申しわけありません。

平成30年度の有給休暇の取得日数、先ほど私、7日と申しあげましたけれども、6日の間違いです。平成29年度が4日ですので、若干伸びていると。

このほかに、先ほど村長が申しあげましたとおり、夏季休暇と有給休暇含めて4日ということでございますので、合わせると30年度6日と4日で10日ということでございますので、訂正させていただきます。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） ブラックな職場ではないということで、村長は言われましたけれども、とにかく細かい、お昼休みに相談が来るとか、そういったものは民間では、そんなものは当たり前というか、幾らでもあります。もちろん、そういう細かい部分でということじゃなくて、基本的に職員の皆さんが、例えば休日に出勤したりとか、それから残業したりとか、そういったことで、それが何か不満みたいなのが常態化しないように、ちゃんとそういったことについて対応もされるというようなことに、常に目を向けてもらわないと、何かそれが当たり前になっていっちゃうようなふうに、それで、それをなかなか職場の上司に言えないとか、そういうようなことは民間でもありますけれども、やっぱり気持ちよく健康で働いてもらわなきゃいけないということを、今言われましたので、これについてはそういうふうきちんと取り組んでいただきたいということを、ぜひ、お願いしたいということです。

きょう、2つの項目について伺ってまいりました。

私は、子育て支援事業については、麻績村の現状はちょっと東筑の他村と比べて遅れてしまっているんじゃないかなという感じがします。施設についても、体制についても、私は充実をさせていかなければならないかなと、そういう部分があるというふうに思います。

それから、もう一つの、職員の人事評価制度と労務管理、これについては何かご説明はい

ただきましたけれども、本当に職員の皆さんが、そういった部分でまだまだ何かそういう部分に不満があったりとかということのないように、どんなようなのか、ちょっと曖昧さも感じてしまいますけれども、ぜひ、管理者の長である村長にはしっかり職場の現状とか実情を見詰め直していただいて、課題を解決して、そして心身ともに職員の健康や働き方に意を配っていただきたい。そして職員の皆さんの意見や考えを積極的に酌み取っていただいて、明るく働きやすい職場にしていいただきたいということを、私のほうからお願いをして、以上で質問を終わります。

○議長（小山福績君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） すみません、先ほど私のほうから、若干、正確な答弁をしなかったわけですが、ひろば型、センター型、児童館型というようなことでしたが、平成25年のときに、国のほうの平成24年度補正予算の関係で、安心こども基金事業の活用という部分が出たかと思えます。その部分で、補助金等の加算の部分で分けをする中で、ひろば型とセンター型をまとめて一般型と、福祉施設であります児童館等につきましては連携型というような形で分けをされたという部分でございます。

そういう中で、麻績村の場合は、子育て親子の交流の場の充実と相談事業の充実・援助というような形からいきますと、一般型に入ろうかと思えますのでよろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員、確認されましたか。

○2番（塚原利彦君） わかりました。

◇ 峯 村 賢 治 君

○議長（小山福績君） それでは、3番、峯村賢治議員の質問に入る前に、峯村議員にお聞きします。昼食休憩を挟んでしまいますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） それでは、峯村議員さんの了解がとれましたので、3番、峯村賢治議員の一般質問を許可します。

3番、峯村議員。

〔3番 峯村賢治君 登壇〕

○3番（峯村賢治君） 3番議員の峯村賢治です。

さきに通告しましたとおり、1、地震対策について、2、堆肥化施設について、3、公園整備の進捗状況はということで、子細は自席にて一問一答形式でお願いしたいと思います。

それでは、地震対策についてですが、要旨1としまして、想定される震災の防災、減災の進捗状況はということで、地震に強いむらづくり計画の中で、土砂対策、公共の施設や住宅の耐震性、また広域における救急や連携体制、情報の収集や伝達の体制等多岐にわたるわけですけれども、現在の進捗状況を伺いたいのと、またその中で、なかなかこれ難しいであろうかなという問題点があれば一緒に答弁願います。また、先ほど1番議員の質問に対して村長かなり答弁なさっているのですが、重複する部分はかなりあるかと思いますが、お願いしたいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、想定される減災の関係で、施設の状況について、説明を総括で説明させていただきますが、よろしく願います。

まず、公共施設でございますけれども、公共施設につきましては施設ごとに建築年等の再調査を行いまして、新たに台帳を整備をしております。

また、拠点施設につきましては、拠点施設となるところから耐震化を順次進めておまして、今地区避難所の1次避難所について4カ所の計画を進めて、本年度1カ所実施している状況でございます。

また、その他主要拠点施設につきましては、国基準の耐震化が済んでいるというような状況でございます。

また、未整備の場所につきましても、今後補助事業等を活用しながら、計画的に実施してまいりたいというようなところでございます。

上下水道施設につきましては、各施設耐震化済みで、一部発電機等ですとか配水管等も耐震化というようなものもできておる状況です。

農業ため池の耐震化ということで、日向地区を中心に今整備をしておりますし、本年度大沼の大きなため池のほうも整備をしているところでございます。

土砂災害の防止対策としましては、堰堤の整備ということで、村内各地で砂防堰堤等の整備が進んでおります。

道路の関係につきましても、ネットワーク整備ということで、緊急自動車が入れるよう、また橋梁のかけかえ等も進めておるところでございます。

水害防止対策としまして、村内にあるダムの耐震化の確認というようなことも実施をしてございます。

個人住宅の耐震化ですけれども、今耐震事業、改修事業ということで、振興課のほうで進めていただいているところでございます。

あと、計画の見直しですとか、国の基準に沿った指針の改定ということで、今現在進めているところでございます。

それと、現在各種協定が結ばれているわけですが、またそこに今後必要な事項もありますので、新たに検討をしているというような状況でございます。

無線につきましては、おおむね整備をされておりますけれども、各地区への無線連絡、今ないものですから、それについて各地区の無線の体制を整えたいということで、現在検討をしているというような状況でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 確認なんですけれども、ということは、避難施設等の耐震工事は一応終わっているということですかね。1次避難所を除いてですけれども。主要どころは。

○議長（小山福績君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 国の基準であります昭和56年以後の耐震の基準に沿って建てられているということで、避難所については確認済みでございます。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） では、先ほど中途、ことしも計画があって進められているというのは、1次避難所に関しては今25地区のうちどのぐらいが済んでいて、今後、先ほど1カ所年内にあるという話でしたけれども、数字的にはどんなものなのでしょうか。

○議長（小山福績君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 地区の1次避難所につきましては、4カ所を除いて全て56年度耐震の基準に満たしているということでございます。残りの4カ所につきましては順次、今進めているところでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 粛々と進んでいるような状況だとはうかがえますが、なおさら、なおさらというか、これからも進めていただきたいと思えます。

で、次に要旨2に移りますけれども、避難所、1次避難所、福祉避難所の防災用品、また備蓄品の配備はということで、現在各施設の配備状況を答弁願いたいと思えます。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 避難所につきましては、備品の関係でございますが、近年大規模災害等の状況を見ますと、農村部では共同で農家にある食料、燃料等を活用するなどして、自助、共助により、援助が来るまでの間しのいでいるというような状況が見受けられております。

麻績村におきましても、自宅にある米、みそなど備品が活用できると考えておりますので、現在防災訓練実施地域に、プロパンガス、木材などが利用できる鍋釜セットを用意して配布をしているというようなことでございます。

全てを行政で準備をすることができないというところでございますので、防災コラム等におきましても、1週間分の食料の確保と数時間経過後の援助物資、援助集積場所の協定等も今現在検討中でございます。

また、水道施設の耐震化、また発電設備等も備えられているところもございまして、道路が使用可能で配布可能であれば、そこから水を供給できるというようなこともございまして、そのようなことも検討しながら今現在進めておるところでございます。

また、1次避難所の救護所における必要品でございますが、地区の訓練のときに施策いただくというようなことも今後検討してまいりたいというようなことで、今現在を進めておるところでございます。

具体的な名称につきましては、トイレ、簡易ベッド、担架などというものについては、各地区で施策をとということで今現在予定をしておるところでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 今お答えになっていただけなかったんですけども、前に話した際には、役場には備蓄があるというような話を聞いた記憶があるんですけども、具体的な数量とか、そういうのは把握できますか。

また、その備蓄数量に対しての何らかの基準があるかと思っておりますけれども、ちなみにサンライフで私聞いてきたんですけども、あそこの場合はそういう備蓄品がそろっているということで、その数量的にもやはり、定員が124名なので、その方々の3食3日分、いわゆる72時間というんですか、生命維持にかかわる食料ないし水の分は完備しているという話を聞いております。それを踏まえまして、役場ではどの辺の基準をもってそろえていらっしゃる

るのかというのを伺いたいと思います。

○議長（小山福績君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 今現在、役場でそろえているものにつきましては、水、菓子類、台所の食器、コンロ、その他台所用品、ラジオ等の電化製品、懐中電灯、電化用品のランタンですとか携帯充電器、毛布、スコップ、仮設トイレ、発電機、ポリタンク、ブルーシート等、一覧表でありますけれども、そんなような形で準備しております。

ただ、全てを村で準備するということになる、場所等もございますので、今現在担当で進めておるのは、いろんな民間企業との協定を結んで災害時の優先供給というようなことを、村内の企業さんを含めて、今現在進めているところでございますので、よろしく願います。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 今答弁いただいた中で、種類に関してはいろいろ必要なものはそろえていらっしゃると思うんですけれども、例えばその水とか食料、一番根幹にかかわるような部分だと思うんですが、その役場での備蓄というのはどうなんでしょう。先ほど言ったように、何らかの基準があって、例えば何人が何日分、普通に考えたら先ほどの72時間ですか、ような対応になると思うんですけれども、それで考えますと、例えば役場でここにあるのが何名分で何日分かというのはわかりますか。

○議長（小山福績君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 広報等でもちょっと広報をさせていただいておるところですけれども、21地区ある地区避難所を設定したということで、避難所を設定したのは、大きな4つの避難所だけでは、そこまでどうやって来るのか、道路が使えるのかということもあまして、地区避難所ということで設定しました。

で、逆に言いますと、避難物資を届けられるかということもございますので、できるだけ地区で用意、援助が来るまでの間お願いしたいということで、広報をさせていただいてございます。都会ですと、コンビニですとか、そういうところに人が殺到するというような状況でございますが、近年農村部の災害を見ていると、農家が自助、共助の中でそろえているという部分もかなり見受けられますので、そんなところと協定の中で、村としては考えていきたいというところでございます。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） どのぐらいの量があるかということをお伺ったんですが、具体的な数字

というか。出てきますか。

○議長（小山福績君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 具体的な量で言いますと、水が2リットルのものが144本、あと菓子類が若干というようなことをございますので、今現在食料品等の備蓄はしておりませんので、今後協定等を結んでいきたいというところをございます。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 水に関すると、50名ぐらいいかなという感じですよ。

先ほど答弁いただきましたけれども、課長のおっしゃるのはもっともだとは思いますが、やはり震災があった場合、避難所、あるいは1次避難所、福祉避難所、ありますよね。先ほど村長もおっしゃいましたけれども、最悪の事態を想定した場合、約2,400戸近くの倒壊及び半壊も含めてだろうと思うんですが、そうなった場合に、命からがらですよ、着のみ着のまま避難所に来る方もいらっしゃると思うんですよ。そう考えると、ある程度、避難所及び1次避難所を含めて、備蓄をそろえるべきではなかろうかと考えますが、そういう考えはありませんか。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 私のほうからちょっと、今の村の基本的な考え方、ちょっと申し上げさせていたきたいと思います。

過去に今日まで、全国各地で大きな災害がありました。その災害で、今議員さんおっしゃっているこの備蓄関係、これ大変重要なことであります。そんなところの例等をこちらでも調査をさせていただいているわけです。そういった中で、現実問題として何が一番必要なのかということは今、村では検討しているわけです。

そういった中で、先ほど総務課長申し上げたように、大きな災害のときに、乾パンと水だけで過ごすという方は現実にはいないんです。現実には非常に少ない。で、ほとんどの方が倒壊した家屋の下から、落ち着いた段階で食料を持ち出して、そして外で煮炊きをして、そして皆さんで温かい汁で、温かい御飯でということをやっているというのが現実なんです。

そういった中で、乾パンや水をどれだけ用意すればいいかということであるわけです。いわゆる非常食というものです。これはやはり、これはどこでもそろえなきゃいけない部分はあると思います。これは特に帰宅困難者が出るような場合です。ですから、麻績に働きに来られている方がいます。その方はタイミングによっては帰れないということがあるんです。

食べるもの困る。ですから、そういう方のために救わなきゃいけないということがあります。ですから、そういう方が何人いるかとか、そんなことを想定していかなきゃいけないと、こう思っております。

それから、水というのが非常に大事であります。水の確保というのはこれ当然、これから独自に備蓄をしたり、それから協定をしたりして今やっていくわけでありましたが、それとあわせて、今麻績村ではそれぞれ幸いなことに浄水池が何カ所にもあるんです。それで、その浄水池には、浄水池によって違いますが、長いところでは2日間ぐらいの水は常に蓄えているということなんです、タンクに。給水する前の浄水した水が2日間ぐらいあるところがあります。全てがそうではないんですけども、少なくとも1日とか2日、そのくらいはいいわけです。ですから、ことしも聖高原で浄水場が使えなくなっても給水には困らなかったというのは、そういったことであるわけです。

ですから、そういった浄化された水も常に各所にあるので、そういったものをどうやって運ぶか、運べるかというようなことを研究すべきではないかと、こんなことであるわけです。ですから、災害備品といいますか、災害のいわゆるそういった大事なものを常に蓄えていくのか、あるいは活用できることをどうやってやっていくかということだと思っております。

ですから、そんなこと、議員おっしゃられることも十分わかりますので、蓄えるべきものは蓄える、それから活用できるものは活用していくと、こんなことでこれから考えていきたいと、これが基本的な考え方です。

以上です。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 今、村長の答弁ですと、やはりこれからはやっぱり多少なりともそろえる可能性があるというふうに捉えられるんですけども、それでよろしいということですよ。

それでは、付随しますけれども、先ほど課長の答弁の中で釜、コンロか、とかかまどを配布しているというようなお話ありましたけれども、これは避難訓練をした地区にだけなんですか。

○議長（小山福績君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 村の思いとしましては、できるだけ多くの地域に早く避難訓練をしていただきたいという思いから避難訓練を、避難訓練につきましては村職員出向いて行っていくと一緒にやっていますし、消防署も村と連携しながら地区行ってやっておりますので、

避難訓練することによって災害時の初動態勢、どんな形で動いたらいいかという練習にもなりますので、位置付けにもなりますので、それを早くやっていただきたいというところで、毎年5地区というようなことで今進めておるところでございます。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 毎年5地区ということは、じゃ現在は何地区までは終わっているのでしょうか。

○議長（小山福績君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 現在12の地区で終わっておりまして、今年度避難訓練が終わっていない地区には文書で訓練開催のお願いをしたり、また7月、8月にかけては、担当が各区長さんのところへお電話を差し上げて、ぜひお願いしたいというような話もしながら、今現在そのほかに9地区、打診をしておりますので、地区と一緒に防災訓練の計画を立てられればなというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） わかりました。粛々と進めていただきたいと思います。

○議長（小山福績君） それでは、ここで昼食休憩をとります。

再開は午後1時からとします。

峯村議員の持ち時間35分、質問事項2、堆肥化施設についてから再開いたします。

これで休憩に入ります。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（小山福績君） それでは、休憩を閉じ、質問を再開します。

3番、峯村議員の残り時間35分、質問事項2番、堆肥化施設についてから始めます。

3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） それでは、質問を再開したいと思います。

2番の要旨1ですが、2年間経過した現状と課題はということで、約2年経過したわけなんですけれども、その現状と課題というのを伺えればと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君）　じゃ、私のほうからお答えをさせていただきます。

現在の生ごみ収集処理の状況につきましては、週6日の収集で、1月当たりの平均収集量は約5トンです。うち、町部の一般家庭の生ごみの収集につきましては、週3日の収集で、平均収集量は月に2.5トンとなっております。この収集量につきましては導入当初のほぼ予定数量でありまして、順調に生ごみの処理することができております。

また、懸案事項でありました生ごみ処理後の資材の関係でありますけれども、こちらにつきましては、ことしの4月に村内希望者への試験配布を行ったところでございます。

また、今後も引き続き可燃ごみの減量化に努めてまいりますけれども、課題としましては、この収集処理後の資材についても、今年度4月から再投入をして新たなもみ殻を入れる量を少なくすると、そんなような試験もしながら、今現在進行しているところでございます。

以上であります。

○議長（小山福績君）　3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君）　今課長がおっしゃったとおり、確かに私も現地で確認しておりますし、残渣というか残り自体もかなり減っているようなように見受けました。ただそういう面ではごみの量の減量化にはかなり功を奏しているのではないかと思うんですけれども、今回またお聞きするわけですが、昨年の12月に一般質問したときの村長のお答えが、当面安定するまではこの体制で行きたいというような返答でしたけれども、私から見ると、もう2年たっただけかなり安定しているような状況だと思うんですけれども、今後経費の面を考えましても、さらに経費を減らすような考えはありますか。

○議長（小山福績君）　答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君）　今課長申し上げたように、再投入ということを今申し上げましたが、いわゆるそういったことを研究をしていきたいなど、こんなふうに思っているわけでありませう。

あとは、また細かなお話あるかと思うんですけれども、最後の処理されたものの中に異物混入、これらをどうしていくかというような課題が残っているわけでございますが、こんなことを含めて、今後さらに効率的になるようなことを努めていきたいと、こんなふう考えております。

○議長（小山福績君）　3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） もともと私は前から申し上げているんですけれども、実際今このシステムに係る費用というのは年間約160万ぐらいかな、前年度にすると190万で、そこから菌の散布自体を2カ月おきにしたというような経緯もあって、金額は減ってきてはいるんですけれども、私の考えに、ゲンザイに委託しているメンテナンス作業自体は全く不要なものだと思うんです。

で、12月に聞いた際も、やっぱり安心・安全という面での村長の答弁だったと思うんですけれども、そのときの話の中でも、村長の答弁でも、やっぱりもともと口に入れるものの残渣の処理なんで、菌によって分量を減らしているから余りそういう心配はないだろうという答弁だったんですけれども、そう考えるとやはりメンテナンス業務自体がまず不要ではなからうかと思えますけれども、細かいことは特にいろいろあるんですが、メンテナンスと菌自体を減らす、今2カ月に1回、一遍か、というような形なんですけれども、これももともと菌の業者をかえるなりすれば、さらにできるとは思うんですけれども、そういう面でも考えられないのか、ちょっとお伺いしたいと思えます。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） お答えします。

今質問の中で、菌は2月に一遍ということではなくて、菌は毎月投入はさせていただいています。メンテナンスが2月に一遍にしたということでもあります。よろしく願いいたします。

お答えしますが、昨年10月に導入後約1年を迎え、業者によるメンテナンスの回数を、先ほど議員がおっしゃられたとおり、毎月の実施から一定程度の経費の削減を抑えるということも目的としまして、2月に一度として実施しております。将来的にはメンテナンスが不要だということにもなるかもしれませんが、現在のところは現況を見て、さらにメンテナンスの回数を減らすことも可能かなという中で、今後検討してまいりたいと思えますが、いずれにしても、維持管理経費の削減に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） すみません、今課長の答弁ですと、毎月菌をじゃ購入しているということでもよろしいですか。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） おっしゃるとおり、菌のほうは毎月購入させていただいて、投入をしております。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） わかりました。それはちょっと知らなくて、2カ月に一遍、菌の購入もそうだったんですけれども、そもそもやはりメンテナンスといいますけれども、業者からのシステムメンテナンス業務報告書というのが2カ月に一遍来ているもの、私もそのコピーいただいているんですけれども、この内容というのはどう考えていますか。考えているかというのは、内容を見てこれを何かに生かすとか、ここはどうなのか、また業者のほうからここはこうしたほうが良いというような提案とかもあるのでしょうか。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 毎月報告をいただいたのを私も目は通しておりますけれども、特に異常がなければ特に相談はしませんが、ちょっと私のほうでわからないようなことがあれば、業者のほうにも確認をしているところでございます。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） もともとこれシステム自体はすごくいいと思うんですよ。ただ、先ほど申しましたように、メンテナンスが必要か必要ではないかという点、また、村長日ごろおっしゃっている安心・安全という面から考えて、既にこれ、システム自体というか菌自体のことは広く、知っている方は知っていると思うんですが、認識されていると思うんですよ。だから、安心・安全の面から関しては、やはりメンテナンス作業自体も、作業というのは今運転を任せている方をお願いすればいいだけの話で、業者に委託するような程度のもではないと考えるんですけれども、そういう考えはありませんか。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） おっしゃることはわかりますけれども、以前からもお答えしているように、やはり業者のほうに、私のほうは専門的な知識は、先ほども申しましたが、なくていいところでございますので、専門的な知識のある業者にメンテナンスをお願いしているところであります。

以上です。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 特にこれ専門的な知識とか技術とか全く不要なもので、従来菌自体は全く、もともと我々が口にするような麹菌だ酵母菌だ乳酸菌だというものを含め、あとはそ

の辺のどこにでもあるような常在菌を使っているの、特に何ら不安感というものもないし、そういう考え方としましても、特別何がしか必要という、必要性がないわけだと思うんですよ。

本来、やはり経費の面を考えましても、削れるところは削る、要するに菌の手配だけでやれば大体、これ前も申しましたけれども、年間で25万ぐらいで済むような内容だと思うんですよ。それを含めましてぜひ考えていただきたいんですが、それでもやはり継続というか、とりあえず現状のままで行くというような考えということで捉えていいんですかね。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 現状のままというのは意味がちょっと把握できていないわけですが、先ほど申しましたように、将来的には不要になるかもしれませんが、今のところは現状を見て、メンテナンスの回数、例えば今2カ月に一遍のを3カ月に一遍とか、そういう状況になれば、そんなような検討もする中で、経費の削減に努めてまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） ということは、今おっしゃったとおり、2カ月に一遍というのが現状そうになっている、現状というのはその2カ月に一遍のことを言ったんですけれども、それが3カ月だ4カ月だというような間隔をあけるような試験をしてということの考え方でしょうか。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） そういう状況を考えながら進めてまいりたいと思います。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 先が長いです。2年たって全く、現状は何も問題ないわけですよ、さっきも申しましたけれども、システム自体は全く問題ないし、その後のメンテナンスとか面含めましても、相変わらず必要ないと私は考えているんですが、順次そういうような形をとっていくことであれば、経費の節減面を考えましても、順次していただきたいと思います。

では、要旨2のほうに行きますけれども、生ごみの分別ということなんですけれども、先ほど村長がちょっとおっしゃいましたけれども、ごみの中にどうしてもプラ製品とかそういう異物というものがかなり入っているわけです。課長さっきおっしゃいましたけれども、週3日交代で回収しているような話も聞いていますけれども、それは基本的には住宅地とそれから公共施設というか、学校ないし農協さんなんかの、回って分けているわけなんですけれども、

やはり個別の住宅地を改修するとやはりそういうところかなり多くて、そういう面でも、先日官報のほうにそういうふうな内容のが載っていましたが、それだけじゃどうしても足りないと思うんですが、それ以外に何か考えることありますか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） お答えをさせていただきます。

生ごみの分別につきましては、菌による発酵分解ができないラップ、アルミホイル、ビニール類、金属類、紙くずなどは、生ごみに混入しないよう当初から住民の方にお知らせをしているところであります。

しかしながら、中にはビニールの混入も一部見られた状況でありました。そこで、広報紙での分別をお願いをしておりますが、今後も機会を捉えて、分別を徹底していただくように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小山福績君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 先ほども、当初よりそういう話で進んでいたとは思いますが、やはり先日も官報に載って、分別をしていただきたいというような趣旨の文面は載っていましたが、やはりもうちょっと突っ込んで、区長に再度お願いして、また特に住宅地の生ごみの分別の中にそういうのが多いわけですから、各戸に例えば分別の仕方のチラシとか、書面でもう一度配布するとか、そういった違うやり方もあるんじゃないかと思うんですが、そういうような考えもありませんか。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 今おっしゃられたとおり、関係区への分別についてチラシの配布というのは可能でありますので、そちらについても検討して進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） それだけじゃなくて、前にも課長何かおっしゃったような気がするけれども、やはり生ごみの収集やっているのは4地区ですよね。そこには当然集積地に対して看板なりして啓蒙するというような必要もあろうかと思いますが、それ含めてぜひ早急をお願いしたいと思います。

では、次に要旨3の質問に行きます。

人材の確保はという、人材というのは一番難しいとは思いますが、これはたまたま運転者と話した際に、ちょっともう自分でも歳だから、歳だからというのは失礼ですけども、なかなかしんどい部分もあるし、またそういう面では、年間で約300日か、稼働というか集積にしているというような話も聞いておりますし、そういう面踏まえまして、やはり次の人材を確保するというのは必須だと思うんです。そういうようなところで、何か考えていらっしゃるか伺いたと思います。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） お答えします。

現在、収集処理につきましては、委託をしているところでございますが、年齢のこともあり、私のほうへも、近い時期に新たな人材を探してほしいというような話も聞いておりますので、今後も人材の確保に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小山福績君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） そういう話だとは思いますが、やはり人というのは一番難しいと思うんです。募集したからってすぐ来るわけでもないし、またその仕事内容を考えますと、仕事になれる手間もありますし、また覚えるというのは時間のかかる作業というか事態だと思うんです。そういう面を踏まえまして、これはぜひ早急に対応していただきたいと思います。

それでは、次の質問に行きたいと思います。

公園整備の進捗状況はということで、これは6月に質問したんですけれども、麻績学舎の隣の公園なんですけど、その上げた要望、6つ上げましたけれども、その進捗状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） お答えをさせていただきます。

6月の定例議会でも答弁をさせていただきましたが、現在の施設につきましては平成8年度に設置されたもので、一般に遊具の耐用年数についてはおおむね15年から20年程度と言われております。この施設についても既に20年を経過しているため、なるべく早い時期にリニューアルしたいと思っております。

そのことから、要望いただいた事項につきましては、個々の対応ではなく、このリニュー

アルに合わせて検討してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） リニューアルに際してというようなお話ですけれども、ということはそれは全く全て取りかえるような、という意味合いでのおっしゃった内容でしょうか。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 子供広場全体でのリニューアルということですので、よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） ということは、早急にというか、今現在では余り考えていないということですね。先々の話ではないかと思うんですけれども、それはどのぐらいの先の話なんですかね。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） それでは、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

学舎の隣といいますか、裏といいますか、あの公園見えていますと、子供たち大勢の皆さん使っていただいておりますし、それから地区の皆さんが使っておるというような現状であるわけです。あの公園を見ると、今住民課長申し上げたように、何とかしなきゃいけないなという状況になっているわけです。

で、今内部では、今のものの調査、それからこれからの計画等について、財政面を含めて今事務的には検討に入っているわけでありましたが、最終的に判断をどうしていくかということで今あるわけです。今先ほどの1番議員さんからもご質問ございましたように、今本町地区で、本町の若者定住のところでも、あそこは公園といいますか広場といいますか、そういったものを計画を今、村も進めているわけでありまして、その中で、本町地区におきましては、先ほどの答弁でも申し上げたんですが、基本的には地域の皆さんの維持管理ということになるわけです。

で、同じような広場というのが天王地区にもあるわけでありまして、天王ほかにもあるわけでありまして、天王地区等の例を申し上げますと、地域住民の皆さんで毎年花植えたり、それからきれいにされたり、それから時にはその広場を使って、ことし見たんですけれども、朝皆さん集まってラジオ体操なんかをされたり、皆さんそういった広場になって、子供たち、それから親たちが一緒に集う、そんな広場になっているわけでありまして、さて本町地区、これから具体的にどうやっていくかということをごこれから今、それぞれ地域住民の皆さんの

声を聞いて詰めていくわけでありますが、そういった中で、どうしても地域住民の皆さんの手で維持管理をしていく公園、広場ということになりますと、限界があるのではないのかなと、こう思うんです。

そうすると、そちらの進行状況にもよるわけですが、向こうどうしているかということもあるわけでありますが、こうなると今町部にしっかりとした広場というか公園というか、そんなもの必要ではないのかな、そんな意見も寄せられているわけです。もしあそこにしっかりしたものになっていけば、若者住宅を含め、それからこの町部の皆さん、上町、それからこの地区の坊平とか、その辺の皆さんも利用しやすい、こんなような意見も今頂戴しているわけでありまして、そんなことも含めまして、今あそこ、広場、スペース的にも大分余裕があるものですから、総合的に研究しようではないかということで、今内部でスタートしているわけです。制度等につきましては、何とか活用できる制度もあるということでありまして、今そんなことで、検討していきたいと、こんなふうに思っているわけです。

で、いつできるかと、いつまでやるのかということになるわけでありまして、実は今本町の、あそこの地区での公園をどうしようかということも、今地域の皆さんのご要望等を聞いたり、こちらから絵を示したりしてお話するわけでありまして、そちらではできないような、例えば遊具等維持管理が必要だというようなものについては、こちらにこの際きちんとした形で整備していけば、皆さん地域として活用できるのかな、そのようにも考えているわけです。幾つか考え方がありわけでありまして、できれば新年度へ向けてその方向を出していければなど、こんなふうに思っています。

以上です。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 新年度ということは、早々ではないわけですね。近々、まあ喫緊とまでは言いませんけれども、現状ではやはり耐用年数の問題もあろうかと思えますけれども、実質メンテナンス自体は、その遊具のメンテナンスは多分されているとは思いますが、何年かに一度。そういう面で、何か問題があれば別ですけども、そこまでしなくても、簡易的なものでも対応できるんじゃないかなと。ちょっとフェンスだけは厳しいかと思えますけれども、それ以外のものに関しては、特段予算がかかるわけでもなさそうだと私は思うんですけども、それぐらいの対応はできるんじゃないかなと思うんですけども、そういった考えは持てませんか。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君）　ですから、住民課長申し上げたように、二重投資にならないように、それからあそこに大きな建造物、建造の、上ったり下りたりするあれもあるんですけども、実はあれらについても、見方によっては危険な状況になっているわけです。で、そういうことを含めて、それからあとは砂場というものが今、各地で撤去されているような時代でもございますし、そういうことも含めて総合的に今見直しをやっていかなきゃいけないのではないのかなと、こんなふうに思っているわけです。

○議長（小山福績君）　3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君）　やはり、特にあそこは放課後児童クラブがあって、日々幼児なり小学校の低学年の方等がやっぱりほとんど毎日遊んでいるような状況ですよ恐らく、雨でも降らない限りは。そういう面も考えましても、早急にできたらしていただきたいと思うんです。

先ほども申しましたけれども、そんなにお金かかるようなものでなくても、例えばペンキを塗るとかそんな程度のものに関しては、村長今二重投資とおっしゃいましたけれども、費用自体はそんなにかかるものでもないでしょうし、そしてこれ引き合いに出すのもどうかと思うんですけれども、先日聖高原に立派な遊具ができましたけれども、地元の人があそこに子供連れて遊びに行くかというのを考えたら、それよりやっぱり近隣、特に近くにあるような設備、先ほど本町の話も出ましたけれども、それ以上に逆にあちらを早くつくれば、若者定住というか、本町の方も逆に、村長がおっしゃったのと逆に、こっちのほうへ来るような可能性もあるような気がするんですよ。

そういう面を踏まえましても、やはり簡単にできる、多少手をつけてもいいんじゃないかなろうかと思うんです。ですから、これは考え方によるかもしれませんが、日々の、現在のお子さんたちのためにも、早急にやっていただきたいと思います。

○議長（小山福績君）　高野村長。

○村長（高野忠房君）　議員監査委員もされて、経費の節減等については大変ご理解いただいているわけではありますが、村単で100万かけていくのか、制度を使って80万で大きなものをつくっていくかと、こういったことであるわけです。ですから、今こちらで申し上げているのは、しっかりした、そして安心できるものを整備しても、村単でしばらくの間しのげるだけのことをやるよりも効果があると。

そして来年度、新年度に向けてということであるんですけども、ですからできれば新年度へ盛り込めるようなことをできないかというようなことで今検討しているということですので、そんなに先になるということではないわけですので、ぜひこれからの、

先ほど議員もおっしゃったとおり、本当にあそこでは学校の子供たち、小さな子供たち、この近所の皆さん、子供たちが皆さん遊んでいるような姿を見ると、ある程度安心できるものをきちんと整備し、そして村の管理下できちんとやっていく必要があるのではないのかなど、こう思っているわけです。

以上になります。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） ぜひ早急にお願いしたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長（小山福績君） 3番、峯村賢治議員の一般質問が終わりました。

◇ 宮 川 秀 俊 君

○議長（小山福績君） 続いて、4番、宮川秀俊議員の一般質問を許可します。

4番、宮川議員。

〔4番 宮川秀俊君 登壇〕

○4番（宮川秀俊君） 4番、宮川秀俊です。

3点について質問通告いたしました。

1番は情報発信について。

村内でのイベントは四季を通じ、自然観察会、歴史的な地域を探訪したり、講演会など文化的な行事から、毎年開催されておりますスキー大会、そしてことし10月開催予定の聖山トレイルマラソンなどスポーツ大会まで、毎月さまざまな行事が行われております。

しかしながら、年間を通して、村内への誘客、集客効果については疑問であり、継続性のある発信力を強化する必要があると考えます。

2点目といたしまして、財産、施設の管理運営についてです。

聖高原別荘地は、昭和37年に開発、分譲が開始され、高度経済成長のさなか、地上権の設定、いわゆる麻績方式と呼ばれ、全国から注目を集めました。

麻績村は平成16年の旧筑北4カ村の合併協議会から離脱表明をしましたが、当時の会議録を見ますと、麻績村は他村の債務に関して異議を唱え、逆に他村からは当時の聖高原開発公社に関する疑問が呈されておりました。現在の観光事業は指定管理となりましたが、一般

会計からは多額の繰り出しがなされています。これからの事業のあり方について、検討時期かと思えます。今回は主として別荘地の貸し付け収入に関して伺います。

3点目はコンプライアンスについてです。

最近よく耳にする言葉ですが、民間企業のみならず公的機関においても、法令遵守はもちろん、倫理面においても、住民からの信頼性の確保や公平、中立な姿勢が求められています。

以上、3点につきまして、一問一答で自席にて行います。

最初に、情報発信について、要旨1番ですが、6月26日に行われました善光寺街道イベントでの村の対応はどうであったかということについてお伺いいたします。

過日、地域交流センターにおいて、村内在住の世界的な著名な彫刻家であります池田宗弘さんの基調講演とパネルディスカッション、こちらには長野県観光機構プロデューサーであります平尾勇さん、それから松本観光コンベンション協会で活躍された松島義一さんというそうそうたる面々が来村されております。このときに、村の果たしてバックアップはどのようであったか伺います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） それでは、お答えを申し上げます。

善光寺街道協議会総会におきまして行われました基調講演に対する村の対応はとのご質問でございます。

経過から申し上げますと、去る5月30日に代表者の方から、総会の折に基調講演を行いたいので村も後援をしてほしいとのご依頼がございました。また、6月26日開催予定とのことであり、至急承認決裁をいただきたいとのご依頼内容でございました。そのため、翌31日付で承認をした旨報告をさせていただいたものでございます。

団体の依頼は以上の内容でございました。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） そうすると、このイベントでは村は一切関知しないということだったんですかね。何も挨拶もなかったし、村として観光パンフレットや封筒も用意されなかった。何も麻績村としては関知しませんということですか。

○議長（小山福績君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） ですので、後援をご依頼された団体ですので、後援をさ

せていただきました。関知していないということではございません。また、観光パンフレット等の配布等につきましても、その中で一番、団体様のご意向の趣旨でやっているものがございますので、団体様のご意向を優先したというものでございます。

以上です。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） この主催、後援ですか、そこには麻績村も入っていますよね。絶好のこれはPRの、村の外から来た人にはPRするよい機会ではなかったかと思うんですが、なぜできなかったんですか。主催者は頼んでいないからやっていないということですか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 私どもも、そのものについてはどういうふうに入っているのか、まだその当時はまだはっきりしておりませんでしたので、また後援依頼についても、これから長野県を通る等のお話でした。ですので、全く全て、私どもに相談来たのはスタートの時点だったかなというふうに思いますが。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 村の対応としては、例えばいろんな設備を要求するときもそうですけれども、こういうイベントに関して長野県にお願いすることが多々あると思うんです。それで今回、平尾さんという方は長野県観光機構のプロデューサーでやっていらっしゃるの、その方からすれば、村から何も挨拶がないのが、それは礼が失しているんじゃないかと思いますがいかがですか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 総会における村長のお言葉というのは、やはり総会ですので、まずその総会のほうはご依頼があつて村長の挨拶があるのかなというふうに私ども解釈をしております、そこに村長の挨拶をお願いをしたいという旨は申し上げてございません。もしそれが間違っているのであれば、大変申し訳ないかなというふうに思います。

で、村には活性化に向けたさまざまな団体様が活動をされています。各団体では、年度終了後には総会を開催し、会員様のほうに報告をしております。その折に役場にもご案内があり、村から出席をさせていただいて、各団体のほうからその中で挨拶をお願いしたいとい

う旨を受けて、村長、あるいは出席できない場合については私どもが出席して、開催に対する挨拶をさせていただいてございます。その際、大小ではありますけれども基調講演を行っている団体様からこの基調講演に対する、例えばホームページ等に情報発信等につきましても、ご依頼があればそれに応ずるつもりで、応じてやってきております。

以上です。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 村長は多分多忙であったかと思いますが、副村長や、じゃ課長は、そこへ行って何か挨拶しようとか思いませんでしたか。

○議長（小山福績君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） その中で、我々が入って行って挨拶するのかどうかというものは、その団体様の考えでございますので、我々自体が挨拶をさせてほしいというもので行うものではないのではないのかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） やっぱりこういった善光寺街道、麻績村にとっても大変重要な遺産ですし、こういうことは積極的に出て行って、主催者に、ちょっと話をしたいんだと、そこへ行って、何分も話さなくていいんで、挨拶程度でもいいから私は積極的に行っていたきたいと思います。これからもしそういうことがあるようでしたら。

じゃ次、行きます。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 宮川議員さんには前職のときから観光PRと、こんなことでご苦労されたという中でのご意見かと思えます。

先ほど課長申し上げたように、今麻績村村内では、それぞれ多くの団体がいろいろな活動をされております。で、一般例を申し上げますが、そういった組織で何か大きなことをされるというようなときには、大分前に、例えば3カ月とか4カ月前に計画なりお話いただきながら、そしてまた村にお願いしたい、村が何をしろというようなことをご協議いただきながら進む。そのときに、村長として出席せよというようなことであればその段階で日程調整等もさせていただくということでございます。

そんな中で、今村内の各種団体の皆さんは今いろいろなことをやっております。そんなことで今やっているわけでありまして、実は、村長にかわるものもいるわけでございますが、

それぞれ日程的にはそれぞれ、その日がすぐあくということではございませんので、できるだけ前もってご連絡いただくなり調整をしていただければできるのかなと、そんなふうに思っております。そんなことで、各団体にはお願いをしているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） これに関しましてはご承知のとおり、小瀬議員が善光寺街道事務局を担っておりますので、これから要請があるかと思いますが、ぜひその際はよろしくお願いたします。

では、要旨2点目ですが、サッカーJ1松本山雅FCのホームタウン参入についての考えがあるのかどうかお聞きいたします。

現在の松本山雅FCのホームタウンは、松本市を中心といたしまして7つの市町村が参加しております。東筑摩郡下では山形村、そして昨年は生坂村が加盟しております。昨日の新聞報道によりますと、朝日村も参加表明されております。

松本山雅FCが行っているホームタウン活動は、各地の保育園から小・中学校、さらには老人ホームなどへ出向いて、運動なり各地のお祭りや運動会にも参加し、まさに地域密着の社会貢献活動をされています。ホームゲームにおきましては、1万数千人の集客力があります。また、松本駅からは無料の送迎バスが出ております。

村にはサッカー場はありませんが、そちらへ足を運んで、村にとっても知名度アップの絶好の機会でありますので、波及効果、相乗効果が期待されます。プロ選手の試合を見て感動する子供たちがふえたり、また地域住民とも触れ合う機会がふえれば、一層の効果が期待できると思いますので、ご検討をお願いいたします。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） これは私のほうから答えさせていただきます。

スポーツを通じて村づくりをすると、これは大変有意義なことであるということでありまして、今全国でこうやって広がりを見せているわけでありまして。

ただいまお話ございましたように、山雅につきましては、今中信地方7市町村、それに箕輪町、そしてまた昨日朝日村がということでございますので、9市町村になるのかなと、こう思っております。これに参加していくということになりますと、出資金300万円が必要ということになっているわけでありまして。そして、スポーツを通じた地域振興が狙えるという

ことでございますので、すばらしいことかなとは思うわけでございます。麻績村にも、この山雅の強烈なファンが大勢いらっしゃるということは承知しております。そして、そういった中で、そういったファンの皆さんからは、ぜひホームタウン参入というような要望と申しますか、そういった提案は、今のところこちらには来ておりません。

麻績村でのいわゆるプロスポーツチームとのかかわり、今日までのかかわりについて、少しお話をさせていただきたいと思えます。

過去におきましては、大相撲高砂部屋の夏稽古、これについては大分、村も高砂部屋とは大分おつき合いをさせていただきました。そしてこの誘致費用につきましても、村のほうから支出した、あるいは当時の聖高原開発公社、こんなところでも支出した。それから県内の大きな後援会組織ありますので、そちらと一体となって、そちらが大分大きくご負担いただいたと、そんなことがあります。このときには聖高原の観光、大変入り込み客もふえたと、こんな効果もありました。力士が直接こちらに来て日々稽古をするという中でございました。

それからその後は、信濃グランセローズ、野球チームでございますが、これも近いということで、麻績村では応援するというので、定められた拠出金を拠出したという例もございます。

それから現在は、プロスポーツとの一番のかかわりといいますと、千曲市に拠点を置きますバスケットチーム、信州ブレイブウォリアーズ、こちらとのかかわり、今大変強くなっているわけでありまして。これは、ジュニアの大会をこの麻績村で開催していただいたり、それからこちらに来てジュニアの指導をされたり、それから特別にブレイブウォリアーズの教室を麻績で会場として教室を開く、そしてこの近隣の子供たちを集めて指導すると、こんなこともやっていただいておりますし、今一番この辺のつながりが深くなっているのかなと、こう思っているわけでありまして。で、こういったような、今日まででは、大きなかかわりはこんなことがございます。

近年のスポーツにつきましては、議員もご承知だと思うんですが、大変多様化をしております。それで、多くの皆さんが昔は野球と相撲というような時代がございましたが、今は本当に多くの種目になっているわけでありまして。そうした中で、格闘技である空手とか、そういった特殊なスポーツまで目指している子もいますし、最近では大変成績がよくて、日本で準優勝だったんですが、世界大会に臨んで、世界大会で優勝した、これまだ発表されていないんですけれども、そんな子も今いるわけでありまして。スポーツ、それだけ多様化して、それぞれの種目にファンが大勢いると、こんなような状況でございます。

そうした中で、麻績村はこの山雅さんとは少し距離的にも離れているわけです。筑北村と同じ立場のようなことでありますが、そんな中で、特定のチームを特別に応援する、特に今回は300万という拠出ということになってきますと、それなりの理由が必要ではないのかなと、そう考えるわけであります。で、現時点ではご提案であるわけですが、これらについては少し時間をかけて、村民が納得する方向が見出していくことが必要なのかなと、こう思っているわけです。ですから、現時点としては難しいのかなというふうに受けとめているわけですが。

で、先日、筑北の村長さんともいろいろなことでお話するわけですが、たまたまこのことにも及んだわけですが、私と同じような思いを筑北村長さんもされておるようでございます。

以上であります。

○議長（小山福績君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 今村長からスポーツの多様化ということで、いろんなスポーツをやっ
て、盛んにはなっているとは思いますが。

それで、この間の決算説明のときに、園長先生にちょっとお伺いしたら、来月保育園のほうへ指導に来られるということをお伺いしました。それで、前年も一昨年も多分来ていらっしゃるんじゃないかと思えますけれども、今まで麻績小学校には少年野球クラブがありまして、土曜、日曜は練習とか試合とかで使っていたんですけれども、今土日、小学校のグラウンドも使うことになりましたので、そういうところもこれから活用策としてぜひ、きょう即答はもちろんできないと思えますが、庁内で検討いただければと思います。

それでは、次に要旨3番ですけれども、UDC信州、信州地域デザインセンター、これが8月7日、長野市に開始をいたしました。これは市町村が進めるまちづくりを大学や民間と連携して支援する拠点で、市町村の依頼を受け、まちづくりの課題整理、地域資源の発掘、計画づくりを支援するとあります。既に約20の市町村から相談を受けているとのことですが、麻績村としてはこちらを利用して村づくりに関して相談、利活用していく考えはあるのかどうかお伺いします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 宮川議員さんのおっしゃられましたとおり、今度、UDC信州、新たな組織で、新たな活動が始まったということを私ども聞いております。

具体的な支援内容につきましては、まちづくりの支援と、それからまちづくり人材育成、情報収集、情報発信というような内容だということも存じております。

麻績村におきましても、麻績村独自の村づくり事業を展開してはございます。その中で必要となれば、この団体のほうに、加盟しなければいけないのかどうか、まだそこまで研究してございませんけれども、相談を申し上げて、村づくりに活用していきたいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 先ほどから申し上げてはいますが、麻績村には歴史ある善光寺街道や重文指定されました福満寺のもの、あるいは麻績神明宮とか重要なものがあります。こういったことをやっぱり、資源としてはあるわけですから、こういった機関を利用して、ホームページをもう少し発信力を強めていっていただきたいと思いますので、その1点だけでも一言いただけますか。

○議長（小山福績君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 今後いろいろ、さまざまな団体、さまざまな活動を通じて、さらにPRできるように努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） なかなか限られた人材ではアイデアも出にくい、乏しくなっています。これからどうしてもいろんな人の意見、知恵をかりて、このUDC信州を利活用されて行っていただきたいと思います。

それでは、質問の2番に移ります。

財産、施設の管理運営についてということで、質問要旨の1番、財産運用収入の中で聖高原別荘地貸し付け収入の直近10年間の滞納件数、滞納額はということで、過日資料請求をいたしました。そうしますと、課長お忙しい中、今回滞納の整理表いただきました。ありがとうございます。それで、単年度ごとにやっている時間がありません。私はこれは今までの行政、それから議会も少し、怠慢とまではいきませんが、ちょっと放置されてきた部分があるんじゃないかと思います。この17期の議員におきましてもこれを配付してもらったのは、この件数を見て、額を見ていただいて、真剣に考えていくべきだと考えまして、資料配付をお願いしました。

それで、例えばこの表で見ますと、大まかで結構です。1点は大まかでどんな感じか、それと対比として、平成12年度から30年度までありますが、平成12年度と30年度の変わりがあるのかどうか、それでもう一つ、現年度でいきますと平成21年度、過年度の平成20年度の不納欠損がゼロになっている点、このことについてお伺いします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） それでは、お答えいたします。

まず、今現在直近での大まかな滞納状況をお伝えします。

こちら、ページ、1ページでございますが、まず各年度の現年度分での滞納状況でございます。

まず、平成30年度の一番直近での現年度分でございますが、12月1日に調定を立てまして、調定額が1,317万6,395円、件数にしまして760件となっております。そのうち、出納閉鎖期間の5月31日までの収入済額が1,096万320円、件数にしまして630件の収入となっております。また、5月31日までの不納欠損額が16万2,120円、12件の件数となっております。で、滞納額、失礼しました、繰越額と書いてあるのは、こちらが実際の未納額でございます。で、翌年度への繰越額が205万3,955円、118件となっております。収入率は平成30年度で申し上げますと83.18%、この処理率というのが、収入済額と不納欠損額を合計して何%になるかということで処理率ということで、84.41%となっているところでございます。

また、平成12年度と平成30年度との対比となるんですが、まず調定額でございます。平成30年度と12年度の調定額の対比が、マイナスの2,455万7,905円となっております。こちらは、地代の改定が平成25年度から1平米あたり18円となったことによりまして、調定額自体もおったのもございます。平成24年度までは1平米当たり22円というのもございましたので、そこでの調定のおったというのも理由の一つとなっておりますし、また件数は平成12年度と比較いたしますと、899件の減となっております。これは今まで解除をされた方がいらっしゃるので、それだけ減ったという結果となっております。それに伴いまして収入済額も減りまして、マイナスの2,182万5,155円の減額となっているところでございます。

収入件数でございますが、平成12年度と比較いたしますと803件の減となっております。また不納欠損の数値につきましては、平成12年度と比較しますとマイナスの8万8,760円の減。件数自体は2件の増となっているところでございます。

平成12年度と平成30年度での滞納繰越額でございますが、264万3,990円の繰り越し自体

は減となっているところでございます。件数は98件の減、収入率は3.31%の減、不納欠損を含めた処理率は3.15%の減という状態でございます。

続きまして、2ページになるんですが、この聖高原別荘地地上滞納整理処理状況の2ページでございます。

こちら平成30年度分の直近のものでございますが、6月1日現在での調定額が2,377万3,370円となっております。件数にしまして1,272件となりまして、平成12年度との比較をいたしますと、調定額自体はプラスの1,231万6,100円増となっているところでございます。件数も505件の増となっております。

収入済額でございますが、平成30年度は98万9,840円、平成12年度と比較いたしますと、マイナスの84万9,590円となっております。件数ですと43件の減となっております。

不納欠損額でございますが、平成30年度は119万5,410円、件数83件でございます。平成12年度と比較いたしますと、不納欠損額はマイナスの15万4,940円、件数は28件の増となっております。

また、翌年度、令和元年度への滞納繰越額でございますが、平成30年度過年度分につきましては、2,158万8,120円、平成12年度と比較いたしますと、1,336万5,330円の増となっております。件数にしまして520件の増となっております。

また、収入率につきましては、平成30年度は4.16%、平成12年度と比較いたしますと、マイナスの11.96%となっております。

また、処理率でございますが、平成30年度分は9.19%、平成12年度と比較いたしますと、マイナスの18.76%となっております。

この1ページ、2ページの滞納繰越額の合計が令和元年6月1日時点の滞納繰越額となるんですが、その合計額といたしまして、令和元年6月1日時点での滞納の累計の繰越額調定が2,364万2,075円となります。件数は1,250件となります。人数にしますと168名の方が未納での調定を立てております。そのうち、8月30日現在での収入額でございますが、25万4,580円納入されまして、納付者は9名の納入となっております。

また、不納欠損額でございますが、6万5,450円の不納欠損を行いまして、解除は2名の方の解除ということになっております。

8月30日現在での、現時点での未納額でございますが、2,333万8,825円で、未納者は159名の方が未納という状況となっているところでございます。

また、1ページ、2ページでございます不納欠損でゼロ円、ゼロ件という年度がございま

す。こちらにつきましては、その該当年度の中で地上権自体が登記をされていることがございます。ですので、地上権解除の登記の承諾書が返ってくる時期によりまして、年度切りかえに間に合わない場合もございます。そのときは、その年度はゼロになりまして、すぐ翌年度での不納欠損という対応があったかと思えます。その影響でゼロ円、ゼロ件という年度があったというふうに解釈しております。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） ありがとうございます。

これ平成12年度から出していただきました。多分これはその前年度までも多分何年からはあると思います。それで、今ご説明いただきましたが、不納欠損処理というのが大体この現年度を見ますと、似通ったものかなと思います。それで、過年度分において119万余りということですが、これは会計処理上はこのままずっとやっていくのか、何かほかに手立てはないのか、ちょっとお聞きします。

○議長（小山福績君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） お答えいたします。

今現在、こちらといたしましては、未納者については納入依頼、また催告等を行いまして、最終的に納入が難しいと判断した方は解除、または納入を完全に拒否したり、悪質な方に対しては裁判等をして、強制的に地上権を村のほうに返還してもらうという手立てをしているところでございます。地上権設定契約書の中にも、地代を滞納した者はその権利を解除することができるということで契約をしていることもございますので、基本的には一番は地代を徴収すればいいんですが、なかなか地代徴収まで至らない場合があるものですから、実際その権利を村に返してもらうという手立てで現在行っているところでございます。ですので、権利が村に移ったものですから、その分その未納額を不納欠損をするという処理で今現在行っているところでございます。

以上です。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 今課長からご説明いただきましたが、現在のところ159名、滞納繰り越しが2,333万8,825円ですか、それでこの要旨2番の今後の対策というところにもう入っておりますけれども、裁判によって悪質な方には地上権措置をですか、それをやっていくということですが、何分これはいつまでかかるのか、それと対象者がこれからどんどんふえて

いって、裁判費用も時間も相当かかると思うんです。やっぱりこれは別荘地問題研究検討委員会もありますけれども、専門家、会計士のような方とか、監査委員からのアドバイスも出ておりますので、早急にこれは開催していただきたいかと思います、いかがですか。

○議長（小山福績君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） 今現在は、私たちやっているものは、未納者の相続のまず調査、それからその相続人等への催告書の送付、また出張徴収、地上権解除の法的手続のほうを優先して、とにかく今現在の未納を少なくするというところで、考えているところでございます。

また、滞納となる背景を今分析をしていますと、やはり昭和37年から分譲が始まったことによりますものですから、その当時買われた方がお亡くなりになりまして、今の次世代の方への世代の交代による別荘への気持ちの切りかわり、また価値観の相違、また相続が行われたことによりまして、全然そういうものがあるのを知らなくて未納が続いているという方も実際いらっしゃいました。あとは別荘に対する執着心が希薄になったというのも理由と考えているところでございます。

以上です。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） この滞納額が非常に高くなっていることも問題ですし、この間事前の会議で課長からお話いただいた、地上権返還されて別荘の廃屋処理にもまたお金が、今年度4件ですか、ご説明いただきましたが、大変な額がまた村としても出費していかなければならないし、観光事業そのものについても考えていかななくてはいけないと思っています。

それで、今回の決算書の6ページの中で、監査委員さんからの経営管理についてアからカまでありますが、6ページの上のところ、別荘地貸し付け収入の滞納額及び不納欠損額が依然として多額で推移し、今後も改善の見込みが低いと考えられる。また、村所有の別荘地が大きく増加している。このことから、今後について検討する必要があるというコメントをいただいております。この中で、検討する必要があるというのは、経営管理の中で、この別荘地に関してのみ、これは言い方としては優しいと思いますが、大変厳しいご指摘ではないかと思っております。

これからどのような方向で進んでいくか、これは村長にお答えいただきたいと思っております。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 別荘地についての課題を提起いただきまして、大変ありがとうございます。

ました。

実は私も村長に就任させていただくときに、これは聖高原の大きな問題であるという認識を持っていただいております。それ以前から、私も役場におりましたから、この思いはずっと持っていたわけですが、実は先ほどお話ございましたように、聖高原は昭和30年後半、特に37年、8年ぐらいから大規模な開発が進んできたわけですが、これだけ大きな事業をしてきたということでございますが、こうした観光開発が、大きなものがあれば、必ずその後いろいろな課題が残ってくるということは、これも通常のことであるわけです。で、そうした多くの残された課題というのが今までも幾つかあったわけですが、これが徐々に解決されてきているということでもあります。

具体的に申し上げますと、聖高原の聖山の横に携わる、それから植物園の問題でありますとか、あるいは広大な不能地を売ってしまったというような課題とか、それから今ようやく決着ついたわけですが、大型廃屋、いわゆるこういったものも、いわゆる大きな開発の後に残った課題であるということです。ですから、後世の者としては、それを引き継いだ者としては、こういったものを、村民として、村民の皆さんがこういったことをみんなで解決していかなくちゃいけないというものだというふうに私は理解しているわけです。

今回指摘されております別荘地についての地代の問題、これについても大きな課題だと思っています。実はこの額的にはこういったことになっているわけですが、実際の中身をござらんいただきますと、もうこの不納分は、特に過年度分については、ほとんど取れないものである、現実はそのようなものであるわけです。

というのは、もう本人も放棄したいんだけど、共有所有であって放棄がなかなかできないですとか、いわゆるそういったものも大分あるわけがあります。

それから、そのほか、建物がつくってあって、その処理をしなければ返せないというようなものの中にはあるわけでありまして、これらの課題をどうやっていくかということですが、これは私ども引き継いだ責任上、こういったものはしっかりとこれからも少しずつでも解決していかなくちゃいけない問題だと、こう思っているわけがあります。

別荘地のこうした滞納の問題につきましては、一番我々が今気にしているのは、新たに発生させない、いわゆる現年分については、滞納になるようなことは避けよう。過年度分については、これはどうせ取れないものなので、これはきちんと処理していくことが必要であると、このような認識をしているわけです。

で、ご提案でございますが、こういったものを含めて委員会を組織してということござ

いますが、過去においてもこの滞納の措置については、いろいろな専門の先生、あるいは弁護士、あるいは司法書士さん等とも相談をしてきたわけでありましたが、これという決め手はないということが現実です。

この地代につきましては、これは肅々と決めた方向でやっていくしかないだろうと、こう思っています。

それからもう一つ、これからの聖高原のあり方等についての研究検討委員会、こういったものをまた開催する必要があるのではないかとの提案でございます。

これは当然これから、観光開発始まって大分時もたちますし、それから新たな観光にこんなものも今出てきているわけですね。

それから、昭和の終わりから平成にかけてのふるさとづくりの大事業でやって、ようやくこれでもうじき30年が過ぎようとしているわけです。30年、あるいは35年ぐらいをめどに、また次のステップに行く必要もあるのではないのかなと、こんなこともあるわけです。

ですから、これからはその専門の先生方のご意見を聞いたり、あるいはこれからの新たな観光、グローバル化とかそういうことも含めた新たな観光ということもこれから研究をしていく時期に来ているのかなと、そのように思っております。で、いつそういった組織をやるかということはきょうは申し上げられませんが、私もそういった必要性については、議員と同じ思いをしているわけでございます。

以上、申し上げます。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） この資料は、私が推察するに、余り村としては出したくなかったのかなというような気もします。これでただ手をこまねいているわけにもいきませんので、行政も議員も議会も協力して、これから対処していかなければならない問題と思っております。

では、次の問題に移ります。

要旨3番ですけれども、野田沢就業施設の設置経緯と現況についてお伺いします。

私は日向地区に住んでいなかったものですから、予算書、決算書を見てこういう施設があるということを初めて感じたわけですけれども、この点について見解を伺います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） お答えさせていただきます。

旧日向小学校に開設をされました中島オール麻績工場が昭和62年3月末をもって閉鎖とな

りました。そこに多くの村民の方が就職をされておりましたので、その離職者の対策もあって、県の補助制度を活用して就業施設の整備計画をつくったということでございます。

同年4月に長野工業株式会社のほうから工場進出を決定したということで、野田沢地籍に工場の建設を村のほうへ依頼をされております。

同年8月から、旧日向小学校において関連会社であります坂井電気麻績工場を創業いたしまして、12月4日にはこの新しい麻績工場が竣工をして移転し、以来平成10年3月末の工場閉鎖まで、地域の就業施設として地域の住民の就業の場所として活用されてまいりました。

その後、平成11年4月から、坂城町に本社がありました西沢商事という会社から賃貸契約の申し出がございまして、平成22年3月末をもっての撤退まで契約をしていただいております。

その後、平成23年7月野田沢就業施設設置条例を施行しまして、当施設の活用を希望する業者を公募、同年9月、村内業者2社と賃貸契約を結びまして活用を図っております。さらに28年10月から村内企業1社を追加をしまして、現在は3社で使用しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 平成23年、私も条例を調べましたところ、7月14日条例第11号、それから同じく同じ日に施行規則第3号ということで載っておりました。それで、今は特に就業施設ではないと思うんですが、これに関しては村のほうから予算書、決算書、予算書におきましても、商工費の中で、野田沢地区就業施設土地借り上げ料、これは21万5,000円というのは、多分このときから持ち主に払われていると思うんですけれども、今借りられている3社、こちらからの使用料は幾らなんでしょうか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきます。

まず、賃借料ということで、村が地権者に支払っている部分につきましては、これはこの昭和62年のときから使用料はお支払いをしております。現在21万4,465円の支払いをしているところでございます。

それから、今現在その3社からいただいている額でございますけれども、年額で37万8,000円ということでございますので、26万円余りについて、16万余りはプラスの収入とい

うことでございます。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） それで今、収入が37万で、幾らかプラスになっていると思うんですけども、この23年7月14日の条例の中には、就業施設使用料年額60万、月額5万円となっておりますが、大分安くなっておりませんが、これはどういう理由があるんですか。

○議長（小山福績君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） この条例において、条例の第10条のところで年額60万、月5万という数字が使用料ということになっております。で、今回この契約を結ぶに当たりまして、この野田沢の就業施設全部を使っているわけではございません。こちらのほうで使用を制限させていただいた部分もございますので、その部分の面積が415.9平米、全体が543.35平米ということもございますので、月5万円の使用料ということになりますと、実際に面積で割りますと3万9,447円ということになります。減免申請をいただいております。老朽化による減免、老朽化ということの中で2割の減免ということの決定いたしまして、年額37万8,000円ということでございます。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） わかりました。

じゃ次、3番目の質問に移ります。

コンプライアンスについてであります。要旨1番、ハラスメント防止について講習や研修会等の実施状況についてお伺いします。

○議長（小山福績君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） ハラスメントの防止についての講習会でございますけれども、職員研修につきましては、内部の職員研修のほかに長野県市町村職員研修センター、または広域連合等の外部主催の研修に参加しております。

ご質問のハラスメント研修につきましては、外部機関が実施しておりますコンプライアンス研修や、職務の節目研修の中で実際研修をしております。

また、ハラスメントに関係するメンタルヘルスの研修も、庁内、また研修機関等を活用した研修を実施しているところでございますので、よろしくお伺いします。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） ハラスメントにつきましては、昨今報道が多々出てまいります。中央省庁や全国の自治体、さらにはスポーツ団体に至るまで問題となっております。

それでは、村長は長として、パワハラについてそれに当たるような言動、行為等はありませんでしたか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） そういったことは気をつけなきゃいけないという認識を持って、日々励んでいるわけでございます。

以上です。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） それでは、健全な運営をされていることで、これからもお願いいたします。

それでは、時間がありませんが最後になりました、小要旨2番。

公共工事の入札は適正に行われていますかということでお伺いいたします。

今役場内で閲覧、以前しました平成29年5月2日から平成31年4月22日までの電気関係の工事入札、これを拝見しますと、1業者の方が10件中7件について落札されております。

多分これは指名競争入札をずっとやられてこられたと思いますが、この見解をお伺いします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 公共工事の入札の掲示ですけれども、それにつきましては、村が発注します工事の250万円以上の工事について、主に掲載をしているところでございます。

麻績村の工事の形態としましては、指名競争入札を主体にしておりますので、その最低価格社と現在契約をしているというような状況でございますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 指名競争入札にはメリット、デメリット、当然あると思います。当事者の負担軽減でありますとか、またメリット、デメリットでは集中してしまうんじゃないかと思うんですが、ずっと指名競争入札だけで行われてきて、なぜ一般競争入札は1件もないのか、その点、最後になりましたのでお伺いします。

○議長（小山福績君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 手元にちょっと資料がございませんので、細かい数字は控えさせ

ていただきますけれども、一般競争入札というのは、他の自治体の例を見ましても、金額を設定しまして、例えば億いくような工事ですか、大型工事を指名競争入札にしております。

県の場合につきましても、いろんな入札制度がございますが、地域型の一般競争等もやっておりますけれども、麻績村としましてはデメリットがかなりあるというような中で、ならばと比較的小規模な事業については指名競争入札ということで実施しておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） では、最後に。

やはり指名競争入札で、これだけ特定業者が落札しているということに関しましては、私は疑問にも感じます。また、村民から、あるいは他の入札業者からも疑問を持たれるんじゃないかと思えます。

これが最後の質問といたします。

○議長（小山福績君） 4番、宮川秀俊議員の一般質問が終了しました。

◇ 塚 原 義 昭 君

○議長（小山福績君） 続いて、5番、塚原義昭議員の一般質問を許可します。

5番、塚原議員。

〔5番 塚原義昭君 登壇〕

○5番（塚原義昭君） 5番、塚原義昭です。

質問事項1、国民健康保険について。2、ゆりの木公園テレワークセンター大会議室の活用について、自席にて一問一答で行いますので、よろしくをお願いします。

国民健康保険についてお伺いします。

30年度より制度改革が図られまして、財政運営につきましては県単位ということになりましたので、安定的な運営は図れたというふうに思っておりますが、そのことによって加入者が医療サービスを安心して受けられると、こんなことを目指した制度だというふうに理解しております。

1年経過しましたので、現在村の被保険者600名ちょっといて、3年間の経過見ますと、年30名ぐらいずつ減少しておると。こんな状況の中でございますけれども、非常に被保険者

の皆さんへの影響なり、今後いずれの方も加入する制度だと、このように思っております。

したがって、非常に関心が高いというふうに理解しているわけございまして、そんな観点で、今回の制度改革についてどんな受けとめをしているか。最初に、広域化の内容につきましてどのように受けとめているか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

今回の広域化につきましては、国民健康保険が抱える構造的な問題の解決を図るために、国民健康保険制度を将来にわたって持続可能な制度とするための制度改革でありました。

村とすれば、都道府県単位の財政運営により、これまで保険給付の急増による資金不足が非常に心配されたわけございすけれども、納付金制度となりまして事業運営の安定化が図られ、急激な保険料負担増が回避されたことは非常にありがたく思っているところでございます。

また、被保険者の方面からでございますけれども、令和2年度には、県全体で保険証と高齢受給者証の一体化が予定されておりますので、被保険者の利便性も向上するということが望まれております。

また、保険水準の統一につきましては、長野県においては来年度中に、いつまでに統一するかのロードマップを作成することとなっておりますけれども、保険料の算定方式や医療水準、収納率などの違いなどの課題が多くて、保険水準の統一化には少し時間がかかるというような状況にあると感じております。

以上であります。

○議長（小山福績君） 5番、塚原議員。

○5番（塚原義昭君） それはそういうことだと思いますが、今回制度改革には大きく2つの柱があったというふうに理解しております。

今説明ありましたとおり、被保険者自体は非常に高齢者が多いという大きな特徴がありまして、そのことによって年々医療費が伸びると、こういうことだと思います。

したがって、従来の決算方式ですと、年度末に非常に決算の懸念がされておったと、こういうことだというふうに思いますし、また被保険者の所得が非常に低いと、こういう中で、財政面での大きな課題もあったと、このように思っております。そういう面では、被保険者に対する、今まではそのものは保険税に反映したわけで、直結したわけございすけれども、今

回そういう制度改革の中では、かなり解消したのではないかと、このように受けとめておりますが、そこから辺改めて、保険者としての受けとめをお聞きしたいと思います。これが第1点目です。

2点目の柱として、これは社会保障制度でございますので、今回この制度改革の中で、国では3,400億円というような大きな新たな公費が投入されたと、こういうことでございます。

したがって、この公費の拡充というのは、1つには被保険者の負担軽減の抑制なり、市町村の財政負担の抑制になると、こういうために投入したというふうに聞いております。

私たちにはそのことはなかなか見えてきませんが、そこから辺、実際事務を担当している村としてどのように受けとめているか、この2点についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） お答えをさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、1つ目の柱として、小さな町村が非常に財政的に厳しいという状況の中で、長野県全体でそれぞれお互い助け合いながらということの趣旨で今回統一化と、長野県が保険者に加入するというふうになっております。

麻績村としましても、こういう小さな町村等におきましては、財政運営にとって非常にありがたいというふうに感じております。

それともう一点、国の3,400億円でございますけれども、国のほうとしましても、この統一に向けまして非常に力を入れているということで、この中でも激変緩和措置、これらについても、国のお金を入れて支援をしていくということで、力を入れていただいております。これについても、非常に村のほうとしてはありがたいというふうに感じております。

以上であります。

○議長（小山福績君） 5番、塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 今話がありましたとおり、かなり被保険者には保険税の抑制につながってきたと、低所得者対策等もありましたし。そんなことの大きな特徴だろうというふうに思っております。

今回この広域化については、保険税については過去同様村で決定しまして、そのものを徴収して納付金を県へ納めると、県では医療費を交付してくれると。そのものを保険者がいわゆる医療機関に支払うと、こういうような流れだというふうに思いますが、この中で特に高

額医療費80万以上の医療費につきましては県内市町村で共同負担すると、こんな面も大きな特徴になっておりますが、そこでそんな観点で見えますと、30年度の当村の医療費1人当たり見ますと39万7,000円ということで、県下7位でございます。県へ納める納付金を見ますと11万6,000円ということで、県下で24位ということでございます。

この制度の影響というものは非常に大きかったということでございますけれども、この保険税を設定するについて、この医療費というものがかなりウェートを占めてくるわけでございますが、そんな観点で、今回29年度から30年度に向けて税の改正をしないと思っておりますので、その税の改正をしないでよかったという背景はどのようなことを捉えて税の改正をしなかったのでしょうか。お答えをいただきたい。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 税の改正につきましては、おおむね3年に1度といいますか、3年に1回見直しをしていくというような状況で、運営委員会で協議をしていただいて、金額を設定していただいております。

29年度に、30年度以降3年間どうしていくかという協議をいただきました。その中で、現在の状況でいきますと、数年間は基金に貯金ができるというような状況が見据える中で、税を上げずに現状のままで、行けるところまで、できれば税を上げずにいきたいということで、検討をして税額については現状のままということで決定したわけでございます。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 5番、塚原議員。

○5番（塚原義昭君） もう少し内容について検証させていただきますけれども、次の国保の課題の中に関連しますので、そちらに進みます。

現状の村の国保の課題について答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） お答えをさせていただきます。

麻績村につきましては、60歳以上の被保険者が多く、個人の所得が県下でも非常に低い水準にあります。ここ数年の1人当たり総所得につきましては、県下で70位台となっております。保険税収入につきましては、被保険者の減少も相まって、今後減少が続くということが見込まれます。

また、医療費につきましては、先ほど話がありましたけれども、近年県内上位の状況にありまして、29年度では県下でトップとなりました。平成30年度の速報値におきましては7位に後退しておりますけれども、いずれにしましても医療費水準が高いということが課題と言えます。

以上であります。

○議長（小山福績君） 5番、塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 今回の報告ありましたとおり、医療費が非常に高いということです。そのことの分析はどのようにしているのでしょうか。背景をどのように考えているか、答弁をいただきたいと思います。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） お答えをいたします。

麻績村につきましては、月100万を超える医療費にかかる方が非常に多いと感じております。また、がん等で手術等の件数も平成29年ごろまでは非常に多いというような状況で感じております。加えまして、透析患者は非常に医療費、高額になるわけですが、こちらにつきましても、平成29年度までは人数が5名ほどいましたが、ほかに比べて多いと感じております。

以上であります。

○議長（小山福績君） 5番、塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 高額医療体制といいますか、そういう患者の人が多いという経過だというふうに思いますけれども、先ほど保険税の話も出ましたけれども、保険者としてはなかなかあえて言えないことだというふうには思いますけれども、保険税に対するいわゆる被保険者からの意見等は出ていないかどうかということですが、私のところには相当声が入ってくるということでございます。

保険税に対しては、所得によって決まってくるので、保険税、麻績村幾らという平均値で判断するという事はなかなか、個々の負担感というものは把握できないわけです。そこで、個々の負担感に対する意見が相当あるということでございます。このことは、あえて村からそのことは提起はできないかというふうに思いますから、紹介させていただきたいと思っております。

県の保険協会というところがありまして、市町村の比較調査を毎年そこで行って公表しております。先ほど言いましたとおり、ここでの負担感は把握できませんので、いろいろのケ

ースを比べておるわけですが、例えば所得200万の夫婦、子供1人、固定資産3万円の世帯、ここで保険税を計算しますと、当村は38万5,000円ということで県下でトップです。低い村との格差は2倍以上となっている。これが実態です。これが実感として被保険者に出てくるのではないかというふうに思っております。

国保自体、全般に言えることは、所得が低い中で、年金生活者が主体になりますので、そこで保険税ということになりますとかなりの負担感があると、いわゆる収入に占める割合が高いという、こういうことでございます。

したがって、生活にも影響してくるわけですので、保険税の抑制というものは重要な課題ではないかというふうに考えますが、この保険税に対する抑制についての考え方について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） お答えをいたします。

被保険者にとっては安いほうがいいということであります。麻績村としましても、今後税の改正をしなきゃいけない時期が来ると思います。そういった中で、現在基金のほうも積み増すときに基金を積み増させていただいて、今後の資金に充てていくというようなことで現在努力をしているところでございますが、今後につきましても、なるべく基金に積めるような運営ができるように進めてまいりたいと思っておりますし、できるだけ基金へ積んで、保険税の改定をする、上げる時期を後年に延ばしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（小山福績君） 5番、塚原議員。

○5番（塚原義昭君） いい答弁いただいたわけですが、そこら辺を具体的に次の要旨の中で検証させていただきたいというふうに思っております。

30年度の国保決算結果についてどのように受けとめているか、まず最初に答弁をいただきたいと思っております。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） お答えをさせていただきます。

平成30年度決算におきましては、歳入歳出差引及び実質収支で2,843万6,000円となっております。総じて健全な運営ができているかなというふうに思っております。また、30年

度におきましては、支払準備基金1,800万円の積み立てができたことにつきましては、今後の財政運営にとって非常にありがたい状況にあったかと思っております。

以上であります。

○議長（小山福績君） 5番、塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 決算結果、端的に見ますと、30年度につきましてはたまたま予測につかないような29年度の清算金が発生しましたので、それを除きますと実質単年度収支は現在赤字になっていますが、これを除きますと黒字になると、こういうことだというふうに思います。

保険税設定の担当者の努力というものを非常にうかがえます。今後については、2年にまたがるような清算金が発生しませんので、非常にわかりやすい決算になってくるのではないかとこのように思います。

そこで、この決算結果見て、実態の変化があったのではないかとこのことで、内容について伺いますが、2点目の要旨になります。療養費の当初予算、これは医療費です、当初予算と決算額の差額6,000万円と、療養費、医療費です、決算額の減少の要因について伺いたいと思いますが、これ要旨に挙げた理由でございます。保険税の設定上、当初予算のいわゆる療養費をもとに検討されると考えます。県からも標準税率が示されますので、最終的には村で決定する保険税ですので、療養費の実態、例年の医療費の伸びと勘案されたものだと思いますが、この療養費から保険税を判断したということになりますと、この療養費の見方というものは、医療費という見方は非常に大きな影響があるのではないかと、こういう観点で質問するわけでございますが、最終決算から見ると当初予算から23%減、対前年実施19%減になっています。医療費が減ったということは非常に素晴らしいことで、このことをいろいろ言うわけではないわけですが、その保険税の設定の過程でこういうものがどの程度考慮されたものかという観点で今要旨として質問を出したわけでございますが、被保険者の健康状態も今話もありましたのでわかりましたけれども、今回の広域化というものは非常に影響しておると、こんな分析をしておるわけだと思いますが、そういう観点で、この療養費のあり方というものについて、当初計画の中でのあり方というものについての考え方がありましたら、お願いしたいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） お答えをさせていただきます。

麻績村における医療費水準につきましては、ここ数年トップクラスでありました。麻績村の1人当たりの医療費45万7,945円、これが平成29年度であります。平成23年度以来県内トップとなっておりますわけですが、これによりまして前年度決算を見込み、平成30年度の当初予算を見積もったわけであります。

これに伴って、平成30年度はどうかということで、速報値が出ております。1人当たりの医療費は39万7,201円というふうになって、約6万円1人当たり減少に至っております。順位はトップから7位へと医療水準が下がっている状況になっております。これによりまして、保険給付費の医療費の30年度の決算額は、29年度と比較して約4,500円の減額となっております。

決算減額の要因につきましては、入院等によって毎月100万円を超える療養給付の件数が平成29年度は55件でありましたけれども、平成30年度には21件と大きく減少している状況にあります。

また、高額療養費の件数も107件減少しておりまして、このような件数の減少が療養給付費の減少の要因となっております。

なお、件数の減少については、被保険者それぞれに状況によるところでありますけれども、療養給付費が毎月100万円を超えていた方や高額療養費の対象であった方が平成29年度中に社会保険または後期高齢者医療への加入により、保険、国保資格を喪失したケースもありますし、このことも全体的な件数、療養費の減少に影響しているかと思われます。

以上であります。

○議長（小山福績君） 5番、塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 現実にはそうなったということだと思っております。それが当初計画の中で見通しは難しいかと思いますが、そのことをある程度、さっき言いましたとおり、かなりの医療費が減っているという現実はいいにしても、計画立てる段階では、もう少し見通しを厳しくして、厳しいというのかかるということではなくて、かからない、医療費が減るという見通しもあると思います。そういう中で保険税を設定するならば、もう少し保険税の抑制ができたのではないかというふうな私の見方でございますので、次に進みますけれども、次の要旨は、国保支払準備金の考え方と今後の準備金と繰越金の使途の方針についてお聞きします。

30年度の積み立てがされたわけですが、この必要性についてはどのような見解をしているか、まず第1点お聞きします。

そして、30年度の決算結果からいわゆる繰越金が発生しました。基金残高が4,500万円、繰越金が2,800万円ですので、両方合わせると7,300万円というお金が今後使えるお金だというふうに思います。

そこで、先ほども少し課長触れられておりましたので、正式にそこら辺は確認をさせていただきたいと思いますが、今後どのような使途を考えているのか、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） お答えをさせていただきたいと思います。

平成30年度から運営の仕組みが変わったことによりまして、村から県への納付金額については、所得に応じた納付金の負担と市町村の医療水準の調整をして負担額が算定されております。令和5年度までは、保険税に与える影響を踏まえまして、激変緩和措置が講じられております。

麻績村においては、令和元年度までは激変緩和措置が適用されている状況にありますけれども、来年度以降については非常に不透明な状況にあります。このことから、今後想定される資金不足に備え、可能な限り今後も支払準備基金に積み立てを行っていきたいと考えております。今後資金不足が生じる場合には、支払準備基金を活用し、保険税の引き上げを少しでも後年に送ると。先ほど申しましたが、そういった考えを持っております。

また、繰越金につきましては、療養費の運用資金、こちらのほうにも考慮が必要になりますので、余裕が認められる段階で支払準備基金のほうへ積み立てをしまいたいと考えております。

以上であります。

○議長（小山福績君） 5番、塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 前段申し上げたとおり、決算時のリスクという、一応なくなったわけですね。なくなりましたので、したがって例えば財政不足ということになりますと、制度的に県の財政安定基金というものが設定されましたので、そこから借り入れられるということもできるわけですね。したがって、その面では、保険税が例えば納付金に対してどの程度不足したかということ、滞納によっての不足ですね。滞納によって不足しか考えられませんが、そんな意味では、あらゆるそういう制度的にカバーできる環境があるのではないかと、このように考えるわけです。

それで、30年度の各行政の動きを見てみました。これは、1つには、前段言いましたとおり、国保の被保険者は非常に所得が低いということから、何とか保険税は抑制しなきゃいけない、こういう考え方が一般的でございます。したがって、ある基金は、納付金の一部として保険税にプラスして、いわゆる保険税を上げないようにして、いわゆる基金を活用している、これが実態でございます。

したがって、激変緩和の話も出ましたが、5年は続くという話は聞いていますけれども、いわゆる保険税を抑制する方向へぜひシフトしていただいて、被保険者の立場に立った財政運営をしていただきたい、このように考えますが、改めて再度認識をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） お答えをさせていただきます。

先ほど話が出ました財政安定化基金の関係でございますけれども、県に新しく設置をして、都道府県及び市町村に対して貸し出しを行うということになっております。これにつきましても、幾らでもということではなくて、各年度、保険収入の不足額に対する貸し付けということでございますので、ご承知おきかと思いますが、ご紹介をさせていただきました。

議員おっしゃられたとおり、保険者として被保険者の立場に立った運営していただくということは当然のことでございますので、それぞれ今後、そういった立場に立って運営をしてきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小山福績君） 5番、塚原議員。

○5番（塚原義昭君） ぜひそういうことでお願したいと思いますが、いずれにしても、これは国の、国といいますか、国保自身が社会保障制度でございますから、国からの多額な資金、県、それで各市町村も多額な資金を投入しているわけでございますので、やっぱり今後もそういう厚い支援というものはあつての国保が成り立っていくのではないかと、このように考えますので、ぜひそんな観点で、健康にもそれぞれ村民も留意して30年度、31年度の状況があるのではないかとこのように思いますので、健康管理には十分あわせて指導いただく中で、国保の健全運営にご努力いただきたい、保険者としての努力をいただきたい、このように思っております。

それでは、質問事項2に入らせていただきます。

ゆりの木公園のテレワークセンター大会議室の利用について、現況と今後の活用方針につ

いて伺いたいと思います。

耐震改修が行われまして、避難所としての機能を持ちました。体育館等も改修され、会議室に変わったわけですが、従来から公民館としての拠点もあったわけですが、そんな観点で活用状況、今後の活用方針につきまして答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） それでは、私のほうからご質問のほうにお答えしたいと思います。

テレワークセンターは、平成29年度に地方創生拠点整備交付金を活用しまして新たな働き方に対応したテレワークセンターの整備という形で改修をいたしました。

施設は、1階をフローリングとし、高齢者の方も利用しやすいよう、机、いす対応としたものでございます。

また、2階については、テレワークオフィススペースとして整備したほか、従前より多様な使い方ができるよう、大会議室という形で整備をいたしました。

平成30年度当初より利用できるように昨年9月に条例のほうを改正し、また新たに麻績村ゆりの木公園テレワークセンター条例を制定して、利用設定を行ったものであります。

テレワークセンターは、地域交流センターと同様に、どなたでも自由に利用することができる施設でございます。平成30年度から利用が開始されましたが、施設全体で30年度は年間32件、延べ利用者は991人ということでありました。今年度は、8月時点で17件、延べ利用者581人となっております。

利用者の傾向としては、地域の集会やイベント等のほか、小学校PTAの地区懇談会、社会福祉協議会の生活習慣改善教室のおさんぽカフェなど、また消防団の夜警等に利用されております。加えて、子育て支援事業として教育委員会で実施しております「おみっこ元気くらぶ」の通学合宿ということでも利用をいたしております。

また、使用されている部屋でございますけれども、1階の集会室と調理室をあわせて使用されていることが最も多く、通学合宿時におきましては、1階と2階の全館を使用したものでございます。

2階の大会議室ということではありますが、昨年度につきましては利用のほうはございませんでした。

ことし8月に東京の代々木進学ゼミナールのほうで、それが麻績村と筑北村で夏季集中合

宿という部分を開催いたしまして、麻績村においては、シェーンガルテンに宿泊し、そこから近いということで、テレワークセンターの集会室を勉強部屋というような形で使用しまして、授業が行われたものでございます。

このようにさまざまな形で利用されてはおりますけれども、その使用頻度という部分は多くはありません。

今後の活用状況ということでありますけれども、地域的なこともありまして、現在のところ使用は限定的になっておりますけれども、テレワークセンターにつきましては、地域交流センターと同様に、誰もが使える施設ということを周知して、地域住民の方にとって利用しやすい施設としていければと考えております。

また、今後の利用促進ということで、今回実施されました代々木進学ゼミナールの合宿など、宿泊施設であるシェーンガルテンの近隣施設ということを、その位置づけでの使用をふやすということも想定されると思います。

以上です。

○議長（小山福績君） 5番、塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 大会議室を特化して聞きましたけれども、下の会議室については利用されているなというふうにふだん見ていたわけですが、あそこの第二公民館というような形で従来やってきて、拠点ということで、公民館活動といいましても、地域交流センターが中心になっていると、このことも理解できますので、だけれどもあれだけの立派な会議室があって、利用をどうするかという検討ぐらいはしたことはあるわけですか。まず、それから最初にお聞きします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） 具体的に利用促進のような計画という部分はしてはおりません。交流センター、テレワークセンターにつきましても、それぞれどなたでも利用しやすいという施設ではありますけれども、利益を目的という部分での施設という形ではありませんので、積極的な利用促進を今まで図ってきたという部分ではございません。

以上です。

○議長（小山福績君） 5番、塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 何か計画しないと利用もないという、非常に逆に考えてみますと難しい施設だと、こんなふうにもとらえるわけですが、先ほど答弁の中にありま

したとおり、内部で利用ができないということになると、関連施設の外部からの利用というものも考えざるを得ないんじゃないか。それが地域活性化につながるようなことにもなるのではないかというふうに思うわけですが、そこで先ほど次長から答弁がありましたとおり、おみのシェーンガルテンがあるわけで、誘客策として、いわゆる企業の研修会なり、学校の今、ゼミナールですか、そんなような活用方法もあるのではないか。そのことによって、あそこに少しでも人が集まるということになりますと、地域にとっても少しは活気につながるのではないか。生徒もあそこから歩いてテレワークセンターまで通うということも可能でございますので、人を見るような形になりますので、ぜひそんなことを含めて、今後少しでも利用、活用があるようなことへ努力をいただくことをお願いして、質問を終わります。

○議長（小山福績君） 5番、塚原義昭議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩をとります。

再開を3時10分とします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時10分

○議長（小山福績君） 休憩を閉じ、質問を再開します。

◇ 小 瀬 佳 彦 君

○議長（小山福績君） 6番、小瀬佳彦議員の一般質問を許可します。

6番、小瀬議員。

[6番、小瀬佳彦君 登壇]

○6番（小瀬佳彦君） 6番、小瀬佳彦です。

私は、第1に部活動における筑北中学校と聖南中学校の連携について、第2に保育園の職員における働き方について、第3に保・小・中一貫教育について、第4に「善光寺街道整備工事」と聖高原観光のこれからについてを質問します。

自席にて一問一答にて行うので、よろしく申し上げます。

まず冒頭に、麻績村筑北村学校組合の議会において、これはことしの2月27日に請願が採択されたその請願の報告が先日、組合の管理者である高野村長から届いたものが議会を通じて配付されました。

これを見ますと、これはどういう請願かといいますと、聖南中学校との統合を含めた筑北中学校のよりよい将来像の検討を求める請願書の処理経過についてという報告であります。実質、これを見ますと、ゼロ回答といいますか、期限を8月いっぱいというふうに切って、それをまたぎりぎりまで延ばして、配付される内容としては、なかなかこれは余り納得できるものではないというふうに考えています。

質問事項にありませんので、このことについて、直接この場で討論するつもりはありませんが、地元の中学校の将来像、またそういったものは、今、岐路にあるという現状を見れば、やはりもっと真摯で、そして誠意を持った報告、答案が返ってきてもいいのではないかとこのことを感じております。

また、いずれにしても、これは学校組合のほうでまた検討並びにこれについての評価が下されなければならないというふうに考えております。

さて、私の質問ですが、まずその筑北中学校の部活動における筑北中学校と聖南中学校の連携についてお聞きをしたいと思います。

ご承知のとおり、もう部活動は、なかなかこういった我々のような地域の中学校は、特にもう単独で成り立つような子供の数が足りないと、これはどこでも同じような状況だと思えます。

そこで、筑北中学校も本年はバスケット部はないんですけれども、聖南中学校に指導委任という形でバスケットボール部と一緒にやらせていただいて、これ、聖南中学校と一緒にやらせていただいている。こういった連携はますます今後、ある意味必要でありますし、またこういった連携を支援していかなければならない。これは学校間の調整はもちろんのこと、麻績村、筑北村の両村の教育委員会の連携と支援が重要だと考えます。

そこで、まず第1の質問要旨でありますけれども、部活動における筑北中学校と聖南中学校の連携の現状について、具体的にお尋ねします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） それでは、私のほうからは聖南中学校と筑北中学校の部活での連携の現状ということでございます。

現時点での部活動の連携の現況につきましては、野球部がとりあえずそれぞれの学校の中で部活動を行う中で、週末等や試合前に備えて合同練習を行っております。そして、合同チームとして試合をして、試合に参加をしております。

また、バスケットボールにつきましては、今、議員さんのおっしゃられたとおり、筑北中学校にはバスケットボールの部活はありません。聖南中学校にお願いをし、委任指導という形で参加をさせていただいております。これにつきましては、県の中体連でも委任指導、非常にいいことだ、大切だということで、その活動を行っている生徒の試合参加を認めていただきました。おかげさまで、ことしもその子供たちが試合に参加をさせていただきました。

今のところ、連携でやっている部活はこういう状況でございます。

以上です。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） その当事者たち、その子供もそうですね。その親御さんたちも、お話を聞くと、大変喜んでおります。特に、バスケットボール、これ、3名ですけれども、聖南中学校の子供たちは10名、そういった中で、筑北中学校の子供が、生徒さんがキャプテンをしているということをお聞きしました。これはもう本当に両村で子供たちを支援してやるというような形が、子供たちのそういった活動が充実していくという1つの大変すばらしい例ではないかと思いますが、その支援策ということでいいますと、移動を兼ねる合同部活並びにそういった委任指導ですね。その送迎の現状と今後の支援策についてお聞きします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 合同部活における送迎の現状、また今後の支援策という形でございますが、ご承知のことかとは思いますが、部活動につきましては、子供たちが学校で設定している部活動の中から選択し、活動を行っていくのが原則だというふうに思います。

そして、現状の中で活動し、人数が不足しても大会等に参加できるよう、先ほどもありましたが、合同チームや合同部活が認められてきていることと思います。

また、合同部活や合同チームとして実施していくためには、やはり今、議員さんのおっしゃられたとおり、保護者のバックアップがなければ難しい面があります。特に、送迎問題等につきましては、保護者との懇談の上、参加をさせていただいているのが現状かと思っております。

しかしながら、保護者の方々の負担も大きなものとなるというふうに考えている部分はあります。そこで、今、中学校、教育委員会としては、そこら辺の支援をするために、県補助

金の活用を考えて、今、申請を行っているところでございます。

現状での練習方法への参加、また県補助金の概要につきましては、私の後、次長のほうより説明を申し上げますが、部活動につきましては、運動部活だけではないということで、自校、筑北中学校ですね。部活全体の活動を考えていなければならぬというふうに思います。

また、自校に部活がないために、個人的に社会クラブ等に入っている生徒も結構おります。ここら辺も考えますと、単純に支援策をそこだけにやるということは、非常に誤解を招く、平等性に欠けるということも考えております。

ですので、送迎等につきましても、当面は現状と同じような形をとっていく中でやっていますが、部活動におきましては、年度ごとの入部の人数によっても変わってまいります。その部分を考えながら、保護者との懇談をしっかりとる中で進めていきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

また、学校部活以外での活動している種目ですが、生坂中学校にもありますが、今、バドミントンをしっかりやっているお子さんがいらっしゃいます。大会にも出ております。また、ダンス等でも結構やっている方がいらっしゃいます。また、運動部活でない合唱団あたりでも、波田の音楽団に入って、これも全国大会に出ている方がいらっしゃいます。また、同じバスケットボールでも、女子の方で、豊科まで通って中信大会に出ている方もいらっしゃいます。

また、今後でございますが、空手をやっている方もいて、これも全国大会へ出て、世界大会で優勝しています。そこら辺の部分もございまして。ここら辺を考えながら、支援もしっかり考えていかないと大変なことになるなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

引き続き次長のほうから詳細についてご説明申し上げます。

○議長（小山福績君） 教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） それでは、引き続きまして補助制度等につきまして説明をさせていただきますと思います。

中学校の部活については、この長野県だけではなくて、全国的に非常にこれからの活動については難しいという部分が出ておる部分であります。それで、国や県のほうも、できるだけその地域のほうでフォローすると。そのフォローした形に対して支援をしていくというスタンスが大変近年になって多くなってきているというのが実際であります。

継続的な合同部活動や生徒のニーズに沿った活動の場を保障するということを目指したスポーツ環境の整備を支援するということを目的として、かかる経費に対し市町村等に補助を行う事業ということで、合同部活動ゆるスポ活動支援事業補助金という、これ、県の補助事業がございます。補助率が2分の1で、補助の上限額は16万円ということで、余り大きな補助ではありませんけれども、麻績村筑北村学校組合におきましても、野球部は昨年度より合同チームとして聖南中学校と一緒に活動しております。先ほども教育長の説明ありましたとおり、平日の部分につきましては自校で練習を行い、週末に合同チームで練習を行う。なおかつ試合等に出ているということです。

また、バスケットを行いたいという生徒に対しましては、本年度から制度化された委任指導という形で、聖南中学校において指導をしていただいているという部分です。これは委任指導でありますので、あくまでも聖南のほうに行つての指導が基本という形になります。

それで、今回この事業に対しまして、平日の練習のためということを一応想定しまして、聖南中学への往路の移動支援という形での補助の交付を受けるべく、現在、事業計画書を上げているところでございます。

以上です。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 現状は、これは親御さんたちが交代で日々の、水曜日は休みで、あとの平日の部活動の送迎をしていると。これを県のそういった支援、補助を使って、これから支援をしていきたいと、こういうことであつたと思います。

一例を言いますと、これ、運動部活のほうがなぜか優先されていて、文化部と言いますか、筑中で言えば吹奏楽部、これが生坂と今、聖南中でやはり合同チームと言いますか、合同バンドと言いますか、結成して、この間も中信大会で金賞をとつたと。私、生坂の教育委員会にお聞きしましたところ、もう合同部活でやるんだと決まつた時点で、早急に補正をとつて、そして送迎の準備をして、今、送迎をしているというようなことをお聞きしています。

実はこれ、今現在、吹奏楽部は補助の対象になりませんね。ですから、100%村費で賄うという、私はこころの対応の違いというのは大変大きいなというふうに考えています。それは人数の差ではなくて、やはり支援をしていくんだという方向で常にできる支援に当たる。その後に県や何かの補助があつたら、そういったものを活用する。そういうような順番がやはりふさわしいのではないかというふうに考えております。

今後検討されていくということで、またそのことに期待をしたいと思います。

では、部活指導員ということに移りたいと思いますが、今現状と今後の見通しについてお聞きします。

○議長（小山福績君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 外部指導員の関係で、部活指導委員の現況と今後の見通しということでございますが、外部指導員をお願いしてやっている部分がございます。現在、女子のバレーボール部、野球部、そして社会体育の部分でしっかりやっているのは剣道部でございます。その辺をお願いしているわけでございます。

また、バスケットボールにつきましても、自校の部活ではないわけでありましたが、社会体育での部分で支援、市で指導できることは、体育協会の部分で外部指導の部分でできるだけ使えるということで、子供のミニバスケットボールというふうな部分で支援をしている部分がございますので、よろしく願いいたします。

なお、今後も外部指導者の確保には努めていきたいというふうに考えていますが、なかなかお勤めされている方が多くて、時間帯がうまくいかないという部分があるかと思いますが、今後、確保に向けて努めていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） なかなかこれは大変だし、やはり本当に役場の職員の皆さんとか、地域で社会体育をなさっている皆さんの協力があって、今現在のそういう指導員、外部指導員の現状があると思いますけれども、やはりこれからは合同部活と同じように、広域の中で、そしてさらに言えば、社会体育という方面にどんどんと部活動のウエートが厚くなっていくということを見越して、我々は地域でどのように子供たちのスポーツ環境を賄うかという視点でこれから検討していかなければいけないのではないかというふうに思いますが、そこで部活動全体の将来像について、教育長、どのようにお考えかお聞きします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 部活動の将来像ということでございますが、今考えている部分では、今までと同じ支援を行っていく予定としておりますが、それぞれの学校の様子もありますので、情報交換を行いながら進めていきたいと思っております。

なお、ご存じのことだとは思いますが、中学校の部活動も、少子化等の影響により、中体連の大会の運営も非常に厳しくなっているということで、種目によっては、もう郡、市

の大会は行わない。中信大会から大会の運営を行っていくことが基本的に方針で決まっております。そうしますと、この合同部活、合同チームという編成も、若干編成の仕方が変わってくる場合がございます。そこら辺も踏まえながら、これからどういうふうにしていくかということを決めていかなければならないのではないかなというふうに思います。

特に、野球につきましては、もう中信大会からもう即スタートということになってきておりますので、そこら辺も情報を見きめながら進めていきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 確かに状況がどんどん変わってくるということもありますけれども、今、本当に部活動のあり方というのは、もう本当、これからどんどん変化をしながら、新しい形に今、仕組みが変わりつつある、そういう過渡期ではないかというふうに考えています。

そんな中で、そういったことをできるだけ未来を見通して、そしてその場その場で適切な支援というものをお願いしたいと思います。

さて、それでは質問事項の2に移りたいと思います。

保育園の職員における働き方についてですが、少子化傾向の中、保育園児の増加は近年大変好ましいことでもあります。仮に、少人数でも、だからこそ恵まれた教育環境をということ、保・小・中一貫教育の検討がなされておりますが、これは多いにこしたことはないし、子供がふえることを否定する村民は一人もいないというふうに私は思っております。

これに伴う保育園の受け入れ体制、ちょっと心配になりましたので、お聞きしたいと思います。

職員の待遇ですとか、そういったものが適正であるか検証したいと思います。まず園児数に対する保育士や給食などの職員、こういった職員体制というものが今、現状適正であるかお尋ねをします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 管轄の教育委員会としては、適正だというふうに考えております。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） では、手のかかる未満児ですね。大変未満児のお子さん、これは多い傾向が続くわけですが、そうしますと、なかなか時間外ですとか、あるいは土曜日出

勤とかということがあります。職員には適正にその手当等が支給されているか、またその検証が、支給されているかどうかということの検証ですね、それがなされているかお聞きします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 適正に行っておりますし、超過する勤務等につきましては、もう事前にわかる範囲内で時間外勤務命令表等確認をしながら行っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） そういうペーパーでの確認というのも当然そうですけども、実態ですね、また実態調査という形で現場の声を聞いていただければいいなと思います。

私の聞くところには、大変、例えば給食であれば手が足りないとか、何かそういうような声も聞こえてきますんで、それぞれ現場というのはいろいろい悪いあると思いますけれども、少なくとも子供さんの保育ということに影響のないように、またそういった心配りをさせていただきたいというふうに考えております。

それから、保育士さんの確保ですね。このごろ募集しておられましたけれども、やはりこれは世間的に見ますと、なかなか確保が困難であるということをお聞きします。

また、これはやはり年度を追うごとに更新という言い方はおかしいですけども、その年代ごとに適正に保育士さんを補充していくということも大変重要かと思っておりますけれども、そういう観点で、保育士さんが継続されるような雇用計画はなされておりますでしょうか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 内容的には、適正な年代で継承される雇用計画というご質問だと思いますが、保育園は、おみ保育園におきましても、保育園の定員管理の中で保育士の人数が決まってくるということはお承知のことかと思っておりますが、退職や職員研修等により欠員が生ずれば、調整を行って、今現在でも行っておりますが、雇用につきましては、一応役場職員、役場全体の定数としての調整も必要かと思っておりますし、また退職等の関係も視野に入れながら計画しておりますが、実際に市みたいに保育園が多くて保育士が大勢いる場合には、年代的構成も割合いけるかと思っておりますが、麻績保育園につきましては、保育士が大体臨時まで含めて十五、六名の部分で、正規職員を含めて考えますと、年齢構成を考えながらなかなか雇用

する計画は非常に難しいというふうに考えておりますので、定年退職等の部分も考慮しながら、計画的に雇用を進めていくというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 確かに過剰に保育士さんだけを入れるということは困難ですが、1つのやり方として、保育士さんの免許をお持ちの方を、例えばそろそろ必要だなというタイミングで一般職員として雇用しながら、必要なタイミングでその保育園に充当していくというか、いろいろな方策が考えられるのではないかとこのように思いますので、それはやはりいろいろな面で総合的に見て、ある足りていたところと足りなくなったところと、非常にむらが出てしまっただけでは困るということをご提案したいと思います。

さて、それでは質問事項の3番に移りたいと思います。

保・小・中一貫教育についてですけれども、来年4月からいよいよ学校組合が解消され、筑北中学校は麻績村立になります。麻績村の教育方針に関する検討研究委員会保育園・学校部会は、平成29年6月から2年以上にわたり研究検討がなされてきました。2年間の積み上げがあるということでお聞きしますが、この麻績村の教育方針に関する研究検討委員会の最大の成果についてお聞きしたいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） それでは、若干長くなるかと思いますが、よろしくお願いたします。

まず、研究検討委員会では、子育て支援部会、社会教育部会、保育園・学校部会の3部会を設置する中で検討してきております。

まず、子育て支援部会の関係でございますが、現在までに18回を開催しております。内容的には、子育て支援施設「ひだまり」の関係、また子育てに関する支援事業の関係、ここで保育園とかコーディネーターの活用、また保育園入園時のギャップへの解消等、今後についての専門職の必要性等を検討研究をしておりまして、この中で成果というと、やはり「ひだまり」が毎日開催できて、保健師の相談事業もつき2回は確実にできているという部分でございます。

また、社会教育部会におきましては、13回開催する中で、また3つの小部会を設け、公民館や社会体育、そういう部分を含めながら、文化財等を含めながら検討されてきております。

そして、この社会教育部会におきましては、その3部会の中の構成員がいらっしやいまして、そんな中で情報共有をしっかりと、課題等を検討することができました。

そんな中で、文化財関係でも、マップ等の見直しが必要じゃないか、再確認をしていくじゃないかというような課題もしっかり出てきておりまして、こちらのほうでは、その委員の中におりました方が文化財保護員の部分がありましたので、歴史を学ぶ会の復活ではありませんが、協力を得る中で、村内の部分が今、一生懸命行っていただいておりますし、それにあわせて元気づくり支援金の活用ができて、アーカイブとしてのビデオや録画撮りができているという成果が出てきております。

また、図書館につきましては、視聴覚機材の導入に関しまして、CD等が活用できるような、簡単なものではあります、ブースの設置ができております。今後は、図書館につきましても、利用拡大に向けた対策を進めることが大事だというふうに考えております。

また、公民館事業でも、課題を整理する中で、見直し等を進める事業が出されておりますが、その中には、なかなか長期にかかるであろうと思いますが、本館と分館の連携の中で、分館のあり方等も課題に出てきております。

また、公民館講座のあり方、村内だけ相手なのか、それとも地域全体、また村外等からの部分もしっかり入れて、ふやしていくことが大切ではないかというようなお話もしていただいております。

次に、保育園・学校部会ではありますが、15回の開催を行ってきております。

まず、一貫教育の推進ということで、これにつきましては、小・中学校先生がしっかり小学校を見たり、中学を見たりして、それぞれの学校の情報を得る中で、授業につなげております。中でも、中学校の教科担任が小学校へ来て教科を教えると、担任ではなく教科担当が教えるというような方式、また小学校の子供たちが中学のビブリアバトルに参加して、お互いに交流を深めていくというような形、また保育園と小学校でも、園児が小学校へしっかり来れる、また小学校の児童が保育園へ行って交流を深めるということ、それにあわせて教職員も一堂に会して研究事業を行うというようなことも行っております。

また、一貫教育に関する取り組みの事業の統一という形で、昨年度から小・中学校の保護者にリーフレットの配付をしております。一貫教育とはどういうふうに進めていくのかということで、小学校1年から中学3年までの部分で進め方をリーフレットにして、できるだけ見やすいところに張るということで、できれば冷蔵庫のところに張っておいて、毎日確認できるような状況がとれればというサイズで行っております。

そのほか、保育園でのあり方、小学校でのあり方、中学校でのあり方等、またそこに家庭のあり方等も踏まえて、情報共有をしていきたいということでございます。

また、学校関係では、ICT教育ということで、一クラス授業があるときには、ICTの関係で授業があるときには、全員がタブレット版が利用できるような状況、またふるさと学習で中学で進めている部分、これは小学校の高学年から続けていけば、もう少し麻績村が知れて、しっかりしたふるさと学習ができるのではないかと。

そのほか、国際交流も含めて検討しております。中でも、中学では、外国語、国際交流進める中で、信州大学からの留学生の活用をする中で、今、進めております。また、ALTの母国との文通等も進めております。

以上、概要を申し上げて、研究検討し、協議され、現在までに行うことのできたこと、また今後実施に向けた事業等において概要を申し上げました。研究検討委員会の最大の効果といたしますか、それぞれの事業において、課題が見えてくる中で、その課題の解決に向けて、方向性をつけることができる部分から事業を始めてこられてきていることが大きな成果と考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 今のことで、村民がこういう成果でよかったねと理解できたのかなというふうにちょっと疑問に思いました。そういう検討委員会の場を否定するわけではございませんが、担当の先生方の調整でできることも多くあったのではないかとというふうに感じております。

では、来年以降、そういった検討委員会の場がありますので、村立の小・中学校となるわけですから、なぜ小・中一貫校ですね、これを研究されていないのかお聞きします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 小・中一貫校につきましての研究はなぜなされないかということですが、このことにつきましては、麻績村の教育方針に関する研究検討委員会の前身であります麻績村の今後の教育方針に関する研究会で一貫教育について研究検討がなされ、その結果について、村のほうに答申書として提出をいたし、進めてきているものでございますので、今、この検討研究委員会で協議することはしていないということをご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 分離型の一貫教育をあくまで検討するんだということだと思いますが、私は検討というのは、やっぱりいろいろなパターンを検討して、そして分離型の一環教育のメリットは何か、それは学校が今の現状でいいということが一番の最大のメリットですけども、しかしながら、いやいや待てよ。一貫校でやれば、もっとこういうメリットがあるぞ。いわゆる義務教育学校ですね、全く違った方法論が出てくるわけですね。そういった研究もあってしかるべきだと思います、私はね。

そんなことをお伝えしておきますが、同様に、これ、来年から村立の筑北中学校になるということで、聖南中学校と統合した場合と、村立ですっとこのまま行く筑北中学校と、そういった統合か村立でこのまま行くのかということの対比、またそういったメリット・デメリットなんかも研究するような予定ございませんか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 単独校におけるメリット・デメリットにつきましては、こちらにつきましても、以前に筑北村麻績村学校統合検討委員会におきまして研究検討し、それがメリットのほうが多いということで、統合が必要として進めてきたものと認識してございます。

しかしながら、その研究されてきた部分が、筑北村さんの状況の部分で、学校統合は筑北村だけで進めるということから、両村の学校統合の話し合いが終結することになったことはご承知のことと思います。

村の教育委員会の検討研究委員会では、これを踏まえる中で、麻績村の今後の教育に関する研究が始まり、現在の研究検討委員会として研究検討を行っておりますので、学校統合に関する比較検討するのではなく、今後の麻績村の教育に関する研究検討することが目的として考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） では、今、教育長がおっしゃったことが麻績村の教育方針に関する研究検討委員会の最終的な目的となるということで理解します。

それは、いわゆる今の現状における課題であって、将来はこういう学校をつくるんだという将来像に結びつかないということが非常に私は残念だなというふうに考えております。

さて、次に、時間もなくなってきましたので、最後の質問要旨として、「善光寺街道整備工事」と聖高原観光のこれからについてお尋ねしたいと思います。

本日の一般質問の冒頭に、茂木議員から聖高原ホテルの跡地についての質問がありました。大変よい提案だなというふうに思います。もっと積極的に言えば、お仙の茶屋のあの店舗がこれであくと。その活用法として、例えば聖高原ホテルの跡地へ移設して、そして峠の茶屋としてまたリニューアルするというようなことも、非常に1つの方法論として私は検討の価値ありだというふうに考えます。

麻績村が観光立村と言われた聖高原開発は、もう半世紀が過ぎまして、総合的な検証を必要とする時期に来ていると考えます。その中で、ホテル聖の跡地は聖高原の入り口に当たり、その有効活用は今後の聖高原を考える上で重要なポイントになるというふうに私も考えております。

そこで、観光課からお示されました計画では、善光寺街道整備工事にヘリポートありきでこれは計画が進んでいるなという印象を持たざるを得ない、私はそういうことであります。

さて、県に申請したときになかったこのヘリポートの計画が加わったのはいつの時点であるかお聞きします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） お答えいたします。

今現在、聖高原には観光客や別荘のお客様がいらっしゃいます。

現在、聖高原にございます臨時のヘリポートでございますが、聖高原スキー場隣にあるテニスコートが臨時のヘリポートとなっているところでございます。いざドクターヘリの要請があった場合、そのテニスコートのネットを外す作業や作業をするスタッフがすぐに対応できない可能性が以前から課題として挙がっていたところでございます。

また、冬の期間につきましては、スキー場と併設されるそのテニスコートの部分がそりコースの一部となるため、使用ができない状況となっているところでございます。

そのため、臨時ヘリポート設置の計画自体は、廃ホテルを壊す以前から計画としての検討をしていたところではございます。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 計画自体は以前からあったというような答弁ですけれども、それがたまたま善光寺街道整備工事に重なったということだと思います。

ただ、このヘリポートの必要性というものをどの程度検証されたのか。いわゆるシミュレ

ーションですね。今までヘリポートがあったらというような必要性が何回ぐらいあったのか、また今後その必要性がどのぐらいあるのかというようなことは検討されたのですか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） 現在、別荘管理、観光客の受け入れ、防災等の面から、ヘリポート発着地の必要性は以前から論じられてはおりました。ただし、年何回とか、そういう統計をとった専門的なそういう討論とはしてはいないですが、課内では必要性は感じているというふうに以前から話はしているところでございます。

以上です。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 必要だねっていう話があったということですけども、必要だねっていうのは、どこでもですね、高でも、桑関でも必要だねって言えば必要なんですよ。それは、ヘリポートはどこに、うちの前にあったらなおいいねっていう話でして、それはちゃんとその必要性というものをちゃんと説明をできるように私は科学的にその根拠というものを示す必要があるのかなというふうに思います。

なぜ私がそれまでこだわるかといいますと、ヘリポートがもう前提にありますと、ヘリポートの近くに構造物というのは大変制限されますね。そうすると、今後、あの玄関口にあつて、いわゆる施策として、非常にそこで制限されたことしかできなくなるということでありま

す。とりあえずあそこは当初は仮設ヘリポートにして、ほかが見つかったら、またほかのところへというふうに、そんな午前中の答弁もあつたわけですけども、しかしながら、本当にこれが必要であるか、観光地にまず行ったら入り口がヘリポートだったということが観光地として非常に魅力を高めることになるのかどうかということについてはいかがでしょうか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） それでは、私のほうから答えさせていただくわけですが、きょう午前中のご質問にもお答えしたわけですが、今、観光地に何が求められているかということもぜひご理解いただきたいと思います。

小瀬議員におかれましては、ヘリポートは不要だというお考えのもとでの発言かと思いますが、今、村全体のそういった危機管理のことを考え、ドクターヘリというふうなことを考

えますと、今、村内住民が、麻績村民が活用できるというのは、麻績村の中では日向地区、それから麻績村の中央部分、それからあと宮本等につきましては、これはお隣の筑北村さんをお借りするという含めて、近くにあるということでございます。

そういうことを考えますと、緊急な場合に、それぞれヘリポートまで何分で行けるか、そしてまたそこからヘリで病院まで何分で行けるかというこの救命救急のいわゆる医療行為にどのくらいできるかということが今、言われるわけでございますが、今一番穴に抜けているのは北部地域であります。聖高原の観光地を含めて。でございますから、どうしても北部には必要だということもぜひご理解をいただきたいなと、こう思っております。

既に別荘客の中、別荘に住まわれている方、それから憩いに訪れた方、そういった中で大変なけがをされるとか、それから死亡につながるというようなことも今日まであるわけがあります。こんなときに、もしヘリが要請でき、そしてヘリが近くにできたとすればというようなことは事実あったわけでございます。そういうことを含めれば、これからの観光地を持つ村としては、安心・安全のためにこういった施設をつくるということは当然必要になってきますし、これからの行政としては必要であるというふうに理解をしているわけでございます。そんなことをぜひともご理解いただきたいと思えます。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） これは前回にもちょっと私は挙げた課題でありますけれども、村民のために、あるいは観光地に訪れたお客さんのために、あるいは別荘の住人のためにというようなことでありますけれども、例えば村民が、あるいは別荘にお住まいの皆さんが、本当にヘリポートをつくっていただきたいという声があったのかどうか、あるいは観光客の中で、ここにはヘリポート必要だねなんていう話が出たのかどうか、私は大変疑問に思っております。

あわせて、もう時間もありませんので、最後にお聞きしたいんですが、聖高原観光、これは先ほどほかの議員さんの質問にも挙がってございましたけれども、50年をたちまして、こちら辺でやはり一区切りといいますか、総括をした上で、そしてまた長期展望に立ったこれからの将来像というものを研究する必要があるんじゃないかというふうに思います。

先人が本当に苦労して1,000区画以上のああいった別荘開発をしたということは、当時は本当に大変すばらしい偉業であったと思えますし、また古い峠の茶、猿ヶ馬場峠を新しい聖高原という形で、どっちかという洋風リゾートを目指してきたということも、時代の中では肯定される部分もあって、私はそれは評価できると思えます。

しかしながら、現在、観光事業に一般会計から繰り出される村費も決して少ない額ではないわけですね。単純に9,000万円ほどの差額がある。観光事業で売り上げるその売り上げとかかる経費、これを引いてみると、大変多額な差が見えるわけです。その中で、本当にこのままこの差額はもう経常経費的に、これは恒常的に毎年それに使っているものかどうなのか。

例えば、中学校の生徒が他校と合同部活に通うのに、それも県の補助金を当てにして、そしてない財源を何とか工面するというようなことを考えれば、これは何千万円というお金が観光事業に使われるということに対して、私どもはこれは本当に真摯に受けとめ、そして一刻も猶予なく新しい観光のあり方というのを考えなければいけないというふうに考えていますが、これから先のですよね、先ほど村長は35年というようなことを言っていましたね。ついこの間の新しい手直しといいますか、見直しによって開発されて35年。であれば、この先35年、どのような姿を目指すのか、またそういった検討をするべきではないかということをご改めしてお聞きします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） 答えさせていただきますが、先ほどのヘリポートについては、それぞれ要望があったのかということについてでございますが、このことについては、いわゆる防災、危機管理ということについては、これは村の責務として、要望がなくてもやらなければいけないことがあるということもぜひご理解いただきたいと思っております。

これは、消防とか全てを含めて、村民が要望がないからやらないというわけにはいかないという部分もある。それからまた、あの観光地は安心なんだよということも、観光地のイメージアップを高めるために必要だということもあるわけでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

さて、今後の聖高原についてでございますが、これは先ほどのご質問とダブることもあるかもしれませんが、お願いしたいと、こう思っております。

1回目、2回目という大きな聖高原をリセットするような大きな事業をやってきたわけですが、実はこの2回目のリセットのときにはどんなことまでやったかというところ、景観の整備ということは、もう当然やったわけでありましたが、そのときには、開発当初から続いておりました観光有料道路の見直し、これは大きな問題でございましたが、こういったこと、それからさらに聖高原の総合デザインですね、景観の総合デザイン、こんなこともやりましたし、それからさらに観光サービスの見直しといいますか、それから新たな観光として、

どんな観光をこれから力を入れていくのか、こんなこともそれぞれ研究をして始めたわけ
あります。

例えば、釣り等につきましては、以前とは大分変わった形になってきていると思いますし、
それからいろいろな新たなニーズにこたえられるような展開ができるような観光配置、こん
なことも進めてきたというふうに思っております。すなわち、時代、ニーズに合うものを整
備したということでもあります。

それで、それ以来、30年近くがこれで経過するわけですね。まだ30年にはなりません、
もうじき30年ということでございます。そういった中で、先ほど35年と申し上げましたの
は、35年とか40年というこういった間には、次の段階に入っていく必要があるのではない
のかな、こう思っているわけでございます。

こういった中で、先ほど宮川議員さんからもご指摘いただいた要するに別荘のあり方等に
ついて、また研究しなきゃいけないのではないかと、こんなご提言もいただいております
でございますが、そんなことも含めて研究していかなきゃいけないと、こう思っております。

ただし、ただし、具体的に整備をするということになりますと、当然資金といいますか、
予算が伴うことであるわけです。そういった中で、今、村の計画の中にもいろいろな計画が
ございます。観光地の観光施設の整備でありますとか、そういったことのほかに、村全体と
して、そういった中で、大きくですね、これから大きな事業、優先しなきゃいけない事業が
幾つかあると、この辺についてもご理解をいただきたいと思っております。

ちょっとその辺、ちょっと触れさせていただきませんが、議員もご承知だと思うんですが、
穂高広域の負担、これも大きいですね。それから、松本広域消防、これも指令塔をですね、
指令室の計画等も出ております。それから、今度、デイ聖の松塩筑木曾ではあれを廃止して
いくということでございます。ということになりますと、あそこのご利用者様をどうするか
ということでもあります。これらについては、場合によっては、いろいろなことを考えなきゃい
けなくなってくると。予算も必要になってくるだろうと。

それから、あとは筑北クリーンセンターの整理でございますね。あれを取り壊す。相当予
算がかかると思います。億の単位でかかっていく。こういった事業もある。

それから、さらに今進めております安心・安全村づくりの中で大型道路をやっているわけ
ですね。橋梁等の整備。やはりこれも急がなきゃいけない部分がある。

それから、さらに今、皆さん切実な問題であります、農耕の水路の整備ですね。これも
特に重要な北部の宮川水系、この辺はほとんど手のつかない状態になっているわけですね。

こういったものも大きな事業として控えているという中で、これから聖高原の将来像をどうやっていくかということになるわけですが、これらについても、資金計画、そんな財政計画を立てながらやっていかなきゃいけない、このように認識しております。

以上です。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） もう時間もありませんので、一言だけにしますが、いわゆる喫緊の今目前にある大型事業というものは、これはもう肅々と対応していくということは当然ですが、私が言うのは、将来像をきちんと検討するようなことを一日も早くやるのが、また具体的な計画になるわけです。

今、私は麻績村の中で大変不足しているなど思うのは、例えば中学校の問題しかり、この観光の問題しかり、将来像というものをきちんと提示できない。村民に対して、これから学校はこういうふうになっていく、また聖高原観光はこういうような形に向かっていく、こういうような将来像というものを語るという機会が余りにもなさ過ぎるというふうに私は感じております。

これは、ただ単に庁内でそういった部署をつくって検討するだけでは足りない。やはり村民参加の中でこういったことを一緒に将来像を描く、こういうことを要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小山福績君） 小瀬佳彦議員の一般質問が終了いたしました。

以上で通告されました7名全員の一般質問が終了いたしました。

◎委員長報告

○議長（小山福績君） 日程第2、委員長報告を議題とします。

社会文教委員会に付託しました第1－11号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情、第1－12号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願、第1－13号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願の結果について報告を求めます。

小瀬佳彦社会文教委員長。

〔社会文教委員長 小瀬佳彦君 登壇〕

○社会文教委員長（小瀬佳彦君） 社会文教委員会に付託されました陳情1件、請願2件の審査した結果を報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情要請等審査結果報告書のとおりです。

第1-11号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情については、採択・意見書提出としました。

国は、経済的負担を軽減する必要があると認められる者へ教育の機会均等に寄与することを目的に高等学校等就学支援金を支給しており、なお納めなければならない授業料が残る場合、長野県では、私立高等学校授業料等軽減事業補助金による補助を行っています。また、麻績村においても、私立高校へ通学する生徒1人に対し年間2万円の定額補助を行っています。このような補助制度は、公立と私学との学費の差による保護者の負担を軽減し、公教育の一翼を担う私学振興のためにも重要な政策であると考えます。

よって、この陳情の趣旨は妥当であり、本委員会は採択としました。

次に、第1-12号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願につきましては、採択・意見書提出としました。

長野県では、平成25年より30人規模学級（35人基準）を中学校3年生まで拡大し、小・中学校全学年が35人学級となっています。しかし、国の制度は小学校1学年だけが35人学級で、2学年は財政負担増の懸念から制度化を見送り、加配教員の活用にとどまり、3学年以降は40人学級のままです。

文部科学省は、財務省との確認事項で、教職員定数について、学校教育の状況や国、地方の財政状況等を勘案し、教育の質の向上につながる教職員配置の適正化を計画的に行うこととしています。

また、複式学級に関しても、国は小学校1年生を含むときは8人以下、それ以外では16人以下としていますが、長野県は、二ヶ学年が9から16人においては県費負担により講師と教員を派遣し、複式学級解消を独自に図っております。国は、その責任において複式学級の基準を下げ、教職員配置の適正化を図るべきと考えます。

よって、この請願の願意は妥当であり、本委員会は採択としました。

最後に、第1-13号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願につきましては、採択・意見書提出としました。

へき地教育振興法は、交通条件及び自然的・経済的・文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等のへき地における教員の確保、施設設備の整備、学習の指導方法等、各種の面につい

て教育の地域的格差を是正するため昭和29年に制定され、45年の一部改正により、へき地学校等に勤務する教職員のうち、一定条件を備えた者には一定期間赴任手当に準ずる手当が支給されることになっています。

長野県では平成18年度以降、このへき地手当が8分の1に削減され、現在は省令基準の3分の1まで回復していますが、近隣県では従来支給率を採用していることや、長野県の地理的・自然的状況から鑑みても、近隣県並みに戻す必要があると考えます。

よって、この請願の願意は妥当であり、本委員会は採択としました。

以上、社会文教委員会に付託されました陳情1件、請願2件の審査報告といたします。

○議長（小山福績君） ただいま社会文教委員長の報告によると、第1－11号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情については採択・意見書提出です。

それでは、付託案件の採決をします。

委員長の報告のとおり、第1－11号の陳情は採択・意見書提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

したがって、第1－11号の陳情は採択・意見書提出することと決定いたしました。

続いて、第1－12号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願については採択・意見書提出です。

委員長の報告のとおり、第1－12号の請願は採択・意見書提出とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

したがって、第1－12号の請願は採択・意見書提出することと決定いたしました。

続いて、第1－13号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願は採択・意見書提出です。

委員長の報告のとおり、第1－13号の請願は採択・意見書提出とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

したがって、第1－13号の請願は採択・意見書提出とすることと決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（小山福績君） 本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。

以上で令和元年第3回麻績村議会9月定例会第2日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時13分

令和元年第3回麻績村議会定例会（第3日）

議事日程（第3号）

令和元年9月9日（月）午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の説明

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 認定第 1号 | 平成30年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2号 | 平成30年度麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3号 | 平成30年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4号 | 平成30年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5号 | 平成30年度麻績村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6号 | 平成30年度麻績村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 7 | 認定第 7号 | 平成30年度麻績村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 8 | 認定第 8号 | 平成30年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 9 | 認定第 9号 | 平成30年度麻績村観光事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 議案第 1号 | 麻績村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第 2号 | 麻績村教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第 3号 | 麻績村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第 4号 | 麻績村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第 5号 | 令和元年度麻績村一般会計補正予算（第2号） |

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（小山福績君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、令和元年第3回麻績村議会9月定例会第3日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、報道関係者より写真撮影、議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の説明

○議長（小山福績君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

事務局長より、議案等の確認及び日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第1、認定第1号 平成30年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

歳入、歳出、歳入歳出全般に分けて質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

初めに、歳入全般について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

その際、ページを言って質問してください。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） それでは、歳出全般について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） それでは、歳入歳出全般について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） それでは、認定第1号について質疑を終わります。

これより討論を行います。

本案に対する討論の発言を許可します。

討論はございませんか。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） 討論なしと認めます。

それでは、採決します。

採決は起立によって行います。

原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小山福績君） 全員起立。

全員賛成と認め、認定第1号は原案どおり認定することに決定しました。

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第2、認定第2号 平成30年度麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） それでは、認定第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第2号は原案どおり認定することに決定しました。

◎認定第3号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第3、認定第3号 平成30年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 2番、塚原利彦です。

監査委員さんの意見書の中に、特別会計の関係で、村所有の別荘地が前年より21区画増となり、1,165区画となったと。全体の6割強ですか、占めていると。このことから、当事業の今後についての検討をする必要があるということでご意見が出ていますが、どんなふうに進めていかれるというか、そういう計画があればお聞きしたいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） ご質問についてお答えいたします。

今現在は、この地上権のみについての検討については、まだいつやるということは未定になってございます。先日の一般質問の村長答弁の中でも、総合的な見直しの時期に来ているという答弁もございましたので、それと一緒にこの別荘の関係も含めて検討に、ちょっと時期はまだ未定でございますが、それも含めて検討のほうに入るようなことを考えているところでございます。

以上です。

○議長（小山福績君） 塚原議員、よろしいですか。

○2番（塚原利彦君） いいです。

○議長（小山福績君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、認定第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第3号は原案どおり認定しました。

◎認定第4号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第4、認定第4号 平成30年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、認定第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第4号は原案どおり認定しました。

◎認定第5号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第5、認定第5号 平成30年度麻績村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、認定第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第5号は原案どおり認定いたしました。

◎認定第6号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第6、認定第6号 平成30年度麻績村水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、認定第6号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第6号は原案どおり認定いたしました。

◎認定第7号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第7、認定第7号 平成30年度麻績村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、認定第7号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第7号は原案どおり認定いたしました。

◎認定第8号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第8、認定第8号 平成30年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、認定第8号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第8号は原案どおり認定いたしました。

◎認定第9号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第9、認定第9号 平成30年度麻績村観光事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、認定第9号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第9号は原案どおり認定いたしました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第10、議案第1号 麻績村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

議案第1号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、議案第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山福績君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第11、議案第2号 麻績村教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第2号について質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） それでは、議案第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山福績君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第12、議案第3号 麻績村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑を行います。

議案第3号について質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） それでは、議案第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第13、議案第4号 麻績村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑を行います。

議案第4号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、議案第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第14、議案第5号 令和元年度麻績村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑を行います。

議案第5号について質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） それでは、議案第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山福績君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第15、議案第6号 令和元年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑を行います。

議案第6号について質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） それでは、議案第6号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山福績君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第16、議案第7号 令和元年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑を行います。

議案第7号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、議案第7号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第17、議案第8号 令和元年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑を行います。

議案第8号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、議案第8号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第18、議案第9号 令和元年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第9号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、議案第9号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第9号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第19、議案第10号 令和元年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案第10号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、議案第10号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第20、議案第11号 令和元年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案第11号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、議案第11号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第11号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第21、議案第12号 令和元年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案第12号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、議案第12号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第12号は原案どおり可決いたしました。

◎同意第1号～同意第3号の一括上程、提案理由の説明

○議長（小山福績君） 日程第22、同意第1号 麻績村教育長の任命について、同意第2号 麻績村教育委員会委員の任命について、同意第3号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上3議案を一括上程とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） それでは、人事案件3件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、同意第1号につきまして、教育委員会教育長の任命についての提案理由を申し上げます。

麻績村教育長、飯森力氏が令和元年9月30日をもって任期満了となることから、引き続き麻績村麻3134番地、飯森力氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は令和元年10月1日から令和4年9月30日までの3年間です。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

次に、同意第2号 教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

麻績村教育委員、坂野かほり氏が令和元年11月4日をもって任期満了となることから、新たに麻績村麻8249番地、宮下温子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は令和元年11月5日から令和5年11月4日までの4年間です。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

次に、同意第3号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

麻績村固定資産評価審査委員会委員、若林基宜氏が令和元年9月30日をもって任期満了となることから、新たに麻績村日4706番地、森山幸一氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は令和元年10月1日から令和4年9月30日までの3年間です。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小山福績君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ここで暫時休憩し、同意第1号から同意第3号について、全員協議会にて議案提出者より詳細説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩といたします。

委員会室へご移動ください。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時12分

○議長（小山福績君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎同意第1号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第23、同意第1号 麻績村教育長の任命についてを議題とします。
飯森教育長の退席を求めます。

〔教育長 飯森 力君 退席〕

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員から討論の申し出がありましたので、討論を行います。

6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） それでは、私はこの人事案件について、不同意という立場で意見を述べさせていただきたいと思います。

平成29年3月、筑北村側から筑北中学校の組合立の解消ということで、そういった宣言がされたということですが、その後、この間、麻績村の側からやはりそういったものに異議を表明するという場面が全くありませんでした。私は、麻績村の教育行政の一番責任者として、教育長が一方的な通告ということで、これまでの永い歴史ある筑北中学校のこの両村の組合立というこの仕組みを一方的に解消されるということに対して、それはもう麻績の村民を代表して、教育長という立場である限り、そういったことに異議を表明し、また、もっと慎重にそういったことは検討されるべきだということを、私は公に表明するべきだったと思っております。

それから後の対処は、村立になって以降の対処をどうするかということに終始をして、喫緊の組合解消ということに関しては、非常に受け身であり、受動的であったと私は評価をしております。

そういった教育行政の受け身の立場は、これは教育行政自体が村の行政と独立して、教育長がみずからの教育理念というものに対して、そういった信念を持って行動していなかった、余りにもこれは事務的であったというふうに受け取らざるを得ません。

よって、私はこの継続した教育長の人事案件については不同意です。

以上です。

○議長（小山福績君） 小瀬議員の反対の討論が終わりました。

賛成の討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、同意第1号について討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

本案件に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 挙手をおろしてください。

賛成者多数と認め、同意第1号は原案どおり同意することに決定いたしました。

飯森教育長、入場してください。

〔教育長 飯森 力君 入場〕

○議長（小山福績君） それでは、ただいま教育長に選任されました飯森力君から、その場において挨拶をお願いします。

○教育長（飯森 力君） 一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは合意をいただき、まことにありがとうございます。

教育長として、引き続き子供たちの健やかな成長と、村民皆様が心豊かに学び続けられますよう努めてまいります。そして、令和2年4月に、筑北中学校が麻績村村立の中学校としてスタートいたします。村立への移行がスムーズに進むよう、全力で努めてまいりますので、議員各位を初め、村民の皆様よりご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、ご挨拶をさせていただきます。

ありがとうございました。

◎同意第2号の質疑、採決

○議長（小山福績君） 日程第24、同意第2号 麻績村教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑を行います。

同意第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、同意第2号について質疑を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

本案件に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

全員賛成と認め、同意第2号は原案どおり同意することに決定いたしました。

◎同意第3号の質疑、採決

○議長（小山福績君） 日程第25、同意第3号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

質疑を行います。

同意第3号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、同意第3号について質疑を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

本案件に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

全員賛成と認め、同意第3号は原案どおり同意することに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第26、発議第1号 私立高校に対する公費助成をお願いする意見書の提出についてを議題とします。

質疑を行います。

発議第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、発議第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山福績君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第1号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第2号の上程、質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第27、発議第2号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出についてを議題とします。

質疑を行います。

発議第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） それでは、発議第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山福績君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第2号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第3号の上程、質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第28、発議第3号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書の提出についてを議題とします。

質疑を行います。

発議第3号について、質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） それでは、発議第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第3号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第4号の上程、質疑、採決

○議長（小山福績君） 日程第29、発議第4号 筑北村立聖南中学校と麻績村・筑北村学校組合立筑北中学校の統合に関わる村民の意識調査の実施についてを議題とします。

ここで、意見書の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（小山福績君） お諮りします。

ここで暫時休憩し、発議第4号について、全員協議会にて議案提出者より詳細説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩といたします。

委員会室へご移動ください。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時35分

○議長（小山福績君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

質疑を行います。

発議第4号について、質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） それでは、発議第4号について質疑を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山福績君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第4号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第5号の上程、質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第30、発議第5号 議会議員の派遣についてを議題といたします。
質疑を行います。

発議第5号について、質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） それでは、発議第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山福績君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第5号は原案どおり可決いたしました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（小山福績君） 日程第31、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、麻績村議会会議規則第70条の規定によって、次期定例会の会期、日程等の議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（小山福績君） 本日予定されました議事日程は終了いたしました。

ここで、村長から挨拶があります。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月3日に開会されました令和元年第3回麻績村議会定例会におきましては、平成30年度決算認定を初め、条例の改正、令和元年度一般会計及び特別会計の予算補正、人事案件の議案を提出させていただきました。これらの全議案につきまして慎重にご審議を賜り、全て原案どおりお認めいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。ご決定いただきました事項につきましては、全職員一丸となって、全力で当たってまいります。

一般質問におきましては、今日の課題や今後に向けた貴重なご提言を賜りました。そして、真剣に論議をさせていただきました。このことにも重ねて感謝を申し上げます。

監査委員からのご意見にもございましたが、今後とも健全な財政運営に配慮し、今、何が必要か、今、何を優先して進めるべきか、事務事業のめり張りをつけて、貴重な財源を一層効果的に活用するよう意を配し、活力ある麻績村づくりに努めてまいります。

いよいよ行政では、上半期を終えて、今年度の締めくくりと来年度へ向けての準備と、重

要な下半期を迎えます。議員各位におかれましては、今後ともさらなるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上、今期定例会の閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（小山福績君） 以上をもちまして、令和元年第3回麻績村議会9月定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

会議終了後、打ち合わせ会議がありますので、議員の皆さんは議員控室にお集まりください。

閉会 午後 2時40分

- 日程第15 議案第 6号 令和元年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第 7号 令和元年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第 8号 令和元年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第 9号 令和元年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第10号 令和元年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第11号 令和元年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第12号 令和元年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 同意第1号から同意第3号一括上程
- 日程第23 同意第 1号 教育長の任命について
- 日程第24 同意第 2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第25 同意第 3号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第26 発議第 1号 私立高校に対する公費助成をお願いする意見書の提出について
- 日程第27 発議第 2号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について
- 日程第28 発議第 3号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書の提出について
- 日程第29 発議第 4号 筑北村立聖南中学校と麻績村・筑北村学校組合立筑北中学校の統合に関わる村民の意識調査の実施について
- 日程第30 発議第 5号 議会議員の派遣について
- 日程第31 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（8名）

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 飯森茂孝君 | 2番 | 塚原利彦君 |
| 3番 | 峯村賢治君 | 4番 | 宮川秀俊君 |
| 5番 | 塚原義昭君 | 6番 | 小瀬佳彦君 |
| 7番 | 茂木泰男君 | 8番 | 小山福績君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村長	高野忠房君	副村長	塚原勝幸君
教育長	飯森力君	村づくり推進課長	宮下和樹君
総務課長	宮下利秀君	振興課長	塚原敏樹君
水道室長	飯森秀俊君	住民課長	森山正一君
観光課長	青木秀典君	教育次長	臼井太津男君

事務局職員出席者

議会事務局長	塚原優仁	書記	宮下桜
--------	------	----	-----